

水源開発問題全国連絡会

第11回総会 資料

2004. 10. 30

香川県小豆島 内海町にて

水源開発問題全国連絡会 第11回総会資料

～2004年10月30日 香川県小豆島内海町～

目次

I この一年間の水源開発問題の概要	P.1
II 水源連(および事務局の活動報告と提案	P.3
III 各地からの報告	P.7
IV 水源開発問題全国連絡会の今年の方角性	P.7
V 役員を選任	P.7
河川整備計画策定状況調査のまとめ	P.9
1 河川整備基本方針・河川整備計画策定に対して	P.13
2 異常豪雨について	P.22
3 利水計画の変質について	P.33
4 ダム計画の延命策について	P.42
5 ダムを中止させる法制度	P.47
徳山ダム事業実施計画変更(事業費増額)における河川法脱法	P.55
徳山ダム事業実施計画変更に至る事業経過	P.57
大詰めの「淀川水系流域委員会」	P.65
山鳥坂ダム・肱川水系河川整備計画の違法性と政治性	P.72
治水と住民参加 その幻想 「実効的な住民参加は可能か」肱川流域委員会を巡って	P.74
台風16号と肱川水系河川整備計画の破綻	P.85
太田川ダム問題について	P.86
川辺川ダム問題の現状と展望	P.89
清津川ダム中止後の補償問題	P.93
三俣未来まちづくり地域振興策	P.95
「新潟の治水を考える」集会決議	P.105
奥胎内ダム	P.109
ハツ場ダム問題に関する住民監査請求と住民監査請求報告大集会	P.113

水源開発問題全国連絡会第11回総会議題

2003年11月23日に愛媛県大洲市で開かれた第10回総会以降の水源連の主な活動の報告と、今回の総会の討議事項について記します。

I. この一年間の水源開発問題の概要

その1 豪雨と氾濫

全国的な猛暑の夏、多くの台風の襲来、台風に伴う豪雨による河川の氾濫……。想定規模を超えた洪水に対してダムは無力であるばかりかむしろ大きな被害・災害をもたらすことを証明する状況が各地に見られました。

河道の整備が進んでいた所ではこれらの豪雨に伴う河川の氾濫が生じなかったことから、河道整備、とりわけ堤防整備が極端に遅れているところ、堤防に欠陥のあるところが各地に存在していることが周知の事実となりました。

ダム推進側はこれらの氾濫の原因を追究することなく、「〇〇ダムが下流の水位を△△cm下げる効果があった」とか、「〇〇ダムが完成していたならば下流の水位を△△cm下げる効果があった」などと公言しています。しかし、「〇〇ダムが下流の水位を△△cm下げる効果があった」ということにはいずれのケースにおいても、何等の科学的根拠がないことが明らかです。今もってピーク流量を明らかにしていないところがほとんどです。ピーク流量を明らかにした足羽川の場合は、ピーク水位が計画高水位よりはるかに低いにもかかわらず、計画高水位に対応する計画高水流量をはるかに超える数値をピーク流量としています。ダム計画を合理化させるための捏造ではないかとさえ思われます。

これらの氾濫災害に対する、「治水にはダムではなく、堤防整備をはじめとした河道整備を」「ダム計画が堤防整備・河道整備を遅らせてきた」「森林の整備による山の保水力の向上」という世論の盛り上がりを集めて、これまでの河川行政の転換を今こそ勝ち取る、このことが私たちの緊急課題といえます。

その2 河川整備基本方針・河川整備計画

昨年の全国集会で焦点を当てた山鳥坂ダムが計画されている肱川も今回の豪雨により堤防未整備地区で氾濫被害が生じました。地元の皆さんは山鳥坂ダム計画にお墨付きを与えることだけを目的とした肱川水系河川整備計画策定にたいしてその不当性を強く、広く訴えてきました。不当性を訴える主たる根拠は「治水にはダムではなく、堤防整備をはじめとした河道整備を」「ダム計画が堤防整備・河道整備を遅らせてきた」にありました。しかし、愛媛県と四国地方整備局はこの当然の申し立てをまったく無視して「肱川水系河川整備計画」を策定しました。

今回の総会・全国集会の開催地である小豆島内海町においても、内海ダム再開計画（事業主体：香川県・補助ダム）がかけられている別当川などが氾濫しました。その氾濫原因は台風による高潮の川への遡上でした。別当川についての河川整備計画は内海ダム再開計画による治水を柱としています。その内容が非科学的であることに加え、住民にほとんど知らされることなく策定された、という許しがたいものです。

静岡県太田川水系河川整備計画も静岡県が住民に知らせることなく策定されました。太田川水系河川整備計画は太田川ダム建設計画（事業主体：静岡県 補助ダム）をその骨子としています。この太田川ダム計画もまた、流域住民が検証したところ、その根拠が利水上も治水上もまったく非科学的であることが判明しています。

このように、ダム計画を持っている河川についての河川整備計画策定は、異論を持つ住民を締め出す、もしくは異論は聴きおろすだけ、という形で行われ、「〇〇ダム建設」という行政目標のみが貫徹されています。

河川整備計画とその前提である河川整備基本方針について、その策定状況を中村敦夫参議院議員（当時）を通して国に問い合わせたところ、策定が全国的に大幅に遅れていることが分かりました。あわせて、未策定のところの今後の予定・準備状況を聞いたところ、「準備中」という回答しかありませんでした。未策定のところとして徳山ダム建設を進めている揖斐川や、八ッ場ダム建設が進行中の利根川、川辺川ダム建設が事実上頓挫している球磨川があります。これらの水系では河川整備基本方針や河川整備計画を策定しないまま、従前の工事实施基本計画を見直すことなく、あるいは工事实施基本計画の範囲を逸脱した形で、ダム建設を進めています。

淀川水系河川整備計画は流域委員会と河川管理者との間で意見を闘わせながら策定が進められています。淀川水系流域委員会はダムに依存しないことを提言してきた経過がありますが、淀川河川事務所が計画中の5ダムについて必要論を展開しています。流域委員会が揺さぶりをかけられている一面が見られます。淀川水系流域委員会の役割は評価される部分があるものの、河川整備計画策定手続きへの住民参加についてはあまり見えてきていません。

川辺川ダム計画は、同ダムに水源を求める「国営川辺川土地改良事業変更計画」が昨年5月に違法であることが確定しました。これにより、川辺川ダム計画の2大目的（治水と利水）の一つである利水は法的根拠がないものとなりました。この違法確定により、熊本県収用委員会は収用採決を行うことができない状態に陥り、新利水計画が策定されるまで審理を休止することを昨年の10月に決定しました。しかし、新利水計画はまだ策定されていません。川辺川ダムに水源を依存する利水計画が対象農民（3条資格者）の3分の2以上の同意を得ることは不可能というのが現状のようです。熊本県土地収用委員会が「審理を一年以上休会しておくわけにはいかない」として、この件での審理をこの11月25日に再開することを決めています。国土交通省が11月25日にダムに依存する利水計画を明確に示すことが出来ない場合は、時限を切って明確にすることを迫り、それも満たされない場合は「土地収用申請却下」ということとなります（熊本県収用委員会会長談話）。

「土地収用申請却下」となると、川辺川ダム計画の存続はきわめてきびしくなります。あとは治水面について決着をつけることです。治水面の欺瞞性については水源開発問題全国連絡会も住民討論集会において体系的治水代替案の作成と提示に取り組んできました。この討論集会は全国の河川整備計画策定過程で行われてきた住民参加の質をはるかに超える内容を持っています。この討論集会で、治水面は森林の保水力の向上が焦点となっています。森林の保水力の検証調査・実験が、熊本県をコーディネータとして住民側と国とでその方法についての合意点を探りつつ、始まりました。この検証作業は住民側が勝ち取っ

た画期的なことといえます。

吉野川の河川整備計画は策定準備の段階にも入ることが出来ていません。それは、第十堰の河道堰化計画を国がいまだに白紙撤回していないことから、住民側が河川整備計画策定に非協力を貫いていることによるものです。吉野川流域の住民は、自ら基金を募り、吉野川流域の調査を実施し、その結果に基づいて吉野川のあり方を提言しました。その提言の中には、森林の成長により保水力が上昇していることを突き止め、更なる森林の健全な育成こそが然るべき治水対策であることが明記されています。徳島県知事はこの提言を受け入れることを表明しています。

河川整備計画策定のように法制度として住民参加が謳われていても、為政者はそれを極力無視してきます。それを無視することが出来ない状況になってはじめて、為政者は住民の声に耳を傾けることとなります。

私たちに今求められていることは、為政者が無視することが出来ない力を私たちが身につけることといえるでしょう。それに向けてどのようなことをすればよいのか、しっかりと見定め、それを実践に移す戦略をこの総会で練り上げたいものです。

今総会はこれらを議論の中心テーマとしつつ、各地の運動の現状を報告し合うなかで、必要性が失われた数多くのダム計画を中止に追い込むための方策を見出したいと思います。

II. 水源連（および事務局）の活動報告と提案

1 経過報告

この一年間、水源連は川辺川ダム問題に取り組み、各地のダム反対運動への支援活動を行ってきました。海外の反ダム運動との連携にも一歩を踏み出しました。内部的には相互の意思疎通を図る場として第一回目の世話人会を1月31日に開催しました。会員間の情報交換もsuigenrenMLの場で活発に行われています。ホームページの充実化も少しずつ進んでいます。

(1) 各ダム問題への関わり

川辺川ダム、山鳥坂ダム、内海ダム再開発、淀川水系ダム、徳山ダム、太田川ダム、八ッ場ダム、渡良瀬遊水池第二期総合開発、思川開発、奥胎内ダム問題などにかかわりました。

1) 川辺川ダム

- ① 2003年12月14日 住民討論集會に参加（体系的治水代替案提示）
- ② 4月27日 森林の保水力検証候補地の視察、28日 「森林の保水力検証専門家会議」に参加。
- ③ 収用委員会再開を視野に入れた、川辺川ダム中止を求める署名活動に協力

2) 山鳥坂ダム

- ① 2003年12月25日 肱川水系流域委員会を具体例として、

河川整備計画策定に関して国土交通省との意見交換会（後記）開催

- ② 1月10日 大洲市内で治水の勉強会に参加
- ③ 2月6日 大洲市内での四国地方整備局主催の意見交換会を傍聴
- ④ 2月28日 大洲市内で1回目の公開討論集會（国側の言う「出前講座」）に参加
- ⑤ 4月18日 松山市内、大洲市内で打ち合わせ。翌日、大洲河川国道事務所に申し入れ
- ⑥ 5月16日 四国地方整備局、愛媛県に、「肱川水系河川整備計画の策定への抗議声明」を配達証明で送付
- ⑦ 5月28日 大洲市内で2回目の公開討論集會（国側の言う「出前講座」）に参加

3) 内海ダム再開発

- ① 2003年11月24日 現地視察
- ② 2003年11月28日 現地の皆さんが上京、国土交通省と話し合い。これに参加
- ③ 1月8日発行「水源連だより」No27で、立木トラスト賛同者募集に協力を呼びかけ

4) 淀川水系ダム

- ① 淀川水系流域委員会で論議されている具体的ダムについてその計画を科学的に分析し、住民側がこれらのダム計画の欺瞞性を明らかにすることに協力

5) 徳山ダム

- ① 徳山ダムの利水面、治水面の問題について、中村敦夫参議院議員が水源連事務局の依頼に基づき、質問主意書を提出

6) 太田川ダム

- ① 現地からのデータ提供・解析依頼を受け、太田川ダム計画の治水面における欺瞞性を検討
- ② 8月21日 静岡県森町で開催された「太田川ダム計画の治水面の勉強会」に参加し、同計画の治水面の欺瞞性を発表

7) 八ッ場ダム

- ① 「首都圏のダム問題を考える市民と議員の会」「八ッ場ダムを考える会」とともに、八ッ場ダム計画変更〔事業費の大幅増額〕に対して各受水予定都県が合意を与えることを食い止める活動を行った。
- ② 新たに結成された「八ッ場ダムをストップさせる市民連絡会」に参加して、各都県に対して、八ッ場ダム計画からの撤退を求める住民監査請求を行った。現在は住民訴訟に向けての活動を進めている。

8) 渡良瀬第二貯水池

渡良瀬第二貯水池計画は 2002 年に中止が決定したが、その後、その治水部分を復活する動きが出てきている。「渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会」に参加して、完全中止に向けて活動を進めてきている。

9) 思川開発

① 3月27日 思川開発問題に関するシンポジウムに参加

10) 奥胎内ダム

① 現地からのデータ提供・解析依頼を受け、奥胎内ダム計画の治水面における欺瞞性を検討

② 9月3日 新潟のシンポジウムに参加し、同計画の治水面の欺瞞性を発表

(2) 世話人会の開催

1月31日午後、全水道会館6階会議室で世話人会を開催しました。おおむね以下の件について報告、討議を行いました。

- 世話人の位置づけ
 - 世話人は、各団体からの推薦された人、主体的にかかわる個人
 - 世話人が問題提起をし、事務局と検討し、実施可能と判断されたものは共に協力して進める。
- 各地の状況報告 山鳥坂ダム、徳山ダム、八ッ場ダム、思川開発、奥胎内ダム、天竜川 より
- 河川整備計画策定と流域委員会
 - 国への働きかけのほか、各地方での働きかけが必用
 - 当面は、緊急性の高い肱川の河川整備計画策定問題への対策を考える
 - 河川整備計画策定状況について、調査し、その結果を会員に伝える
- 2004年水源連総会・全国集会
 - 小豆島の内海ダム再開発反対運動団体から希望が出ている
 - 今後、他にも希望が出たらそれも含め、検討する

(3) 河川整備計画に関する国土交通省との意見交換会

2003年12月25日午後、衆議院第一議員会館第3会議室で、佐藤謙一郎衆議院議員司会の下、河川整備計画策定問題に関して、国土交通省河川計画課河川計画調整室と意見交換会を持ちました。

この意見交換会では肱川流域委員会問題を中心に討議を行いました。

上京された皆さんが現地の状況を説明し、その不当性を訴え、改善を要求しました。

十分な時間がとれず、次回も行うこととし、以下の2点を当日の意見交換会のまとめとしました。

- 1) 本省から四国地方整備局に次のことを伝える
 - 住民からの要請に対しては必ず回答すること

- 住民の意見を丁寧に聞くこと

2) 住民サイドはその後の四国地方整備局の対応を佐藤議員に報告する。

(4) 河川整備計画策定状況調査

河川整備計画とその前提である河川整備基本方針の策定状況について、中村敦夫参議院議員(当時)を通して資料開示を求めました。

その結果については別掲します。

(5) 海外反ダム運動との連携

- これまでのかかわり
- 海外の状況
- WCD 勧告

(6) 今回の参議院議員選挙を振り返る

水源連の会員であり、細川内ダムを中止に追い込んだ木頭村元村長の藤田 恵氏が参議院選挙に立候補しましたが、残念ながら当選を果たすことはできませんでした。

今回の参議院選挙では、これまでお世話になっていた中村敦夫氏が議席を失いました。水源連にとっても大きな痛手です。水源連事務局としては、今回の選挙に関し、水源連としての関わり方を総会で決めていなかったもので、組織として関わることは出来ないと考え、勝手連に関わらざるを得ませんでした。選挙へのかかわり方には論議が必要だと考えています。ダム問題を国会の場で取り上げ、専門的な内容まで踏み込んで国土交通省の担当者を追及するには、ダム問題を専門的に扱える国会議員の存在が必要であることは、水源連の皆さんにも異存のないことと思います。このような視点を持ちながら、今後どのように対応するのがよいのかを水源連として検討する必要があります。

公共事業チェック議員の会の会長であった中村敦夫議員が落選したため、水源連としても国会対策上、厳しい状況に追い込まれています。今後の国会とのつながりについては、同会の事務局長である佐藤謙一郎議員と相談をすることとします。水源連は以前から佐藤謙一郎議員から多大な協力を頂いておりますが、同議員が環境問題、農政問題など、さまざまな分野で多忙であるため、あまり甘えることができないのが現実です。

(7) 会計報告

別頁

2 取り組むべき課題とその現状報告

別頁

Ⅲ 各地からの報告

Ⅳ 水源開発問題全国連絡会の今年の方針 事務局案

- ◆ 各地の運動の共通性を掘り下げ、国などと交渉する。
 - ◆ 各地の運動一つ一つに勝利するための戦略・作戦をたてる。
 - ◇ これからも、発足時の三つの目的を原則とする。
 - ア) 互いの情報連絡を密におこなって、水源開発事業者と闘うための戦術、戦法を練る。
 - イ) 水源開発事業の欺瞞性を大きくアピールして、世論を喚起する。
 - ウ) 力を結集して、建設省などと交渉し、水源開発計画の見直し、中止を求める。
 - ◇ これまでの活動の継続・発展
 - ・ 科学的検証に基づくダム反対運動の支援
 - ・ 会員の拡大
 - ・ 情報の交換と発信： 機関紙「水源連だより」の発行、水源連ホームページの充実化、水源連MLの拡大
 - ・ 法案の作成と法制化の取り組み
 - ・ 政府および国会議員などに対する取り組み： 国土交通省等との交渉、公共事業チェック議員の会への働きかけ、各地域の運動団体と国会議員・省庁との話し合いの準備 等
 - ・ 海外のダム反対運動との連携
 - ◇ 水源連運営に関する方向性
 - ・ これまで事務局が担ってきた業務をおこなう。
 - ・ 世話人を中心に、会員からの提案と会員の協力を求める。
- その場合は、
- ①世話人等が、新たに取り組むべき課題とそれへの取り組み方法を提案する。
 - ②事務局が世話人と相談しつつ、①の提案を検討し、実施可能と判断されたものは世話人等の協力を求めて実施していく。

V 役員を選任

- ・ 事務局としては、昨年度の体制を継続していきたいと考えています。
 - ◇ 顧問 矢山有作
 - ◇ 共同代表 嶋津暉之、遠藤保男（事務局長兼務）
 - ◇ 会計 和波一夫

水源連2004年度会計報告 (2003年11月1日～2004年10月31日)

単位:円		内訳	
収入の部	前年度繰越金	244,584	現金 79,634
			振替口座 124,550
			切手 40,400
			合計 244,584
	年会費個人	452,000	
	年会費団体	105,000	
	カンパ	357,752	
	雑収入	800	
	合計	1,160,136	

		執行残	差し引き
支出の部	水源連だより印刷代	0	237,300
	切手、送料(振込手数料込)	59,540	176,085
	封筒他(印刷代含む)	0	68,000
	葉書	700	1,550
	宛名シール	0	5,859
	事務用品	0	2,934
	通信費	0	9,120
	雑費	0	1,161
	紙代	0	2,700
	総会損金(2003年度)	0	1,850
	行動費	0	108,300
	カンパ(岩畑さんへ)	0	113,762
	同上カンパ振込手数料	0	630
	会費振り込み手数料分担	0	9,050
	合計	60,240	738,301
次年度繰越金		421,835	
	その内切手、葉書	60,240	
	差し引き	361,595	

上記の水源連 2004 年度会計報告の補足説明

1. 収入の部
カンパは、水源連経由の岩畑さんへのカンパをいれて整理しました。
2. 支出の部
水源連だより印刷代は、4号分(27号、28号、29号、30号)です。切手、送料は、水源連だより送料に使用しました。30号については、クロネコ便で発送しましたので、切手の未使用分が多くなりました。行動費は、水源連共同代表の行動費で、現地への交通費です。昨年実績より少ない支出となりましたが、各地運動団体から実費を頂く場合が多かったためです。

河川整備計画策定状況調査のまとめ（中村敦夫参議院議員の協力による 03.11及び04.7）

	河川整備基本方針と河川整備計画に関する国土交通省への資料請求（2003年3月9日）	国土交通省の回答（2003年11月21日）
1	一級河川の河川整備基本方針 未策定の各河川について 河川整備基本方針の策定予定年月と現段階の作業内容	未策定河川のうち、阿武隈川、番匠川、五ヶ瀬川は社会資本整備審議会 で審議中、その他は未策定
2	一級河川の河川整備計画	
1)	未策定の各河川について、河川整備計画の策定予定年月、現段階の作業内容、今までの住民の意見を聞くために取った方法、流域委員会の委員人数と所属、公聴会の開催回数と陳述者の人数を明らかにされたい。 （流域委員会とは淀川水系に設置されているように広く意見を聞くために設置された組織を意味する。流域委員会という名称でなくとも流域委員会と同様な目的を持った組織を含む。以下同様）	荒川（北陸）では原案に対する学識経験者、住民からの意見聴取を終え、関係機関と協議中。その他は「必要な調査、その分析等」の最中。策定予定年月は未定。／「住民の意見を聞くために取った方法」は総会、説明会、アンケート、ホームページ、資料の各戸配布など／【A】 【B】
2)	策定済みの各河川について、河川整備計画の策定で住民の意見を聞くために取った方法、流域委員会の委員会の人数、流域委員会の委員会の人数、河川整備計画の策定後の人数、住民との協働の状況（現段階の協働の状況）を明らかにされたい。	縦覧、地元説明会、公聴会、アンケート、意見箱、ホームページ、郵送などの組み合わせ
3)	二級河川の河川整備基本方針	
1)	策定済みの各河川について、計画規模、洪水基準地点、流域面積、基本高水流量、計画高水流量、洪水調節施設（基本高水流量と計画高水流量の差を調節するための施設）の名称と容量、基本高水流量と計画高水流量を明らかにされたい。	これについてはすべて表で明確に回答あり
2)	二級河川の河川整備計画	
1)	策定済みの各河川について、洪水基準点における整備計画の目標流量（洪水調節施設がなない場合の目標流量）、目標流量の根拠、洪水調節施設の名称と容量、整備計画の目標流量（河川対称流量）、洪水調節施設の方法、流域委員会の委員の人数を明らかにされたい。	これについてはすべて表で明確に回答あり
2)	一級河川の都道府県管理区間の河川整備基本方針 策定済みの各河川について、計画規模、洪水基準地点、流域面積、基本高水流量、計画高水流量、洪水調節施設（基本高水流量と計画高水流量の差を調節するための施設）の名称と容量、基本高水流量と計画高水流量を明らかにされたい。	電話連絡により「該当なし」と回答
3)	一級河川の都道府県管理区間の河川整備計画	
1)	策定済みの各河川について、洪水基準点における整備計画の目標流量（洪水調節施設がなない場合の目標流量）、目標流量の根拠、洪水調節施設の名称と容量、整備計画の目標流量（河川対称流量）、洪水調節施設の方法、流域委員会の委員の人数を明らかにされたい。 * 3, 4, 5, 6, は国土交通省認可時に都道府県が提出した資料により答えよ	これについてはすべて表で明確に回答あり【C】

国土交通省の回答 (2004年7月)	
提出済み?	提出済み?
提出済み?	提出済み?
これについてはすべて表で明確に回答あり	これについてはすべて表で明確に回答あり
1 平成16年7月5日現在、27水系の河川整備基本方針が策定。その他の未策定水系は、河川法施行令第10条の2項に定める河川整備基本方針に定める事項に関して必要な調査、その結果の分析等を行っているところ」	1 平成16年7月5日現在、27水系の河川整備基本方針が策定。その他の未策定水系は、河川法施行令第10条の2項に定める河川整備基本方針に定める事項に関して必要な調査、その結果の分析等を行っているところ」
1 今後の策定スケジュールについては、上記の調査等が進み、検討の熟度が上がった水系から順次策定を進めていく	1 今後の策定スケジュールについては、上記の調査等が進み、検討の熟度が上がった水系から順次策定を進めていく
1 平成16年7月6日時点において11河川で河川整備計画が策定されている。その他の未策定過程につきましては、河川法施行令第10条の3に定められた河川整備計画に定める事項に関して必要な調査、その結果の分析等を行っているところ。スケジュールについては、上記の調査等が進み、検討の熟度が上がった水系から順次策定を進めていく	1 平成16年7月6日時点において11河川で河川整備計画が策定されている。その他の未策定過程につきましては、河川法施行令第10条の3に定められた河川整備計画に定める事項に関して必要な調査、その結果の分析等を行っているところ。スケジュールについては、上記の調査等が進み、検討の熟度が上がった水系から順次策定を進めていく
流域委員会、河川法で規定されているものではないが、河川に関する学識経験者を有する者の意見を聴く方法として〇〇流域委員会などの名称を用いて委員会形式により、効果的・効率的に意見を聴く場を設けている河川がある。(銅路川、天竜川、矢作川、省内川、淀川、紀ノ川、九頭竜川、大和川、揖保川、円山川は河川整備基本方針が未策定だが、作成段階)	流域委員会は、河川法で規定されているものではないが、河川に関する学識経験者を有する者の意見を聴く方法として〇〇流域委員会などの名称を用いて委員会形式により、効果的・効率的に意見を聴く場を設けている河川がある。(銅路川、天竜川、矢作川、省内川、淀川、紀ノ川、九頭竜川、大和川、揖保川、円山川は河川整備基本方針が未策定だが、作成段階)
河川法第16条の2の趣旨は、河川整備計画の策定のみならず、河川管理の実施にあたり、様々な段階で地域のニーズの把握に努め幅広地域の見聞を聴きながら進めていくこととしている。河川の今後の河川整備のあり方や方向性などを考えるにあたり、学識経験者の意見を伺うため、これまでも、流域委員会だけでなく意見交換、フォーラム、懇談会、シンポジウムの開催を行っている。	河川法第16条の2の趣旨は、河川整備計画の策定のみならず、河川管理の実施にあたり、様々な段階で地域のニーズの把握に努め幅広地域の見聞を聴きながら進めていくこととしている。河川の今後の河川整備のあり方や方向性などを考えるにあたり、学識経験者の意見を伺うため、これまでも、流域委員会だけでなく意見交換、フォーラム、懇談会、シンポジウムの開催を行っている。
流域委員会だけでなく、フォーラム、シンポジウム、懇談会など。	流域委員会だけでなく、フォーラム、シンポジウム、懇談会など。
イベント名などを表で回答	イベント名などを表で回答
1 河川整備のあり方や方向性などについて関係住民の皆さんから意見を伺うため、意見交換、フォーラム、懇談会、シンポジウム開催など様々な機会を用意を向っています。	1 河川整備のあり方や方向性などについて関係住民の皆さんから意見を伺うため、意見交換、フォーラム、懇談会、シンポジウム開催など様々な機会を用意を向っています。
今後も様々。	今後も様々。
日頃からの意見交換、フォーラム、懇談会、シンポジウムの開催など様々	日頃からの意見交換、フォーラム、懇談会、シンポジウムの開催など様々
多種多様な広報の仕方。過去の事例として、出前講座の実施、インターネットによる意見募集、ケーブルテレビや新聞チラシの活用など	多種多様な広報の仕方。過去の事例として、出前講座の実施、インターネットによる意見募集、ケーブルテレビや新聞チラシの活用など
1 定期的な行事」の定義が明確ではないが、多くのイベントや行事を実施しており、把握困難と主なものを表で回答。	1 定期的な行事」の定義が明確ではないが、多くのイベントや行事を実施しており、把握困難と主なものを表で回答。
表でイベント名などで回答	表でイベント名などで回答
表で回答	表で回答
1 一級河川の河川整備基本方針および河川整備計画に関連した資料請求 (2004年3月)	1 一級河川の河川整備基本方針および河川整備計画に関連した資料請求 (2004年3月)
1 一級河川109水系のそれぞれについて 既設ダム、建設中ダム、計画中ダムの名前およびそのダムが位置する支川の名。(総貯水容量が100万m ³ 以上のダム)	1 一級河川109水系のそれぞれについて 既設ダム、建設中ダム、計画中ダムの名前およびそのダムが位置する支川の名。(総貯水容量が100万m ³ 以上のダム)
2 一級河川109水系のそれぞれについて 知事管理区間(指定区間)	2 一級河川109水系のそれぞれについて 知事管理区間(指定区間)
3 一級河川109水系のそれぞれについて 旧河川法に基づく工事実施基本計画に関する以下のデータ 工事実施基本計画の策定年月、計画規模、洪水の基準点、基準点の基本高水流量、計画高水流量、ダム等の洪水調節施設の名前 *工事実施基本計画が複数回策定されている場合は、それぞれの工事実施基本計画について上記のデータを示す	3 一級河川109水系のそれぞれについて 旧河川法に基づく工事実施基本計画に関する以下のデータ 工事実施基本計画の策定年月、計画規模、洪水の基準点、基準点の基本高水流量、計画高水流量、ダム等の洪水調節施設の名前 *工事実施基本計画が複数回策定されている場合は、それぞれの工事実施基本計画について上記のデータを示す
4 一級河川109水系のうち河川整備基本方針が未策定の水系について 1) 河川整備基本方針策定に向けて取り組んできた今までの経過(年月も入れて具体的に)	4 一級河川109水系のうち河川整備基本方針が未策定の水系について 1) 河川整備基本方針策定に向けて取り組んできた今までの経過(年月も入れて具体的に)
2) 河川整備基本方針の策定までの今後のスケジュール(年月も入れて具体的に)	2) 河川整備基本方針の策定までの今後のスケジュール(年月も入れて具体的に)
5 1) 一級河川109水系のうち、河川整備計画が未策定の水系について 河川整備計画策定に向けて取り組んできた今までの経過(年月も入れて具体的に)	5 1) 一級河川109水系のうち、河川整備計画が未策定の水系について 河川整備計画策定に向けて取り組んできた今までの経過(年月も入れて具体的に)
2) 河川整備計画の策定までの今後のスケジュール(年月も入れて具体的に)	2) 河川整備計画の策定までの今後のスケジュール(年月も入れて具体的に)
3) 河川法第16条の2の3項に関して今まで行ってきたこと	3) 河川法第16条の2の3項に関して今まで行ってきたこと
① 流域委員会またはそれに類似する組織を設置した場合はその開催年月とその各会議の議題 (上記の組織を支川ごとに設置した場合は支川ごとに示す。)	① 流域委員会またはそれに類似する組織を設置した場合はその開催年月とその各会議の議題 (上記の組織を支川ごとに設置した場合は支川ごとに示す。)
② まだ設置しない場合は流域委員会の準備会(フォーラム、懇談会またはそれに類似する組織)の開催年月とその各会議の議題 (上記の組織を支川ごとに設置した場合は支川ごとに示す。)	② まだ設置しない場合は流域委員会の準備会(フォーラム、懇談会またはそれに類似する組織)の開催年月とその各会議の議題 (上記の組織を支川ごとに設置した場合は支川ごとに示す。)
③ そのような準備会もまだ設置していない場合は流域委員会およびその準備会の準備をどのように進めてきたかを具体的に	③ そのような準備会もまだ設置していない場合は流域委員会およびその準備会の準備をどのように進めてきたかを具体的に
④ 以上の他に河川法第16条の2の3項に関して今まで行ってきたこと(具体的に)	④ 以上の他に河川法第16条の2の3項に関して今まで行ってきたこと(具体的に)
4) 河川法第16条の2の3項に関して今後行う予定になっていること(具体的に)	4) 河川法第16条の2の3項に関して今後行う予定になっていること(具体的に)
5) 河川法第16条の2の4項に関して今まで行ってきたこと	5) 河川法第16条の2の4項に関して今まで行ってきたこと
① 公聴会、意見交換会、出前講座等を行ってきた場合はそれらの開催年月と開催場所と応募・参加状況 (上記の公聴会等を支川ごとに行ってきた場合は支川ごとに示す。)	① 公聴会、意見交換会、出前講座等を行ってきた場合はそれらの開催年月と開催場所と応募・参加状況 (上記の公聴会等を支川ごとに行ってきた場合は支川ごとに示す。)
② まだ開催していない場合はその準備をどのように進めてきたかを具体的に	② まだ開催していない場合はその準備をどのように進めてきたかを具体的に
③ 以上の他に河川法第16条の2の4項に関して今まで行ってきたこと(具体的に)	③ 以上の他に河川法第16条の2の4項に関して今まで行ってきたこと(具体的に)
6) 河川法第16条の2の4項に関して今後行う予定になっていること(具体的に)	6) 河川法第16条の2の4項に関して今後行う予定になっていること(具体的に)
7) 河川法第16条の2の3、4項によらずに、河川整備計画に住民の意見を反映させるために、実施した方法があれば、その内容(具体的に)	7) 河川法第16条の2の3、4項によらずに、河川整備計画に住民の意見を反映させるために、実施した方法があれば、その内容(具体的に)
8) 河川整備計画またはその案の策定に関する広報の方法	8) 河川整備計画またはその案の策定に関する広報の方法
① 河川整備計画またはその案の策定に関して住民の意見を聴くために実施した広報の方法	① 河川整備計画またはその案の策定に関して住民の意見を聴くために実施した広報の方法
② まだ、そのための広報を実施していない場合が今後実施する予定の広報の方法	② まだ、そのための広報を実施していない場合が今後実施する予定の広報の方法
6 一級河川109水系のそれぞれについて	6 一級河川109水系のそれぞれについて
1) 流域住民を対象とした定期的行事とその実績(過去3年間)	1) 流域住民を対象とした定期的行事とその実績(過去3年間)
2) 流域住民を対象とした恒常的な意見交換の場とその実績(過去3年間)	2) 流域住民を対象とした恒常的な意見交換の場とその実績(過去3年間)
7 一級河川の都道府県管理区間の河川整備計画および河川整備計画案について 河川整備計画または河川整備計画案が策定された各河川について、洪水基準点における整備計画の目標流量(洪水調節施設がない場合の目標流量)、目標流量の根拠、洪水調節施設がある場合の目標流量(河道対応流量)、洪水調節施設の名前と容量、整備計画の策定年月、住民の意見を聴くために取った方法、流域委員会の委員の選定方法、流域委員会の委員の人数と公募委員の人数、公聴会の開催回数と陳述者の人数 *河川整備計画のうち、2003年11月21日の回答に含まれているものは除く。 なお、河川整備計画案とは、まだ決定していないが、すでに都道府県から国土交通省に提出されているものを意味する。	7 一級河川の都道府県管理区間の河川整備計画および河川整備計画案について 河川整備計画または河川整備計画案が策定された各河川について、洪水基準点における整備計画の目標流量(洪水調節施設がない場合の目標流量)、目標流量の根拠、洪水調節施設がある場合の目標流量(河道対応流量)、洪水調節施設の名前と容量、整備計画の策定年月、住民の意見を聴くために取った方法、流域委員会の委員の選定方法、流域委員会の委員の人数と公募委員の人数、公聴会の開催回数と陳述者の人数 *河川整備計画のうち、2003年11月21日の回答に含まれているものは除く。 なお、河川整備計画案とは、まだ決定していないが、すでに都道府県から国土交通省に提出されているものを意味する。

【A】一級河川で、流域委員会が設置された河川の河川整備基本方針、河川整備計画、住民参加の現状

流域委員会などが設置された河川		河川整備基本方針				河川整備計画				
		16条	16条の2	16条の2 3項 学識経験者	16条の2 4項 関係住民の意見反映 に必要な措置	16条の2 3項	16条の2 4項	16条の2 3項	16条の2 4項	
河川整備 計画が未 策定	釧路川	×	×	流域委員会△			16条2-4に基づく関係住民の意見 聴取に先立ち、イベント、懇談会、意 見交換会などの開催			
	天塩川	○		流域委員会						
	石狩川	○		流域委員会						
	米代川	○		流域委員会						
	富士川	○		技術検討会	○					
	手取川	○		流域委員会						
	荒川	○		水系流域委員会						
	関川	○		流域委員会						
	狩野川	○		流域委員会						
	天竜川	×	×	流域委員会△						
	庄内川	×	×	流域委員会△				○		
	櫛田川	○		流域委員会						
	矢作川	×	×	流域委員会△						
	安倍川	○		流域委員会						
	淀川	×	×	流域委員会△				○		
	紀ノ川	×	×	流域委員会△				○		
	揖保川	×	×	流域委員会△						
	九頭竜川	×	×	流域委員会△						
	大和川	×	×	流域委員会△						
	円山川	×	×	流域委員会△						
	大淀川	○	○	水系流域委員会	○					
	本明川	○		水系流域委員会						
	筑後川	○		水系流域委員会						
	五ヶ瀬川	○		水系流域委員会						
	河川整備 計画が策 定済	留萌川	○	○	流域委員会			縦覧、地元説明会、公聴会、アンケート等		
		沙流川	○	○	流域委員会			縦覧、地元説明会、公聴会、アンケート等		
		最上川	○	○	流域委員会			公聴会、意見箱、ホームページ、郵送等		
多摩川		○	○	流域委員会			セミナー、市民団体主催のフォーラム、ホームページ			
豊川		○	○	流域委員会			区域別意見交換会等			
由良川		○	○	流域委員会			説明会、アンケート			
中筋川		○	○	流域委員会			地区住民説明会、アンケート			
大野川		○	○	流域委員会			説明会、パンフレット、NPOからの個別聴取			
白川		○	○	流域委員会			公聴会、説明会、アンケート等			
			○は策定済、 ×は策定に 入っていない	△河川基本方針は未策 定だが、16条の2第3 項に先立って行ってい る	○以外は開催なし ○以外は開催なし					

【B】流域委員会の選定方法は6パターン

- 必要に応じ、関係機関等から学識経験者に関する情報入手の上、河川管理者が選定、委嘱。(天塩川、釧路川、米代川、富士川)
- 河川管理者が委嘱した委員による懇談会から意見をもらい、河川管理者が選定、委嘱。(荒川、関川)
- 必要に応じ、関係機関等から学識経験者に関する情報入手の上、河川管理者が選定、委嘱。(狩野川)
- 河川管理者が委嘱した委員による準備会議から公募による委員も含め意見をもらい、河川管理者が選定、委嘱。(阿部川、天竜川、矢作川、省内川)
- 専門委員は必要に応じ関係機関等から学識経験者に関する情報入手の上、河川管理者が選定、委嘱。公募委員は河川管理者が委嘱した委員による発足会から意見をもらい、河川管理者が選定、委嘱。(榎田川)
- 河川管理者が委嘱した委員による準備会議から公募による委員も含め、意見ももらい、河川管理者が選定、委嘱。(紀ノ川、淀川、揖保川、円山川、九頭竜川、大淀川、本明川)

【C】一級河川の都道府県管理区間の河川整備計画について

都道府県管理区間	流域委員会の選定方法	住民の意見を聴くために行った方法
北海道	河川管理者の選定	地元説明会
岩手	河川管理者の選定	アンケート
宮城	河川管理者の選定	公聴会
宮城	河川管理者の選定	公聴会、アンケート
秋田	河川管理者の選定	公聴会
秋田	河川管理者の選定	公聴会
山形	河川管理者の選定	公聴会、意見聴取標
福島	河川管理者の選定	原案の縦覧について市町村広報紙に掲載し、意見募集
茨城	河川管理者の選定	原案の縦覧について市町村広報紙に掲載し、意見募集
山梨	河川管理者の選定	住民説明会、アンケート
群馬	河川管理者の選定	住民説明会、(公聴会、HP)
栃木	河川管理者の選定	原案の縦覧について市町村広報紙に掲載し、意見募集
新潟	市町村の推薦を参考に	地元説明会
岐阜	河川管理者の選定	地域検討会、アンケート
静岡	河川管理者の選定	アンケート、公聴会
愛知	河川管理者の選定	アンケート、住民説明会
三重	河川管理者の選定	アンケート
大阪	河川管理者の選定	地元説明会
兵庫	河川管理者の選定	原案の縦覧について市町村広報紙に掲載し、意見募集
奈良	河川管理者の選定	説明会、HPによる意見聴取
鳥取	河川管理者の選定	説明会
島根	市町村の推薦を参考に	説明会、アンケート
岡山	河川管理者の選定	市町村広報紙及び河川課HPに掲載し、意見募集
広島	河川管理者の選定	アンケート
徳島	河川管理者の選定	アンケート
福岡	河川管理者の選定	説明会、アンケート
佐賀	河川管理者の選定	公聴会
熊本	白川流域住民委員会準	アンケート流域全戸配布、ブロック毎に説明会、公聴会
大分	河川管理者の選定	アンケート配布
宮崎	河川管理者の選定	説明会

以上、水源開発問題全国連絡会が中村敦夫・元参議院議員を通じ、平成15年11月、平成16年7月9日、国土交通省河川局河川計画課から入手した資料「一級河川の河川整備基本方針および河川整備計画について」の国土交通省への紹介事項について」からまとめたもの。
<http://www.mlit.go.jp/river/gaiyou/seibi/index.html>
<http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai/shakai/index.html> (水源連事務局)

1 河川整備基本方針・河川整備計画策定に対して

河川整備基本方針・整備計画の策定状況について、昨年9月と本年3月に、中村敦夫参議院議員(当時)が国土交通省に対して、質問と資料請求を行った。その質問と回答の内容については別紙を参照されたい。

(1) 河川整備基本方針および河川整備計画の内容

1) 策定状況(一級河川、二級河川、一級河川の都道府県管理区間)

河川整備基本方針が策定された河川は一級河川で29水系(2004年9月現在)、二級河川で225水系(2003年11月現在)である。全国で一級河川が109水系、二級河川が約2700水系あるので、基本方針が策定された河川は一部だけである。1997年に河川法が改定されてから、7年も経過しているのに、策定状況はこの程度にとどまっている。

河川整備計画の策定状況はもっと遅れていて、一級河川が11水系(2004年9月現在)、二級河川が107水系(2003年11月現在)だけである。

そのほかに、一級河川の都道府県管理区間については河川整備基本方針無しで、河川整備計画が策定されてきている。策定済みは78圏域である。

一級河川、二級河川の河川整備基本方針、河川整備計画の策定状況は、表1、2、3、4、5のとおりである。

2) 河川整備基本方針の内容——従前の基本高水流量の踏襲

一級河川29水系の基本方針の内容をみると、旧河川法時代につくられた工事実施基本計画の基本高水流量の数字がそのまま踏襲されている。数字が変更された河川が4水系あるが、それらはいずれも計画規模の引き上げに伴って、基本高水流量を大きく設定し直した場合である。

二級河川225水系の基本方針も、同様である。工事実施基本計画が策定されていた河川の場合は、その基本高水流量の数字が基本方針でもほとんどそのまま使われている。例外的に、京都府の福田川、大阪府の櫻井川では基本高水流量が多少小さくなっているが(310→270m³/秒、700→600m³/秒)、これはきわめてまれなケースである。これらは雨量データ等の見直しによるものらしい。

本来は基本方針を策定するにあたり、計算の方法を根本から改めて基本高水流量等を一から検討し直し、新たな数字を策定することになっていたはずであるが、実際の策定作業が開始されると、工事実施基本計画の数字をそのまま使うことになってしまった。

工事実施基本計画は多くの河川では今から25～35年前に策定されたものであり、その後、雨量データと流量データが随分と蓄積され、計算手法の検討もされてきたのであるから、新しいデータと新しい手法に基づいて基本高水流量等の再計算が行われて然るべきである。ところが、治水計画の変更があつてはならないということで同じ数字がそのまま使われている。

一級河川の場合は、流量確率評価^[注]と既往最大流量の2点からみて既定の基本高水流量が妥当か否かのチェックが一応されているけれども、実際には妥当という結論が得られるように、いろいろな工夫がされており、チェックには全くなっていない。

要するに、工事実施基本計画から河川整備基本方針に変わっても、基本高水流量などの基本的なことは何も変わらず、ダム建設の必要性を盛り込むようになっている。

[注]工事実施基本計画の基本高水流量のほとんどは雨量確率法で求められている。しかし、雨量確率法は最終値を求めるまでに計算者の判断要素が入る余地がいくつもあるため、客観的な計算手法とはいえない。それに対し、流量確率法は統計計算だけによるものであるため、使用データと統計手法の選択に誤りがなければ、その計算値は客観的なものである。河川法改正直後においては、河川整備基本方針の基本高水流量を設定するに際し、当時の建設省内部で流量確率法を中心とした算出方法を採用することが検討されていた。しかし、その後、工事実施基本計画の基本高水流量を河川整備基本方針でも変えない方針が出されたため、流量確率法で基本高水流量を再計算することは見送られることになった。

今回、一級河川では一応、流量確率方式による評価が行われているけれども、その実態はきわめて形式的なものである。実測流量の代わりに推定実績流量を使ったり、或いは過大な値が算出される統計手法をわざわざ入れることによって、基本高水流量が妥当だという結論が得られるようにしている。

雨量確率方式:最初に〇〇〇年に1回の降雨量を降雨量実績データから統計計算し、次にその降雨量を過去のいくつかの洪水に当てはめて洪水流出モデルで洪水流量を計算する。その計算結果の中から〇〇〇年に1回の洪水ピーク流量を選択する。

流量確率方式:流量実績データから〇〇〇年に1回の洪水ピーク流量を直接、統計計算で求める。

3) 河川整備計画の内容——目標流量と基本高水流量との関係

一級河川で河川整備計画が策定されたのは11水系である。計画原案が示された1水系も含めて、12水系の整備計画の目標流量をみると、基本高水流量の数字とは別に、それぞれの河川の状況に合わせた数値が採用されている。多摩川や由良川の場合はその目標流量は基本高水流量の半分近い数字である。多摩川の場合、基本方針ではダムを建設することになっているが、その適地がないため、整備計画は現実に合わせてダム建設を前提としない内容になっている。

これをみると、河川整備における洪水目標流量は不動のものではなく、それぞれの状況によって適当に変わりうるものであって、基本高水流量は現実性のない、いわば飾りの数字に過ぎないことが分かる。

この点で、私たちは、河川整備基本方針による基本高水流量の設定に対してその科学的根拠を問い質すとともに、河川整備計画の策定段階において「ダム建設を前提としない」現実的な目標流量を設定するように主張していくことが必要である。

(2) 河川整備計画の策定における流域委員会と公聴会の状況

1) 流域委員会の委員公募

① 一級河川(表6)

流域委員会が設置された34水系(2004年9月現在)のうち、流域委員会のうち、委員を公募したのは、14水系である。委員を公募した水系は中部地方整備局、近畿地方整備局九州地方整備局の管轄地域に限られている。流域委員会の全委員数に公募委員が占める割合は、5~30%である。

公募委員を実質的に選定するのは、河川管理者が委嘱した少人数の準備会議委員であり、その委員の意向によって、選定の仕方が変わってくる。ダム反対の住民が選定されるかどうか、危ういところがある。

② 二級河川、一級河川の都道府県管理区間(表4、5)

河川整備計画が策定された二級河川107水系(2003年11月現在)のうち、流域委員会の委員を公募したのは、ゼロであった。また、河川整備計画が策定された一級河川の都道府県管理区間も78圏域(2004年6月現在)のうち、流域委員会の委員を公募したのは、ゼロであった。

2) 公聴会の開催状況

① 一級河川(表6)

河川整備計画がされた12水系(2004年9月現在)のうち、公聴会が開催されたのは5水系だけであり、その他は説明会等で終わらせている。

ただし、公聴会を開いたといっても、肱川のように、単にスケジュール的に開催しただけであって、住民の意見を計画に反映させるものではない。

② 二級河川、一級河川の都道府県管理区間(表4、5)

河川整備計画が策定された二級河川107水系(2003年11月現在)のうち、公聴会が開催されたのは22水系だけであって、それらのほとんどは静岡県、佐賀県、長崎県、熊本県の河川である。その他は説明会やアンケートで終わらせている。

また、河川整備計画が策定された一級河川の都道府県管理区間78圏域(2004年6月現在)のうち、公聴会が開催されたのは18圏域だけである。その他は説明会やアンケートで終わらせている。

(3) 河川整備基本方針および河川整備計画策定の問題点

① 未策定河川の策定作業は秘密裏のまま

昨年9月と本年3月に、中村敦夫元参議院議員が国土交通省に対して、河川整備基本方針・整備計画が未策定の一級河川について策定作業の進行状況、今後の策定スケジュールを明らかにするように求めた。それについての国土交通省の回答は「策定中」とい

うことだけで、進行状況もスケジュールも一切明らかにしなかった。これらの河川の河川整備基本方針・整備計画は全く秘密裏のうちに、各地方整備局内で進められている。おもてに出たときには、内容がほとんどきまっていて、あとは単に手続き的に、住民の意見を聴くだけになる可能性が高い。

② 河川整備基本方針・河川整備計画という上位計画なしで推進されるダム計画

1997年に河川法が改正されたから7年も経過しているにもかかわらず、未だに河川整備基本方針、河川整備計画が策定されていない河川が非常に多く、その未策定の河川で多くのダム計画(徳山ダム、徳山ダム、川辺川ダム、苦田ダム等)が推進されている。

河川整備基本方針と河川整備計画はダム計画の治水面上位計画であり、その上位計画なしで、ダム計画を推進するのは、きわめて問題であり、少なくとも、その上位計画が策定されるまではダム計画を凍結すべきである。

河川整備基本方針と河川整備計画が策定されるまでは、経過措置として、従前の工事実施基本計画が河川整備基本方針と河川整備計画と見なされることになっているとはいえ、河川法改定から7年も経過して未だに見なし規定を適用しているのは、河川法改定の目的を全く無視したものである。

③ 河川法を逸脱した徳山ダム計画(詳細は別紙参照)

徳山ダムが計画されている揖斐川については、未だに河川整備基本方針、河川整備計画が策定されていない。ところが、今年6月に、事業費大幅増額のための徳山ダム事業実施計画の変更に伴って、従前の工事実施基本計画の内容とは大きく異なる治水計画がつくられた。今までの治水計画(工事実施基本計画)では揖斐川本流だけでなく、支流の根尾川から来る洪水も重視していたが、新しい治水計画では徳山ダムの意味合いを大きくしたいばかりに、揖斐川本流の洪水を重視し、根尾川の洪水を軽視することになった。治水の方針が根本から変わっているのであるから、上記②の見なし規定を持ち出すのは到底許されることなく、河川法を明らかに逸脱した行為である。

④ 住民無視の河川整備計画の策定

すでに策定された河川整備計画について策定までのプロセスをみると、住民参加の余地はきわめて限られており、ダム反対の住民が関与できないまま、河川整備計画が策定されている。特に住民無視を徹底したのは、肱川水系の河川整備計画である。住民を一人も入れない流域委員会を設置し、公聴会も形式的に開いただけであった。流域委員会は世論の批判に恐れをなして、(各委員が意見を述べればよいということ)で答申も出さずに解散してしまった。

⑤ 淀川水系流域委員会の評価

淀川水系委員会は2003年1月にダム計画原則中止という提言をまとめた。ダム計画の受水予定団体も水需要の減少により、次々とダム計画からの撤退を表明し、淀川水系

のダム計画は中止に向かって進みつつあるように見える。これに対して、近畿地方整備局は、巻き返しを図り、ダム計画の内容を変更して、延命策を画策している。淀川水系流域委員会がこの巻き返しに対抗して、ダム計画を中止に追い込めるように、「関西のダムと水道を考える会」などが技術的な支援を続けている。

淀川水系委員会が上記の提言をまとめた功績は大きく、その役割は高く評価されるべきであるが、他の河川でも同様な形をとるべきかどうか、むずかしいところがある。

① 流域委員会に公募の委員が含まれているが、その割合は部会も含めると、全委員43人中の9人である。さらに、その公募委員の中には、国土交通省関係の仕事に関わってきたと思われる専門家も含まれていて、本来の住民の委員は5人程度である。

② 流域委員会の委員は公募委員も含めて、準備会の委員4人が選んだものだが、その準備会の議事録を読むと、選定は準備会委員の選り好みによるところがある。どのような委員を選ぶかは準備会の委員次第というところがあるから、他の水系で同じ方法をとっても、ダム反対の委員が選ばれるどうか、保証の限りではない。

③ 淀川水系流域委員会の議事録を読むと、毎回欠席の委員もいるし、不勉強な委員も少なくなく、緊張感が欠けている部分がある。また、この委員会の運営には多額の費用がかかっており、(民主主義は時間と金がかかるものかもしれないが)、実りある議論を効率的にできるような方法を考えるべきである。

④ 淀川水系流域委員会について特筆すべきことは、住民が委員会に資料を提出したり、傍聴席から発言することが認められていることである。委員でなくても、住民が委員会の議論に参加できるようになっていることはきわめて重要である。

(4) 河川法改正の必要性

現行の河川法では、住民の意見をどこまで反映させるかは各河川管理者の判断にまかされているため、住民の意見を形式的に聴くだけとか、住民の意見は全く無視するようなことがまかりとおっている。

河川法を改正して住民の意見を河川計画に反映させる制度に変える必要がある。現行の河川法を改善すべきところは多々あるが、少なくとも、次の3点は必要である。

① 河川整備基本方針は河川管理者が一方的にきめるようになっていて、治水計画の要である基本高水流量の決定に対して住民が関与する道が全く閉ざされている。河川整備基本方針と河川整備計画の両方に対して住民が関与できるようにする。

② 流域委員会の委員を公募して住民を一定以上の割合で委員に入れるようにし、その選定の過程および流域委員会の議論・運営をガラス張りにするようにする。さらに、流域委員会の議論に住民が参加できるようにする。

③ 現在の公聴会は意見陳述をしても事業者はただ聴きおくだけであって、それが事業のあり方に反映することはなく、非常に空しいものである。意見陳述者が事業者と徹底した議論ができる双方向性の公聴会にあらためる。公聴会には流域委員会の委員の出席を義務づけ、委員会が、議論がつくされたと判断するまで、双方向性の公聴会を繰り返し開催するようにする。

表1 1級河川の河川整備基本方針(2004年10月現在)

河川整備基本方針の目標流量(工事実施基本計画の値をそのまま使用。計画規模の変更があった大淀川を除く。)	計画規模	基準点	基本高水流量	計画高水流量	ダム等の洪水調節量	工事実施基本計画策定年
沙流川(北海道)	1/100	平取	5400	3900	1500	1978年
留萌川(北海道)	1/100	大和田	1300	800	500	1988年
最上川(山形県)	1/150	面羽橋	9000	8000	1000	1974年
多摩川(東京都等)	1/200	石原	8700	6500	2200	1975年
狩野川(静岡県)	1/100	大仁	4000	4000	0	1968年
豊川(愛知県)	1/150	石田	7100	4100	3000	1971年
由良川(京都府等)	1/100	福知山	6500	5600	900	1966年
大野川(大分県等)	1/100	白蓮橋	11000	9500	1500	1974年
本明川(長崎県)	1/100	裏山	1070	810	260	1991年
白川(熊本県)	1/150	代継橋	3400	3000	400	1980年
米代川(秋田県等)	1/100	二ツ井	9200	8200	1000	1973年
荒川(新潟県等)	1/100	花立	8000	6500	1500	1968年
斐伊川(島根県等)	1/150	上島	5100	4500	600	1976年
天塩川(北海道)	1/100	菅平	6400	5700	700	1987年
富士川(静岡県等)	1/150	北松野	16600	16600	0	1974年
大淀川(宮崎県等)	1/150	柏田	9700	8700	1000	1965年
(工事実施基本計画の1/70を変更)			(工事実施基本計画 7500)			
手取川(石川県)	1/100	鶴来	6000	5000	1000	1967年
樺田川(三重県)	1/100	阿都橋	4800	4300	500	1968年
飯川(愛媛県)	1/100	大洲	6300	4700	1600	1973年
筑後川(佐賀県等)	1/150	荒瀬	10000	6000	4000	1995年
阿武隈川(福島県等)	1/150	岩沼	10700	1500	9200	1974年
五ヶ瀬川(宮崎県)	1/100	三輪	7200	7200	0	1966年
(工事実施基本計画の既往最大を変更)			(工事実施基本計画 6000)			
番匠川(大分県)	1/100	番匠橋	3600	3600	0	1967年
(工事実施基本計画の既往最大を変更)			(工事実施基本計画 3000)			
石狩川(北海道)	1/150	石狩大橋	18000	14000	4000	1982年
安宿川(静岡県)	1/150	手越	6000	6000	0	1966年
(工事実施基本計画の1/80を変更)			(工事実施基本計画 5500)			
芦田川(広島県)	1/100	山手	3500	2800	700	1970年
遠賀川(福岡県)	1/150	日の出橋	4800	4800	0	1974年
高瀬川(青森県)	1/100	小川原湖の水位	基本高水のピーク水位 2.79m	計画高水位 2.79m		1978年
子吉川(秋田県)	1/150	二十六木橋	3100	2300	800	1987年

表2 1級河川の河川整備計画(2004年10月現在)

河川整備計画の目標流量

河川	基準点	計画目標流量	想定洪水	ダム等洪水調節量	ダム等(かっこは既設)
留萌川(北海道)	大和田	1050	既往第二位	250	留萌ダム、大和田遊水地
多摩川(東京都等)	石原	4500	戦後最大	0	
大野川(大分県等)	白滝橋	9500	既往最大	0	
豊川(愛知県)	石田	4650	戦後最大	550	設楽ダム
沙流川(北海道)	平取	4300	戦後最大雨量による想定最大洪水	1000	(二風谷ダム)、平取ダム
豊上川(山形県)	両羽橋	7600	戦後最大	600	(寒河江ダム、白川ダム)、長井ダム
中筋川(高知県)	磯ノ川	1000	戦後最大	360	(中筋川ダム)、横瀬川ダム
(中筋川の基本高水流量 1200 計画規模1/100)					
狩野川(静岡県)	大仁	3100	1/50洪水	0	
白川(熊本県)	代継橋	2300	1/20~1/30洪水	300	立野ダム、黒川遊水池群
荒川(新潟県等)	花立	7500	1/85	1000	(大石ダム)、横川ダム
脇川(愛媛県)	大洲	5000	戦後最大	1100	(野村ダム、鹿野川ダム)、山鹿坂ダム

河川整備計画原案の目標流量

河川	基準点	目標流量	想定洪水	ダム等洪水調節量	ダム等(かっこは既設)
由良川(京都府等)	福知山	3700	戦後第四位	0	

基本高水流量と整備計画目標流量の比較

河川	基準点	①基本高水流量 (m³/秒)		②整備計画目標流量 (m³/秒)		③基本方針の計画規模	④整備計画の計画規模
		基本高水	計画目標	基本高水	計画目標		
留萌川(北海道)	大和田	1,300	1,050	1,050	0.81	既往第二位	既往第二位
多摩川(東京都等)	石原	8,700	4,500	4,500	0.52	戦後最大	戦後最大
大野川(大分県等)	白滝橋	11,000	9,500	9,500	0.86	既往最大	既往最大
豊川(愛知県)	石田	7,100	4,650	4,650	0.65	既往最大	既往最大
沙流川(北海道)	平取	5,400	4,300	4,300	0.80	戦後最大雨量による想定最大洪水	戦後最大雨量による想定最大洪水
豊上川(山形県)	両羽橋	9,000	7,600	7,600	0.84	戦後最大	戦後最大
中筋川(高知県)	磯ノ川	1,200	1,000	1,000	0.83	戦後最大	戦後最大
狩野川(静岡県)	大仁	4,000	3,100	3,100	0.78	1/50洪水	1/50洪水
白川(熊本県)	代継橋	3,400	2,300	2,300	0.68	1/150	1/20~1/30洪水
荒川(新潟県)	花立	8,000	7,500	7,500	0.94	1/100	1/85
脇川(愛媛県)	大洲	6,300	5,000	5,000	0.79	1/100	戦後最大
由良川(京都府)	福知山	6,500	3,700	3,700	0.57	1/100	戦後第四位

表3 二級河川の河川整備基本方針の策定状況

河川	河川整備基本方針策定済み(2003年11月現在)	基本方針策定済みで工事実施基本計画があった河川	基本高水流量が増加した河川	基本高水流量が減少した河川
01 北海道	32	3		
02 青森	8	4		
03 岩手	1			
04 宮城	1	1		
05 秋田				
06 山形				
07 福島	2	1		
08 茨城	1			
09 栃木				
10 群馬				
11 埼玉				
12 千葉	1			
13 東京				
14 神奈川				
15 新潟	8	4	2	
16 富山	4	2		
17 石川	8	2		
18 福井				
19 山梨				
20 長野				
21 岐阜				
22 静岡	7	4		
23 愛知				
24 三重	3			
25 滋賀				
26 京都	2	2		1
27 大阪	6	3		1
28 兵庫	8	2		
29 奈良				
30 和歌山	6	4		
31 鳥取	3	1		
32 島根	12	12		
33 岡山	3			
34 広島	9	5		
35 山口	15	9	1	
36 徳島	1	1		
37 香川	6	3	1	
38 愛媛	6	1		
39 高知	8	2		
40 福岡	6	6		
41 佐賀	6	4	1	
42 長崎	25	11	2	
43 熊本	7	4	2	
44 大分	2			
45 宮崎	5	2		
46 鹿児島	4	1		
47 沖縄	9	6		
計	225	100	9	2

表4 二級河川の河川整備計画の策定状況

河川	河川整備計画策定済み(2003年11月現在)	目標流量が基本高水流量と異なる河川	流域委員会に公募委員が含まれる河川	公聴会を開催した河川
01 北海道	7			
02 青森				
03 岩手	1	1		
04 宮城	1			1
05 秋田	2	1		
06 山形				
07 福島				
08 茨城				
09 栃木				
10 群馬				
11 埼玉				
12 千葉				
13 東京				
14 神奈川				
15 新潟	4	1		
16 富山	3			
17 石川	2	1		
18 福井				
19 山梨				
20 長野				
21 岐阜				
22 静岡	6	6		6
23 愛知				
24 三重	3	3		
25 滋賀				
26 京都	1			1
27 大阪	4	3		
28 兵庫	2	1		
29 奈良				
30 和歌山	1	1		
31 鳥取				
32 島根	4			
33 岡山	3	2		
34 広島	7	2		
35 山口	10	2		
36 徳島				
37 香川	4			
38 愛媛	4	2		
39 高知	4	1		
40 福岡	2	2		
41 佐賀	3			3
42 長崎	11	1		8
43 熊本	5			3
44 大分	2	1		
45 宮崎	2	1		
46 鹿児島	1	1		
47 沖縄	8			
計	107	33	0	22

表5 一級河川・都道府県管理区間の河

	備計画 策定済 みの河 域 (2004年 5月現 在)	流域委 員会に公 募委員 が含まれ るもの	公聴会を 開催した もの
01 北海道	2		
02 青森	1		1
03 岩手	2		
04 宮城	2		2
05 秋田	2		2
06 山形	4		4
07 福島	3		
08 茨城	3		
09 栃木	2		
10 群馬	4		2
11 埼玉			
12 千葉			
13 東京			
14 神奈川			
15 新潟	4		
16 富山	2		
17 石川			
18 福井			
19 山梨	1		
20 長野	1		1
21 岐阜	6		
22 静岡	2		2
23 愛知	1		
24 三重	3		
25 滋賀			
26 京都			
27 大阪	3		
28 兵庫	4		
29 奈良	2		
30 和歌山			
31 鳥取	2		
32 島根	2		
33 岡山	1		
34 広島	8		
35 山口			
36 徳島	1		
37 香川			
38 愛媛	1		1
39 高知			
40 福岡	1		
41 佐賀	2		2
42 長崎			
43 熊本	1		1
44 大分	3		
45 宮崎	2		
46 鹿児島			
47 沖縄			
計	78	0	18

表6 一級河川の流域委員会と公聴会

(1)河川整備計画が策定された河川

	流域委員会の 委員数	流域委員会 の公募委員 数	公聴会の開催回 数	公聴会の 陳述者数	所管局
留萌川(北海道)	13	0	1	3	北海道開発局
沙流川(北海道)	13	0	1	6	北海道開発局
最上川(山形県)	22	0	19	1616	東北地方整備局
荒川(新潟県)	16	0	0		北陸地方整備局
多摩川(東京都等)	34	0	0		関東地方整備局
豊川(愛知県)	10	0	0		中部地方整備局
狩野川(静岡県)	20	0	0		中部地方整備局
由良川(京都府)	15	0	0		近畿地方整備局
中筋川(高知県)	17	0	0		四国地方整備局
肱川(愛媛県)	14	0	1	10	四国地方整備局
大野川(大分県等)	13	0	0		九州地方整備局
白川(熊本県)	18	0	2	14	九州地方整備局

(2)河川整備計画が未策定の河川

	流域委員会の 委員数	流域委員会 の公募委員 数	所管局
天塩川(北海道)	17	0	北海道開発局
釧路川(北海道)	16	0	北海道開発局
石狩川(北海道)	11	0	北海道開発局
米代川(秋田県等)	24	0	東北地方整備局
手取川(石川県)	25	0	北陸地方整備局
富士川(静岡県等)	33	0	中部地方整備局
関川(新潟県等)	20	0	中部地方整備局
安倍川(静岡県)	21	3	中部地方整備局
天竜川(静岡県)	16	4	中部地方整備局
矢作川(愛知県)	21	3	中部地方整備局
庄内川(愛知県)	15	2	中部地方整備局
樽田川(三重県)	17	2	中部地方整備局
紀ノ川(和歌山県等)	23	5	近畿地方整備局
淀川(大阪府等)	53	9	近畿地方整備局
播磨川(兵庫県)	20	1	近畿地方整備局
円山川(兵庫県)	23	7	近畿地方整備局
九頭竜川(福井県)	23	4	近畿地方整備局
大和川(奈良県)	17	3	近畿地方整備局
大淀川(宮崎県等)	37	11	九州地方整備局
本明川(長崎県)	20	7	九州地方整備局
五ヶ瀬川(宮崎県)	23	7	九州地方整備局
筑後川(福岡県)	20	0	九州地方整備局

2 異常豪雨について

今年は大規模台風の影響が相次ぎ、各地に凄まじい被害をもたらした。そして、台風だけではなく、異常豪雨にも見舞われた。7月12～13日の新潟豪雨と7月17～18日の福井豪雨では川の氾濫や土砂崩れなどで多くの人命が失われ、甚大な被害が生じた。新潟豪雨災害では死者15名、住宅の全半壊5,400棟、床上・床下浸水した住宅は8,000棟、福井豪雨災害では死者4名、住宅の全半壊200棟、床上・床下浸水した住宅は14,000棟に及んだ。

新潟や福井の豪雨は何しろ、時間降雨が最大で60～80mmにも達して、24時間雨量が新潟では400mm、福井では300mm近くに及ぶところもあるという凄まじいもので、異常気象の産物としか言いようがないものであった(図1)。しかし、今回の水害は自然災害だといつて済まされることではない。

(1) 新潟豪雨災害

1) 堤防の決壊

新潟で被害を大きく受けたのは、中越地区の五十嵐川流域の三条市、刈谷田川流域の中之島町・見附市などである(図2)。とりわけ、五十嵐川流域の三条市は、死者が9名、住宅の全半壊5,400棟にもなった。通常の豪雨災害の場合、死者の大半は土砂崩れによるものであるが、三条市の場合は、堤防の決壊で濁流があつたという間に民家を襲い、高齢者が逃げる間もなく、亡くなった。

堤防の決壊については、越流の前に決壊したのではないかと指摘されている。当時、五十嵐川の水位がかなり上昇したとき、堤防にパイピング(水漏れ)現象がみられており、堤防の構造、つくり方に問題があつたことを示している。洪水が堤防を越流して、住宅地に流れ出すだけであつたら、今回のように多くの死者が出なかつた。堤防の脆弱な構造が決壊の原因であつた。

その点で、堤防の構造、強度を全面的に総点検して、補強工事をすみやかに行うことが必要であり、ダム建設よりも、堤防の強化工事に予算を注ぎ込むべきである。

2) ダムは役に立ったのか。

五十嵐川上流には笠堀ダム、大谷ダム、刈谷田川上流には刈谷田川ダムがあり、今回の氾濫に関して、これらのダムの放流が関与しているのではないかと疑問が出されている。笠堀ダムも刈谷田川ダムも満水になり、所定の最大放流量を大きく上回る放流を行った。それがダム下流部の氾濫を引き起こしたのではないかとことである。これについて新潟県はホームページでダム放流量等のデータを公開して、むしろダムが洪水の軽減に寄与したことを強調している。

五十嵐川、刈谷田川、および3ダムの諸データは表1のとおりである。

3ダムの流入量と放流量、五十嵐川と刈谷田川の水位の時刻変化は図3のとおりで、これらの図をみると、五十嵐川の三条市・諏訪の堤防決壊(②)、刈谷田川の中之島町(③)の堤防決壊は、流下時間を考慮すると、急増した笠堀ダム、刈谷田川ダムの放流が到着する前に起きており、これらの堤防決壊にはダムの放流が関係していないように見える。

しかし、刈谷田川の見附市の堤防決壊(④、⑤、⑥)は、刈谷田川ダムの放流が関与した可能性がある(⑤、⑥は決壊時刻が不明)。

五十嵐川と刈谷田川の治水計画は表2のとおりで、基準点におけるダムの削減効果は五十嵐川の場合は33%(笠堀ダム、大谷ダム)、刈谷田川の場合は9%(刈谷田川ダム)であり、刈谷田川は治水計画上のダムの役割が小さい。

そして、今回のような異常降雨に対して、ダムに治水効果を期待すること自体が間違っている。笠堀ダムも刈谷田川ダムも相当雨量(洪水調節容量/流域面積)が130~140mmで、流出率を80%、下流放流分を3割としても、せいぜい二百数十mm程度までの雨に対応するものであるから、400mmという異常降雨に対して有効に機能するものではない。

大谷ダムは相当雨量が244mmあるから、今回は満水になることはなかったけれども、仮に雨が前日から降り続いていれば、大谷ダムも満杯になり、調節効果を失っていたに違いない。

基本的に、ダムが治水効果を発揮するのは、想定洪水以下の洪水であり、それを超える洪水がくれば、治水機能を失う。ダムより下流はダムが有効に機能することを前提として、堤防の高さ等が決められているから、ダムが所定の効果を発揮しなければ、下流は危険な状態におかれることになる。その点で、ダムに依存した治水計画は危険なものである。

その後の新聞記事で、上記の3ダムとも、7/13豪雨で、堆砂量急激に増加したことが明らかになっている(新聞記事参照)。

(2) 福井豪雨災害

1) 豪雨災害に便乗した足羽川ダム計画の容量アップ

福井豪雨で被害が最も大きかった足羽川に関しては、既設の洪水調節ダムはなく、新潟のようなダム放流の問題はない。川が氾濫したのは、福井市と美山町で、福井市では越流前に堤防が決壊し、美山町では大量の流木が橋脚にかかって水の通過を妨げて氾濫を拡大させた。前者は新潟の三条市と同様、堤防の構造上の問題であり、後者は森林の管理が十分にされなくなったことが引き起こした問題である。

福井水害に関連して危惧されるのは、実現性が薄れてきた足羽川ダム計画が、今回の水害を口実にして蘇ってくることである。当初の足羽川ダム計画(貯水容量:7,180万m³)は地元(美山町)の反対運動で消え去り、代わりに出てきたのが、ダム予定地を池田町に移した部子川ダム計画(現在の足羽川ダム計画)である。しかし、これは、部子川以外に4支川の洪水をトンネルで導水して貯留するという今まで例がない方式であって、無理やりつくったものである。事業費が当初計画の2~3割増になるので、実現性は薄いとされてきた。しかも、福井県工業用水道、福井市水道とも撤退して新規利水がなくなったため、当初の多目的ダムにすることもできなくなっている。

そこで、今年7月10日(豪雨の前)の九頭竜川水系流域委員会では、足羽川ダム計画の生き残りを図るため、4支川のうちの水海川のみを導水してダムの貯水容量も大幅に縮小する足羽川ダム計画案(貯水容量:710万m³)が国から提案された。

そして、豪雨の後に開かれた8月31日の流域委員会では、今回のような豪雨に対応するためには、足羽川ダムの貯水容量を1370万m³へと倍増することが必要だという計画案

が提案された。(図4参照)

早速、豪雨災害に便乗したダム計画の容量アップである。しかし、この足羽川ダム計画の集水面積は55km²であって、足羽川の流域面積415km²に対して13%しかないから大した効果は期待できない。

足羽川ダムよりも、堤防の整備・強化に金を投じるべきである。

2) 不可解な水位と流量の逆転現象

そして、今回の新計画案で不可解なのは、流量と水位について計画値と観測値との間で著しい逆転現象が生じていることである。

足羽川の天神橋

計画高水位	6.70 m	計画高水流量	1,800m ³ /秒
7月豪雨の最高観測水位	3.47 m	7月豪雨の最大観測流量	2,400m ³ /秒

観測水位は計画高水位を大幅に下回っているにもかかわらず、観測流量は計画高水流量を大きく上回っている。[計画高水位:計画高水流量が流下したときの水位]

このように、水位と流量の関係が逆転しているようでは、治水計画をたてることもできない。

1998年の吉井川(岡山)の洪水でも、このような水位と流量の逆転現象がみられた。その場合は苦田ダム計画推進の口実をつくるために、数字の操作が行われたと考えられたが、同様に、足羽川ダム計画のために、足羽川でも数字の操作がされた可能性が十分にある。

(3) 肱川の水害(新聞記事を参照)

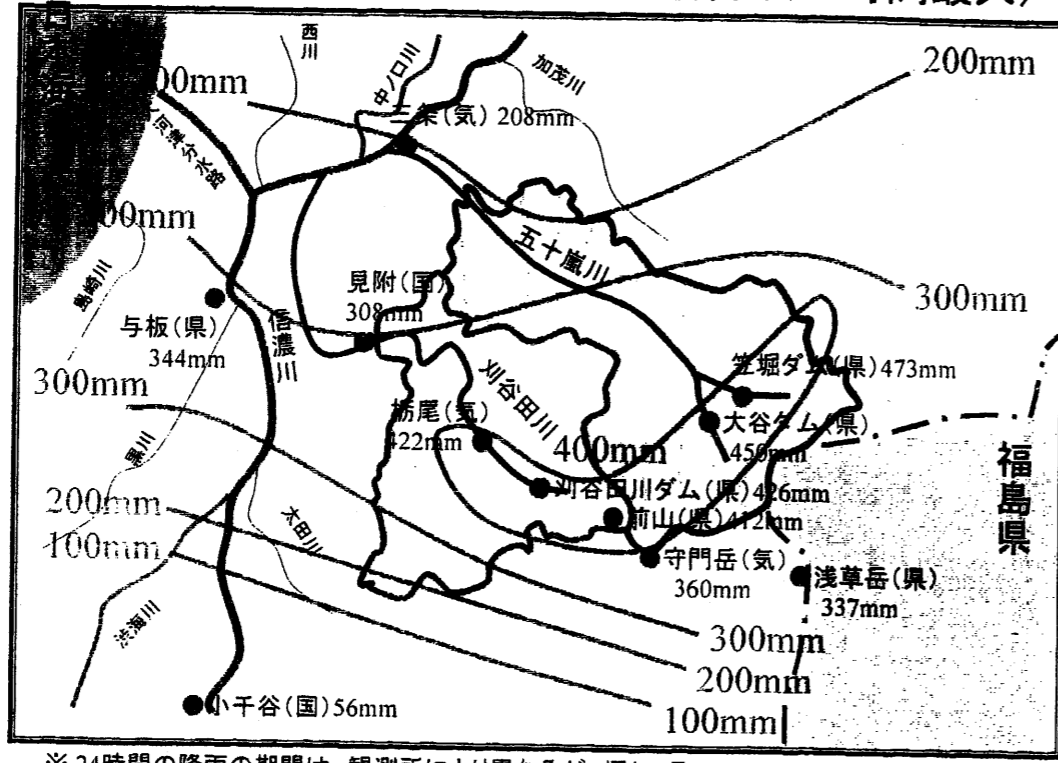
8月30~31日には台風16号が西日本を襲い、大洲市では肱川が氾濫し、多大な被害が生じた。氾濫したのは、堤防の整備が遅れていたところであり、今回の水害の責任は、山鳥坂ダム計画にかまけて堤防の整備を遅らせてきた行政当局にある。

(4) 異常降雨への対応策

異常降雨に完全に対応することは困難だとしても、被害を軽減するための対策は講じていかなければならない。新潟水害や福井水害の実情を垣間見ると、それは次の三つの対策であると思われる。

- ① 森林の管理、すなわち、人工林の間伐をきちんと行って、山の保水力を高めるとともに、流木を極力抑制できるようにする。
 - ② ダムを前提としない河道計画をたて、その整備(河川改修)を推進する。
 - ③ 堤防の構造を総点検して、問題箇所の強化工事をすみやかに進める。
- とにかく、治水効果が小さく、時には災害を助長することもあるダム建設に巨額の公費を使っている場合ではない。堤防の整備と強化に金を投じて、それらの工事を速やかに進めるべきである。

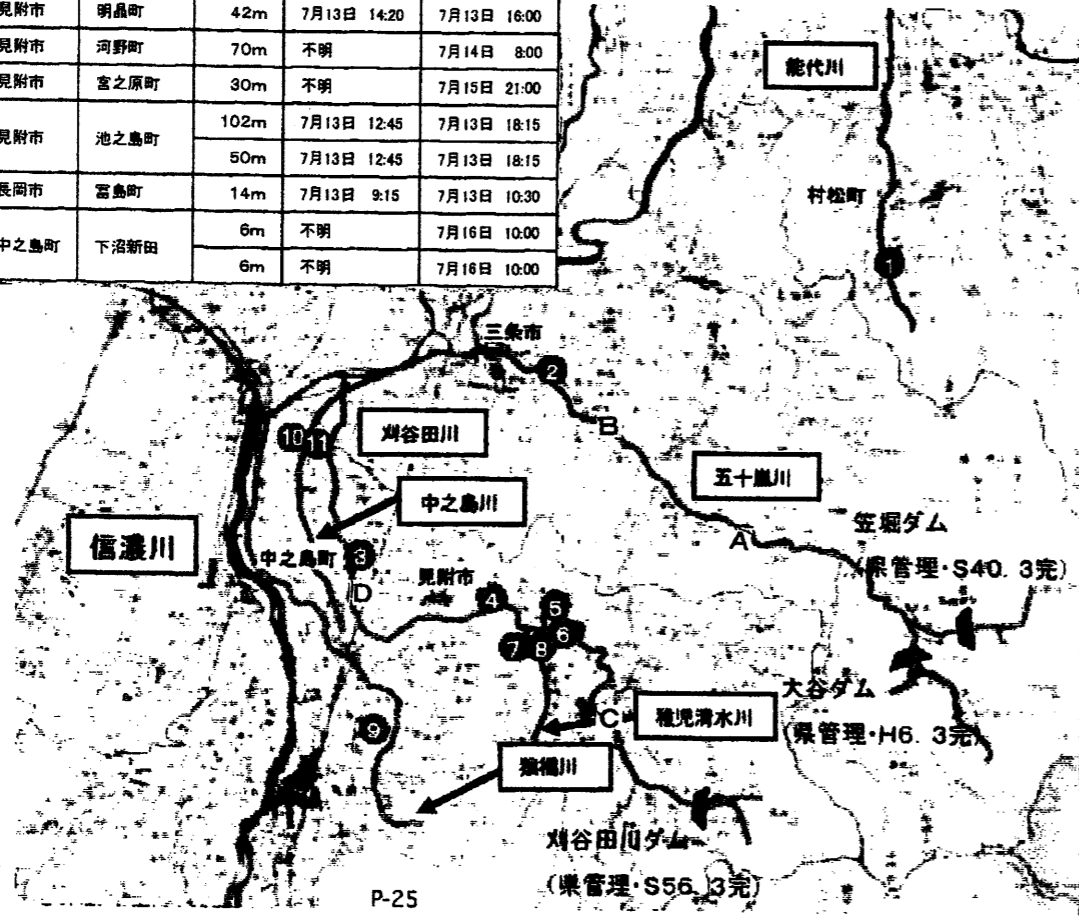
図1 五十嵐川・刈谷田川流域の等雨量線図(24時間最大)



※24時間の降雨の期間は、観測所により異なるが、概ね7月13日の1:00~24:00である。

図2 五十嵐川と刈谷田川の堤防決壊箇所(A~D:水位観測地点)

NO	河川名	市町村	大字	破壊長さ	発生日時	確認日時	
①	能代川	左岸	村松町	下大蒲原	40m	7月13日 不明	7月13日 9:00
②	五十嵐川	左岸	三條市	諏訪(曲淵)	117m	7月13日 13:07	7月13日 13:10
③	刈谷田川	左岸	中之島町	中之島	50m	7月13日 12:52	7月13日 13:50
④	刈谷田川	右岸	見附市	明島町	42m	7月13日 14:20	7月13日 16:00
⑤	刈谷田川	左岸	見附市	河野町	70m	不明	7月14日 8:00
⑥	刈谷田川	左岸	見附市	宮之原町	30m	不明	7月15日 21:00
⑦	稚児清水川	左岸	見附市	池之島町	102m	7月13日 12:45	7月13日 18:15
⑧		右岸			50m	7月13日 12:45	7月13日 18:15
⑨	猿橋川	左岸	長岡市	雷島町	14m	7月13日 9:15	7月13日 10:30
⑩	中之島川	左岸	中之島町	下沼新田	6m	不明	7月16日 10:00
⑪		右岸			6m	不明	7月16日 10:00



項目	五十嵐川	刈谷田川
相当雨量(洪水調節容量/集水面積)	124	248
計画最大流入量	1120	790
計画最大放流量	340	190
7/13洪水の最大流入量	850	580
洪水調節容量	870	1375
集水面積	70	56
流域面積	24	325

[注]大谷ダムは自然調節ダム

項目	過去最大(1979-2003年)	2004/7/13洪水
1時間雨量	42	43
24時間雨量	155	208

項目	2004/7/13洪水	既往最大	危険水位
最大水位	24.00	22.24	20.70
観測所	五十嵐川・島	刈谷田川・大	堀

表1 五十嵐川、刈谷田川とダムの諸データ

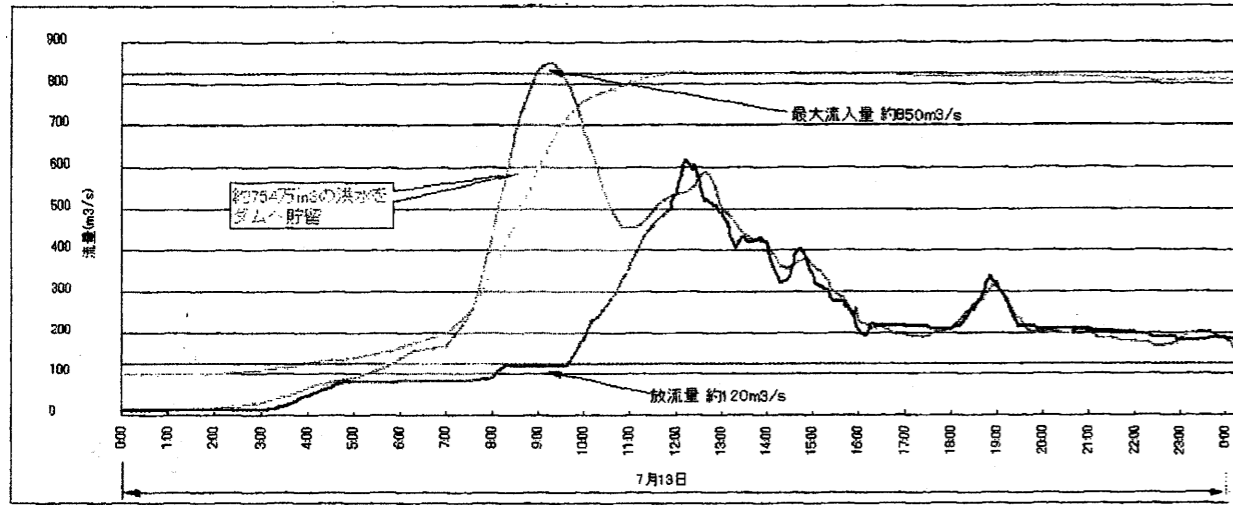
項目	五十嵐川	刈谷田川
流域面積	310 km ²	240 km ²
洪水基準点・新橋	27 km	30 km
A. 水位観測所・荒沢	12 km	8 km
B. 水位観測所・島湯	22 km	30 km
②決壊地点	25 km	30 km
洪水基準点・今町		18 km
C. 水位観測所・栃尾		15 km
D. 水位観測所・大堰		
③決壊地点		1.7時間
④決壊地点		1.0時間
⑤決壊地点		0.8時間

表2 五十嵐川と刈谷田川の治水計画

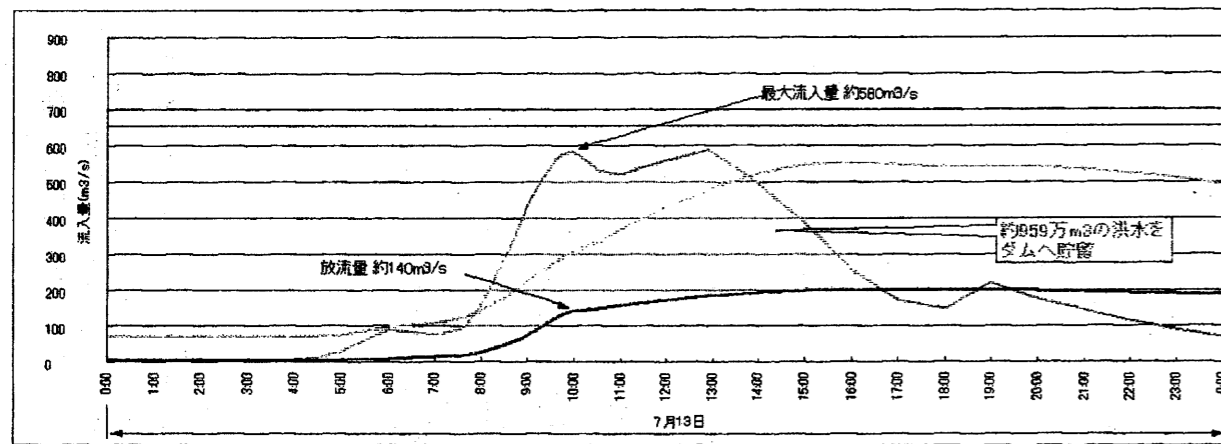
項目	五十嵐川	刈谷田川
治水安全度	1/100	1/100
基準地点	一新橋	今町
対象降雨	2日雨量	1日雨量
雨量	340 mm	360 mm
基本高水流量	3600 m ³ /秒	1700 m ³ /秒
計画高水流量	2400 m ³ /秒	1550 m ³ /秒
洪水調節ダム	笠堀ダム、大谷ダム	刈谷田川ダム
ダムによるカット率	33%	9%

図3 3ダムの流入量と放流量、五十嵐川と刈谷田川の水位の時刻変化 (2004年7月13日)

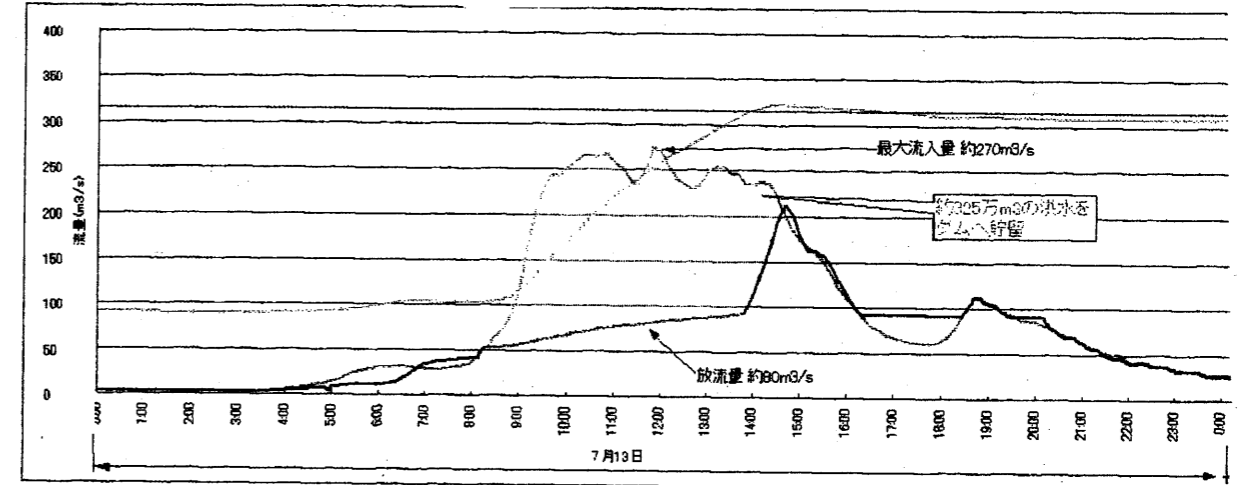
笠堀ダム



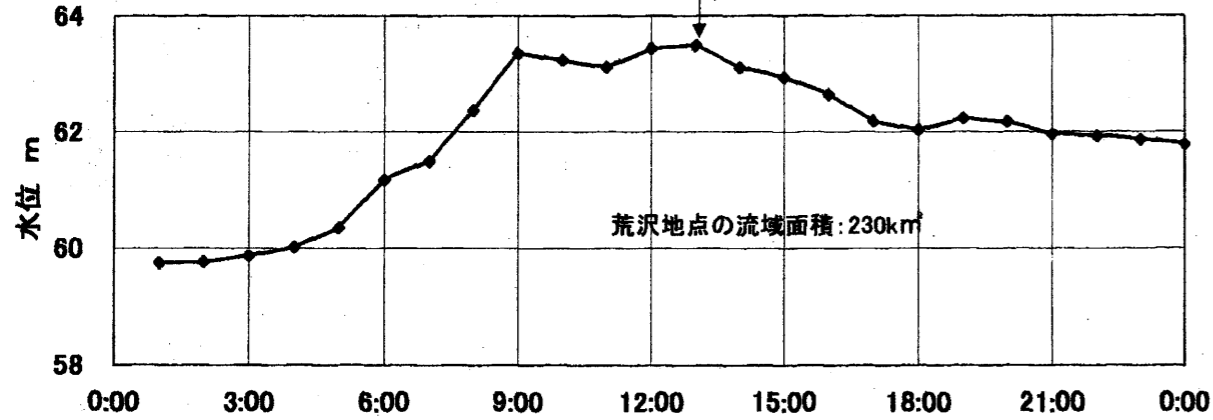
大谷ダム



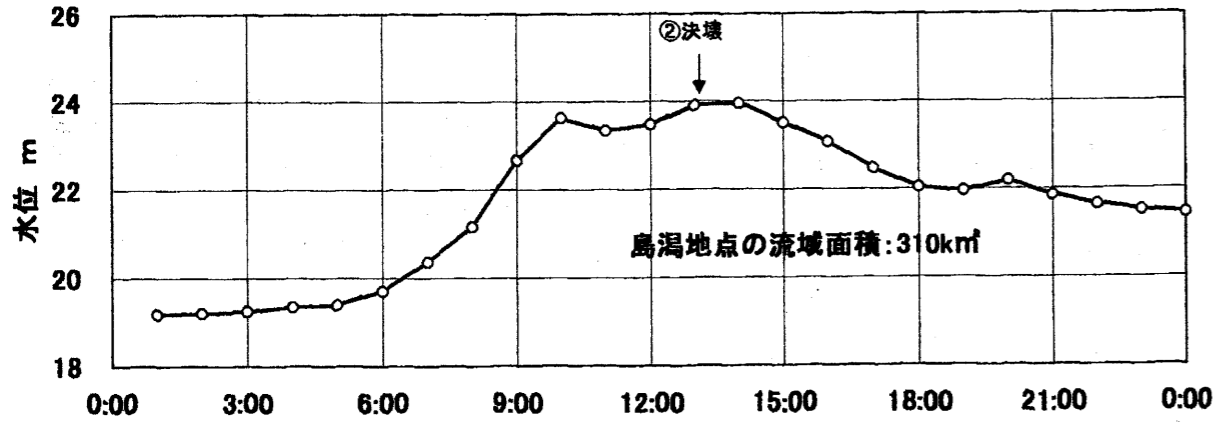
刈谷田川ダム



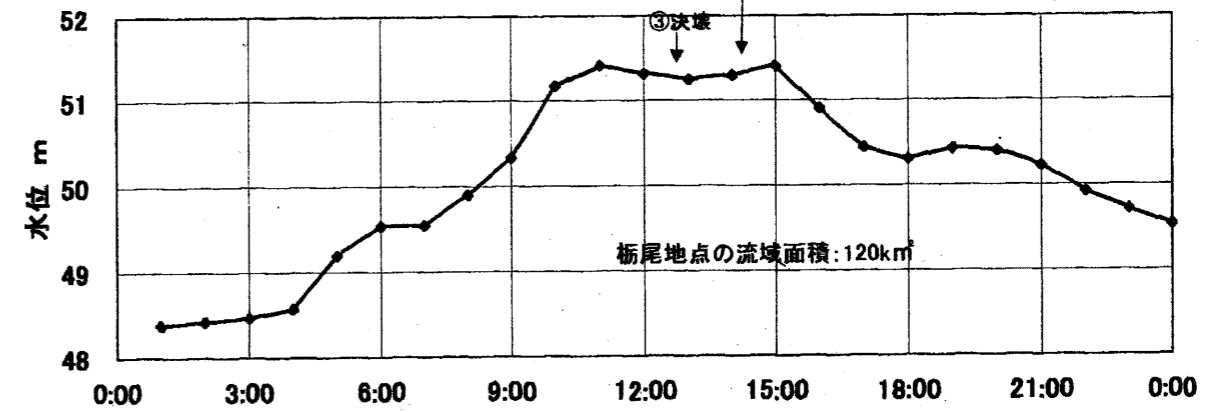
五十嵐川の観測水位 A 荒沢地点



五十嵐川の観測水位 B 島潟地点



刈田谷川の観測水位 C 栃尾地点



刈田谷川の観測水位 D 大堰地点

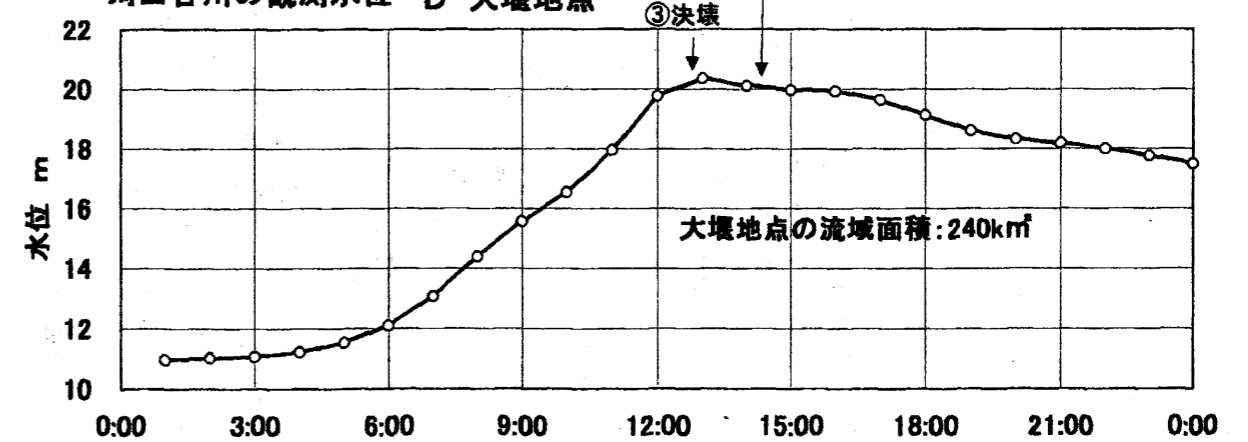
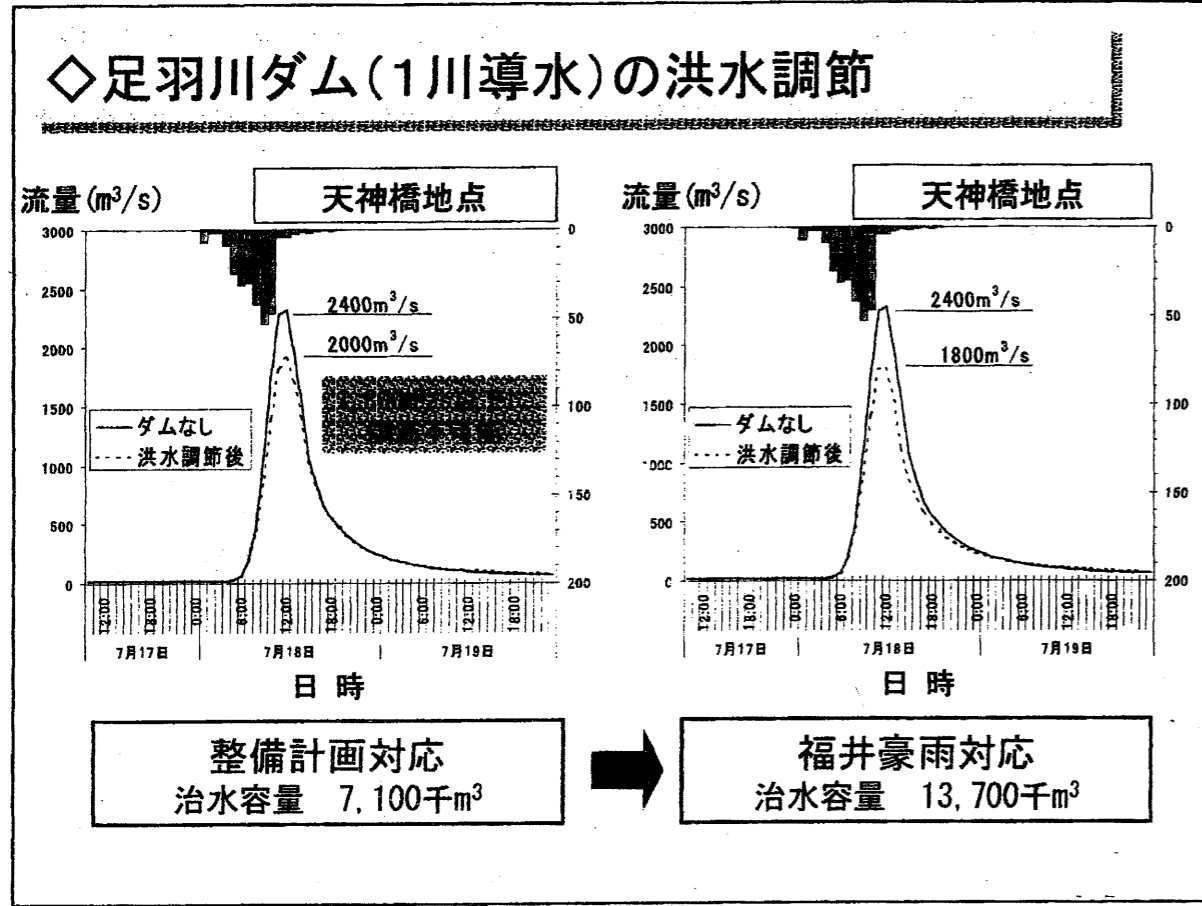


図4 2004年8月31日の九頭竜川水系流域委員会で国土交通省が提案した足羽川ダムの増量アップ案



3日 7月 2004年 新報 福井 04.10.9. 第3報 福井県

3ダム急激に堆砂

県除去のコスト予想外

7・13豪雨

「7・13豪雨」で堆砂が急激に増えた川谷田川、大谷ダム、笠原ダム(右)と笠原ダム。大谷ダムは、完成から10年かかっていた堆砂が、豪雨で上流から大量の土砂が流れ込んだため急増した。特に川谷田川ダムは、完成から10年かかっていた堆砂が、豪雨で上流から大量の土砂が流れ込んだため急増した。特に川谷田川ダムは、完成から10年かかっていた堆砂が、豪雨で上流から大量の土砂が流れ込んだため急増した。



7・13豪雨により堆砂が急激に進んだ大谷ダム(右)と笠原ダム(本社へ)

「川谷田川」100年分の量 23年で超える

県土河川管理課の調査によると、7・13豪雨後の3ダムの堆砂状況は表のとおり。堆砂が計画を上回った例はなかった。堆砂が計画を上回れば、貯水率が減り、ダムの治水や利水能力などに大きな影響が出る。能力を回復するには、砂を湖底から取り除くしかない。この作業は、堆砂を除去するためのコストが予想外に高くなる。

3ダムの堆砂量	
(堆砂率の前の数字は08年度まで)	後の数字は04年度水害後)
川谷田川ダム (81年竣工・23年経過)	
貯水容量	445万m³
計画の堆砂容量	30万m³
08年度実績	18万m³
04年度水害後	32万m³
堆砂率	80→107%
笠原ダム (65年竣工・39年経過)	
貯水容量	1540万m³
計画の堆砂容量	210万m³
08年度実績	188万m³
04年度水害後	193万m³
堆砂率	88→92%
大谷ダム (94年竣工・10年経過)	
貯水容量	2110万m³
計画の堆砂容量	405万m³
08年度実績	371万m³
04年度水害後	187万m³
堆砂率	24→84%

23年で18万立方メートルの堆砂が、豪雨後の調査で14万立方メートル増え、32万立方メートルになった。10年間の計画堆砂容量に達した川の割合をみると堆砂率は60%から一気に107%となり、わずか3年で計画を超過してしまったことになる。

また、笠原ダムの場合も堆砂率が完成から40年経ったことにはいかにかわらず、すでに82%に達している。最も新しい大谷ダムも、10年で堆砂率24%だったが、今回84%に増えた。いずれのダムも、想定を上回る堆砂のペースになった。

原因は明らかに7・13豪雨とみられるため、県は、国土庁を相手取り「災害復旧事業」として申請。堆砂量を昨年度レベルまで減らし、ダムの能力を回復させる方針だ。

県内大手建設会社によると、堆砂の方法は①波瀬船による対策②上流に新たに貯砂ダムを建設③バンプでくみ出すなどの方法があるという。

河川管理課は、この波瀬船が最も適切で、費用がかからないかを検討している。担当者は「国が県とは別として、いずれは土砂を投入するようになる。いくらかるとは急いで買収したい」と話している。

繰り返される以川水害

▷4◁

一顧わくば山鳥坂ダム 効果を発揮した。激甚災の必要性を強調する。建設、鹿野川ダム改造の 害対策特別緊急事業による 必要性を認識してもらう 堤防整備や二線堤など 材料になれば。一日、 努力してきた所は治水効 大洲市の台風16号水害現 果を發揮した」と話し、 堤を視察した加戸守行知 同計画を推進していく考 事は、同ダムと堤防整備 えを強めている。

県河川課の八塚真喜雄 ネットワーク」会長、高 道明さん(二)喜多郡 内子町在住は「堤防は 決壊したら終わりだ」。

一方、同ダム反対派の

河川整備への影響

水害で崩れた道路を視察する加戸知事(左端)。今後、以川の治水論議が再開する。1日、大洲市東大洲



水害で崩れた道路を視察する加戸知事(左端)。今後、以川の治水論議が再開する。1日、大洲市東大洲

「堤防が急務」の声

課長も「以川のような大 住民団体「以川・水と緑 の会」顧問、前田益見さ ん(三)大洲市平野町。 大洲市菅田地区や西大 のレベルまで整備するこ 大洲地区が大きな被害を受 とが最優先課題」と強調 ける一方で、一九九五年 する。

七月の洪水後に毎秒三、 千立方メートルの流量まで耐 大規模の洪水(大洲地点 対し、さらに上流の西大洲 地区や菅田地区の堤防を 完成させる。

つまり山鳥坂ダムがで

さらに、堤防未整備の 地区の堤防を東大洲並み 大洲市菅田地区や西大 のレベルまで整備するこ 大洲地区が大きな被害を受 とが最優先課題」と強調 ける一方で、一九九五年 する。

その堤防整備 戦後最 大規模の洪水(大洲地点 対し、さらに上流の西大洲 地区や菅田地区の堤防を 完成させる。

計画一では、まず喜多郡 長浜町など下流から整備 容嵐についても見直しを 求めたい」との声も。集 水面積が以川全体の5. 3%と狭く、顕著な治水 効果を期待できない山鳥 坂ダムよりも、鹿野川ダ ム改造と堤防整備を急い でほしい」というのが、 同幹部の本音だ。現計画 は果たして妥当なのか。 国や県は重い課題を突き 付けられた。

おわり

繰り返される以川水害

▷3◁

以川中流に位置する県 という問題が浮かび上が のため、中小規模の洪水 頻りに浸水被害を受け まで一五分になると流 入量と放流量を致させ 録し、菅田や西大洲地区 は九五年の洪水より大き な被害を受けた。

放流量は八月三十日午 後八時四十分この最 大量となり、流入量とほ

ダム機能の喪失

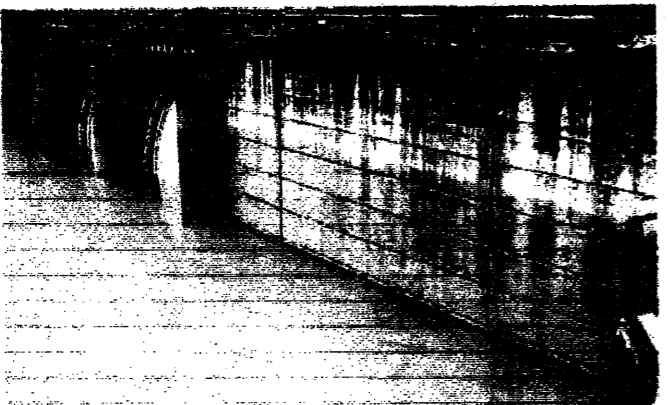
大洪水対処できず

記録的な大雨に加え、一 九九六年の操作規則の変 更もあってダム湖が早々 に満杯となり、下流に流 す水量を低減するといふ 計された。貯留や放流な 更に踏み切る。

新規則は、毎秒六百立 位が八割を超える大洪水 喪失した。その後、流入 量の低下に合わせ放流量 を徐々に絞っていた。

しかし新規則には、水 ば一致、洪水調節機能を 喪失した。その後、流入 量の低下に合わせ放流量 を徐々に絞っていた。

しかし新規則には、水 ば一致、洪水調節機能を 喪失した。その後、流入 量の低下に合わせ放流量 を徐々に絞っていた。



鹿野川ダムは、単に洪水調節効果を失ったにとどまらず、下流の流量を増やすという逆の効果を生んでいたことになる。

鹿野川ダムが放流した水は、約三時間半前後で下流の東大洲地区に到達する。同地区では三十一日午前零時半、同五時二十分にかけて、以川の二線堤を越流。家屋や店舗が濁流にのまれた。

ダム下流には小田川などの支川があり、ダム放流との因果関係は不明だ。丹下正明、県河川港務局長(三)は「規則に従った。丹下正明、県河川港務局長(三)は「規則に従った。」と話す。だが、ダムが大規模洪水に対処できない。しかし、堤防が未整備 四割になるまで、毎秒六

3 利水計画の変質について

(1) 水需要の飽和現象

今までダム建設が進められてきた最大の理由は、都市用水(水道用水と工業用水)の増加であった。「伸び続ける都市用水を充足するために、保有水源を増やさないと、大変な水飢きんがやってくる。だから、ダム建設が必要だ」とされてきた。しかし、都市用水の動向は1990年以降、大きく変わった。もっとも工業用水の方は高度成長が終わった1974年以降は漸減または横這いの傾向が続いてきたが、一方の水道用水は高度成長時代終焉後も、増加速度は低下したものの、増加し続けてきた。ところが、バブル経済がはじけた90年以降は全国的に増加がストップし、近年は漸減の傾向さえみられるようになった(図1)。東京都の水道用水にいたっては、90年以降はほぼ減少の一途をたどり、一日最大給水量は約100万 m^3 /日も減ってしまった(図2)。

東京は、最近では都心回帰という現象にあって人口はわずかながら増加してきている。それにもかかわらず、水道用水が減少してきているのは、一人あたり給水量が小さくなってきたからに他ならない(図3)。その理由は主に二つある。一つは、節水機器の普及である。水洗トイレ、電気洗濯機、食器洗浄器などは節水型であることが重要なセールスポイントになり、節水型の機器が普及するようになった。もう一つは、漏水の減少である。多くの水道事業者は料金収入にならない漏水を減らすため、老給水管の更新に努めてきた。その甲斐があって、漏水の比率は年々小さくなってきた。これらの要因はまだ今後も働くから、一人あたり給水量の減少傾向はこれからも続いていく。

一方、人口の方は日本全体の人口がまもなくピークを迎える。それに伴って、各地域の人口も増加率がさらに小さくなり、近い将来にはピークに到達する。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、首都圏においても2015年以降は減少傾向に変わる。

人口が減少していけば、一人あたり給水量はすでに漸減の傾向にあるから、将来の水道用水は確実に減少傾向になる。現在の水需要を充足するのに必要な水源はすでに十分に確保されているから、これからは水余りの時代になっていく。水不足の時代は終焉した。

このような水需要の飽和現象において国土交通省が利水面で代替りの理由として出しているのが、利水安全度の向上、降雨量の長期的な減少傾向、暫定水利権の解消である。

(2) 利水安全度の向上

利水安全度の向上とは、たとえば、今までの水源開発は10年に2~3回の渇水年に対応するような計画されていたので、それを10年に1回の、より厳しい渇水に対応できるようにするということである。降雨量に長期的な減少傾向があるということも絡めて、国土交通省は利水安全度の向上をダム建設の前面に出すようになってきている。

1) 利根川水系

〔東京都水道局がハッ場ダム等の建設が必要だとする利水上の数字〕

国土交通省の指導による東京都水道局の計算

東京都が保有している利根川・荒川水系の水利権 473万 m^3 /日

10年に1回の渇水年で再評価すると、 380万 m^3 /日

東京都の保有水源量が100万 m^3 /日近くも減ってしまう。だから、ハッ場ダム等の建設が必要だという。

〔利水安全度向上のまやかし〕

① 利根川水系では渇水の影響が軽微

しかし、利根川水系では、水需要が頭打ちになる一方で、水源開発が進んできたため、最近では渇水が来ても、断水に至ることはほとんどなく、生活に影響を与えることはなくなってきている。すでに10年に1回程度の渇水に対応できる状況になっているから、利水安全度の向上という考え方そのものの必要性がなくなっている。

もっと厳しい渇水がきた時は、農業用水からの一時的な融通、節水、地下水の利用等に対応すればよく、そのために水源開発等を進めるのはあまりにも非効率である。

② ダムの開発水量の誇大広告

別紙「ハッ場ダムの開発水量はどのように求めたのか」とおり、ハッ場ダムの開発水量はさほどの渇水年ではない1960年を基準年にして求められている。実際には1960年より厳しい渇水年が10年に2回程度の頻度で来ており、そのときには、貯水量が数ヶ月から半年間以上もゼロになり、開発水量どおりの取水が到底不可能となる。1960年より厳しい渇水年について開発水量を求めれば、現計画のそれよりもはるかに小さい数字になり、ハッ場ダムの利水計画が成り立たなくなってしまう。

ハッ場ダムの受水予定者は、開発水量(通年水利権)1 m^3 /秒あたり130億円の費用を負担している。1960年より厳しい渇水年を基準年とすれば、開発水量は現行のものより小さなものになる。仮に開発水量が半分になれば、開発水量1 m^3 /秒あたりの費用負担額は現在の2倍になり、260億円にもなる。そうなれば、受水予定者はハッ場ダム事業への参加に二の足を踏むであろう。

国土交通省が利水安全度の向上を主張するのは、ダムの開発水量を誇大広告していることを自ら認めるものである。

2) 木曾川水系

① 10年に1回の渇水年の想定で徳山ダムの必要があるかのようにした新フルプラン

しかし、水利権の転用を進めれば徳山ダムはやはり不要。

新しい木曾川水系水資源開発基本計画(新フルプラン)は、今までの開発水量の計画値は厳しい渇水年を前提としたものではなく、10年に1回の渇水年を想定すれば、開発水量は大幅に減少するので、徳山ダムがなければ水道は水需給がマイナスになるとしている。だから、徳山ダムが必要だとした。しかし、工業用水道も合わせた水需給では10年に1回の渇水年で

も8m³/秒の余裕があるから(徳山ダムの開発水量は約4m³/秒)、工業用水道から水道への水利権転用をさらに進めれば、徳山ダムはやはり不要である。(表1参照)

新フルプランは近年最大の渇水年を想定すると、それでも足りなくなることを示しているが、その場合は徳山ダムがあろうがなかろうが、水需給は大幅なマイナスになる(徳山ダムがある場合は約18m³/秒のマイナス、徳山ダムがない場合は約20m³/秒のマイナス)。したがって、節水や、農業用水からの融通、河川維持用水の転用で渇水を乗り切るしかなく、徳山ダムの存在は意味がない。

② 開発水量がいい加減なものであってよいのか。

各水源開発計画による開発水量は 1m³/秒あたり巨額の費用負担を伴うものであるから(徳山ダムの場合は1m³/秒あたり150億円)、いい加減なものであってはならないはずである。それが渇水年のレベルをあげると、大幅に減少してしまうというのは、一種の詐欺ともいえることではないか。徳山ダムの開発水量に関しては国の計算では計画値では 6.6m³/秒であったのが、10年に1回の渇水年では4m³/秒、最大の渇水年ではたった2.4m³/秒まで目減りしてしまう。逆にいえば、徳山ダムは図体が大きい、最大の渇水年ではこの程度の役割しか果たせないダムなのである。

③ 渇水時に重要な役割を果たす地下水と木曾川自流水

新フルプランにおいて重要であるのは、近年で最大の渇水年において供給量の半分近くを地下水と木曾川自流水が占めていることである。渇水年のレベルをそこまで上げると、木曾川の水源開発量が計画値の1/3程度にまで低下してしまうのに対して、国の計算では地下水と木曾川自流水は厳しい渇水年でも供給量がほとんど変わらない、優れた水源となっている。新フルプランは皮肉にも、地下水と木曾川自流水の優位性をあらためて示すものとなっている。

(3) 長期的な降雨の減少傾向とは？

年間降雨量の長期的な減少傾向と渇水とは別

長期的な少雨傾向で水源施設の能力が低下してきているから、国土交通省はダム建設が必要だということをしきりに強調している(図4)。

長期的に年間降雨量がわずかに減少傾向にあるのは事実であろうが、それが渇水に結びつくかどうかは別の話である。たとえ年間降雨量が少なくとも、雨が均等に降れば、渇水にはならないのであって、年間降水量の長期的な傾向だけで語るのはおかしな話である。

たとえば、渇水に結びつきやすい6~8月といった短い期間をとって、降雨の長期的な傾向をみるべきであって、国土交通省の年間降雨量データだけで判断すべきことではない。また、年間降雨量に限ってみても、東京の雨量の傾向をみると、長期的な減少はわずかなものである(図5)。

なお、木曾川水系で近年、取水制限を行う年がよく来るようになったのは(ただし、実際に水道の給水制限があったのは1986年、1987年、1994年だけであるが)、降水量の問題だけではなく、木曾川の利水計画が甘く、無理があったことによるものである。というのは、木曾川においては、確保すべき流量が大きすぎるということである。大雑把に言えば、農業用水70m³/

秒、都市用水30m³/秒、木曾川大堰の河川維持流量50m³/秒が木曾川において確保すべき流量となっているが、流域面積約5000km²の木曾川において渇水時に合計150m³/秒を確保するのはむずかしいところがある。5000km²からの流出量は年間平均でも、雨が多くない年は200~250m³/秒程度であろうから、渇水時に150m³/秒を確保するのは大変である。木曾川大堰ができる前は、農業用水や河川維持流量は渇水時には十分に確保されていなかったであろうが、木曾川大堰ができた後はそれらが優先的に確保することがルールになり、それによって、渇水時には無理が生じて取水制限がよく行われるようになったと考えられる。

(4) 暫定水利権問題

暫定水利権解消のためにハッ場ダムへ参加するのは不合理。水利権許可制度の規制緩和・民主化が必要

① 埼玉県の上重負担

ハッ場ダムの計画変更に伴って埼玉県水道は通年の水利権を4.14m³/秒から0.67m³/秒に減らし、冬期手当を4.674m³/秒から9.25m³/秒へと倍増した。これは、埼玉県が農業用水の転用で得た水利権は、非かんがい期(冬期)には取水する権利がないとされ、暫定水利権として扱われているので、この冬期分の水利権をハッ場ダムによって確保するというものである。

しかし、埼玉県は、農業用水を転用するための農業用水合理化事業に対してダム建設と同レベルの費用をすでに負担している。その上、さらに、その暫定水利権解消のためにハッ場ダムに対して巨額の費用を支出するのは明らかに二重負担である。

② 非かんがい期の取水は可能

利根川について最近20年間の取水制限の経過をみると(下表参照)、非かんがい期において取水制限が行われたのは、1996年1月12日~3月27日と1997年2月1日~3月25日の2カ年だけであって、しかも、取水制限率は初期段階の10%であった。この取水制限に関して各水道事業は自主節水と呼びかける程度であって、給水圧の調整という段階には至っておらず、非かんがい期における渇水被害は最近20年間ではないに等しい。このように、最近20年間において農業用水転用で得た水利権の取水が非かんがい期に困難になることはなかった。

③ 非かんがい期は流量に余裕がある

非かんがい期において取水制限が行われた1996年と1997年について当時の利根川の流況をみると、中流部の栗橋と下流部の布川で50~60m³/秒以上の流量があり、さらに利根川水系ダムには15,000~20,000万m³以上の貯水量があったから、余裕のある状態であった。取水制限はあくまで予防的な措置として実施されたものであった。なお、中流部の栗橋と下流部の布川で概ね50m³/秒以上の流量があれば、中下流部の都市用水の取水に支障をきたすことはない。

④ 農業用水転用の水利権を暫定水利権とするのは不合理

もともと、非かんがい期は農業用水の取水の大半がなくなるので、河川の流量が夏期に比べて小さくなるとはいえ、都市用水の取水が困難になることは基本的にない。したがって、国が、農業用水の転用で得た埼玉県の水利権を暫定水利権とし、その暫定の解消という理由でダム事業への参加を埼玉県に求めるのは真に不合理である。

農業用水転用の水利権を正規の水利権として扱うように埼玉県は国に対し、水利権許可制度の改善を求めるべきである。

表 最近20年間の利根川の取水制限

	取水制限期間	最大取水制限率			東京都の場合	
		上水	工水	農水	最大給水制限率	住民への影響
2001年	8/10~8/27 18日間	10	10	10	5%	自主節水
1997年	2/1~3/25 53日間	10	10	10	なし	自主節水
1996年	8/16~9/25 41日間	30	30	30	15%	減圧給水
1996年	1/12~3/27 76日間	10	10	10	5%	自主節水
1994年	7/22~9/19 60日間	30	30	30	15%	減圧給水
1990年	7/23~8/9 18日間	20	20	20	10%	減圧給水
1987年	6/16~8/25 71日間	30	30	30	15%	減圧給水

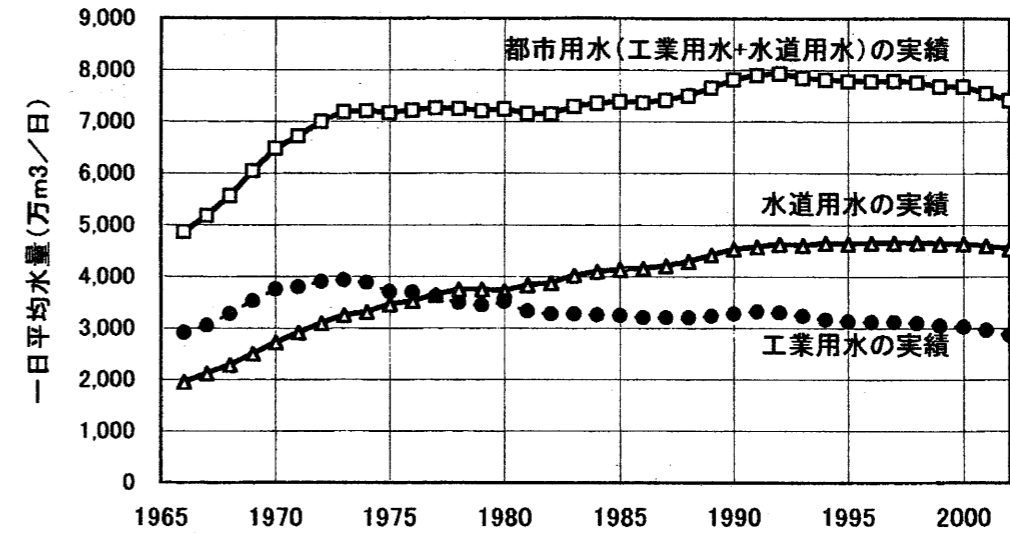


図1 全国の都市用水の動向

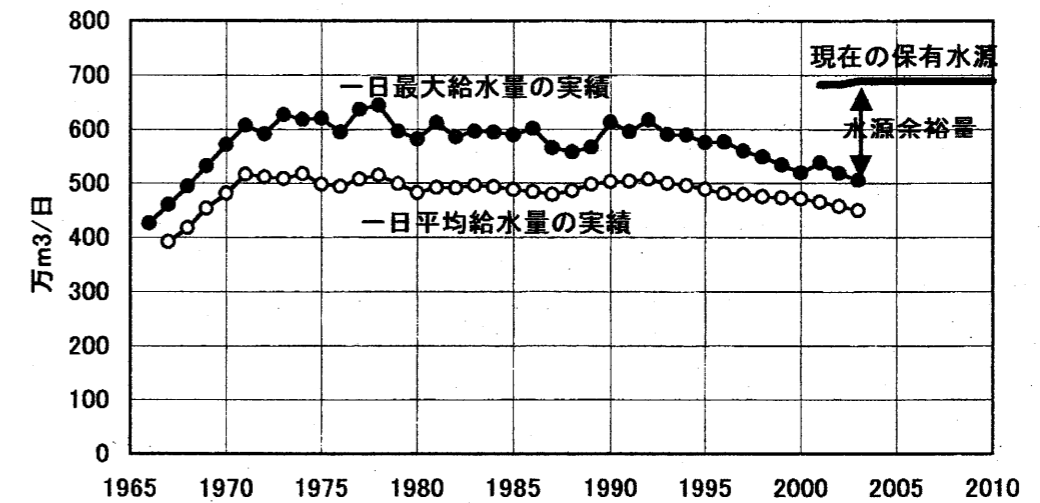


図2 東京都水道の給水量

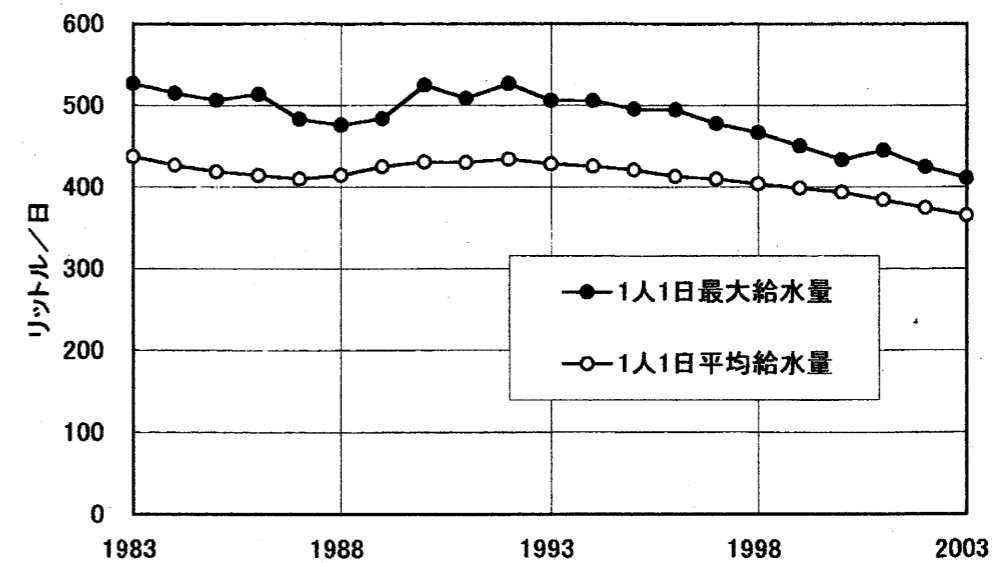


図3 東京都水道の一人あたり給水量

表1 木曾川水系水資源開発基本計画の水需給 (m³/秒)

	2000年需要量		2000年供給量		2015年需要量		2015年供給量	
	最大取水量	開発水量(計画値)	最大取水量	開発水量(計画値)	最大取水量	開発水量(計画値)	2/20の渇水年(1987年)	近年最大渇水年(1994年)
水道用水	44.7	63.2			50.1	71.7	51.6	36.7
工業用水道	15.4	45.5			18.8	41.5	25.4	14.7
都市用水	60.1	108.7			68.9	113.2	77.0	51.4
(供給量内訳)								
牧尾ダム		10.31		10.31		7.21		5.46
岩屋ダム		39.56		39.56		17.41		7.91
阿木川ダム		4.00		4.00		2.28		1.64
味噌川ダム		4.30		4.30		3.61		1.76
長良川河口堰		22.50		22.50		16.95		6.89
徳山ダム				6.60		3.96		2.44
三重用水		0.86		0.86		0.65		0.34
小計		81.53		88.13		52.07		26.44
地下水と木曾川自流水等		27.2		25.1		24.9		25.0
計		108.7		113.2		77.0		51.4

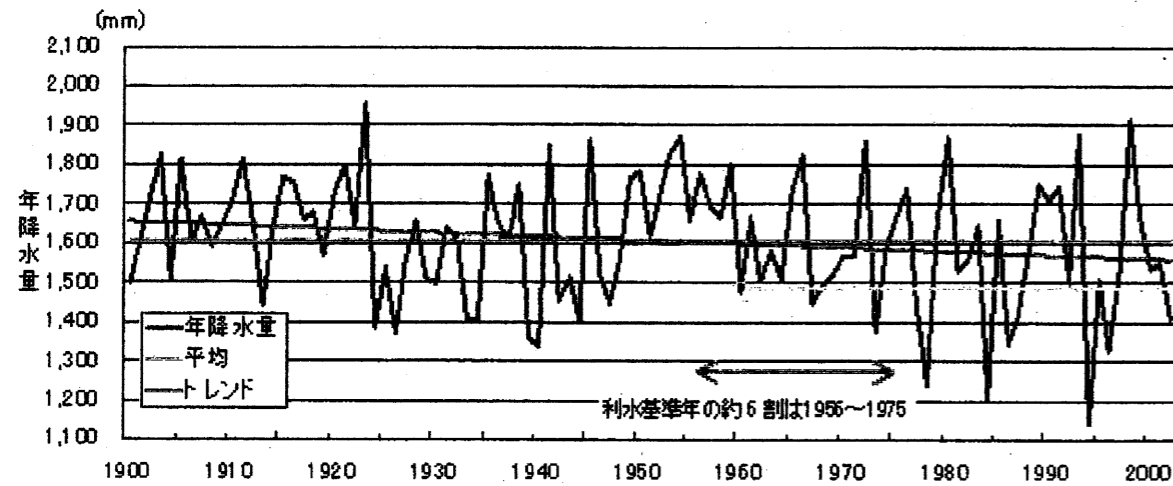


図4 国土交通省が示す日本の降水量の長期的な低下傾向

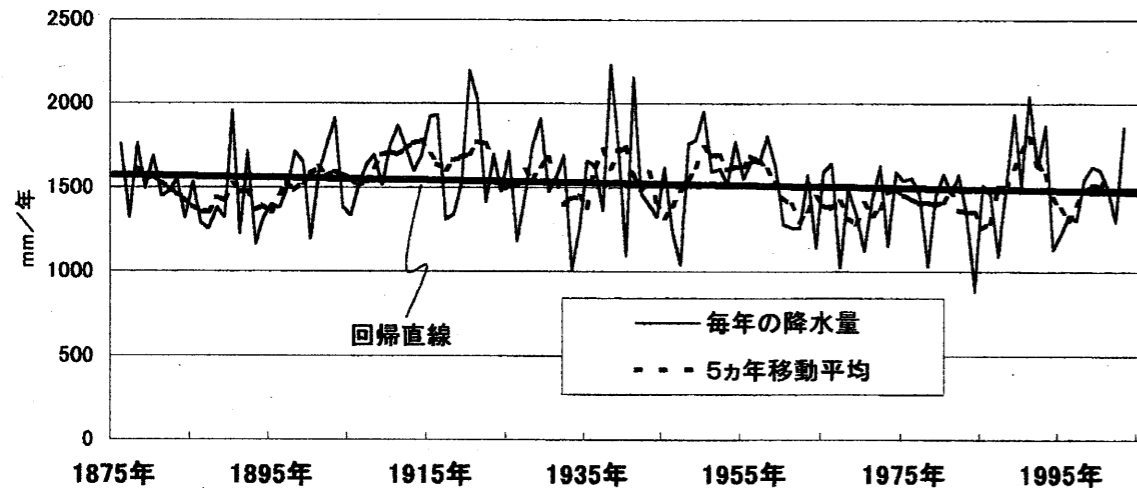


図5 東京大手町の年降水量の長期的傾向

〔別紙〕ハツ場ダムの開発水量はどのように求めたのか。

ダムの開発水量は、ダムの貯水池運用計算の結果によって定められる。国土交通省が行ったハツ場ダムの貯水池運用計算の結果は図1のとおりである。これは、1955年度から84年度までの30年間について所定の開発水量(通年9.58m³/秒、冬期のみ12.629m³/秒)を生み出した場合の貯水量の変化を計算したものである。利根川水系ではこの30年間において1960年度が渇水基準年とされ、この基準年で貯水量が概ねゼロにならなければ、所定の水量の開発が可能という判断がされる。

1960年度の貯水量の変化を見ると、3月下旬以外は、貯水量がゼロになっていないので(図2)、ハツ場ダムについては通年9.58m³/秒、冬期のみ12.629m³/秒の開発が可能ということになっている。

30年間を通してみると、貯水量が1ヵ月から半年以上、ゼロになる年が1962、1970、1972、1973、1978、1984年と、6回もある。1962年、1973年の場合は半年間以上、ダム貯水量がゼロになっている(図3、4)。の場合は30年に6回、すなわち、10年に2回は貯水量が1ヵ月から半年以上、ゼロになっている。1960年はそれらの年よりも渇水の状況が厳しくないから、ハツ場ダムの開発水量はさほど厳しくない渇水年を前提して求められたものである。

図2 国土交通省によるハツ場ダムの運用計算(1960年度)

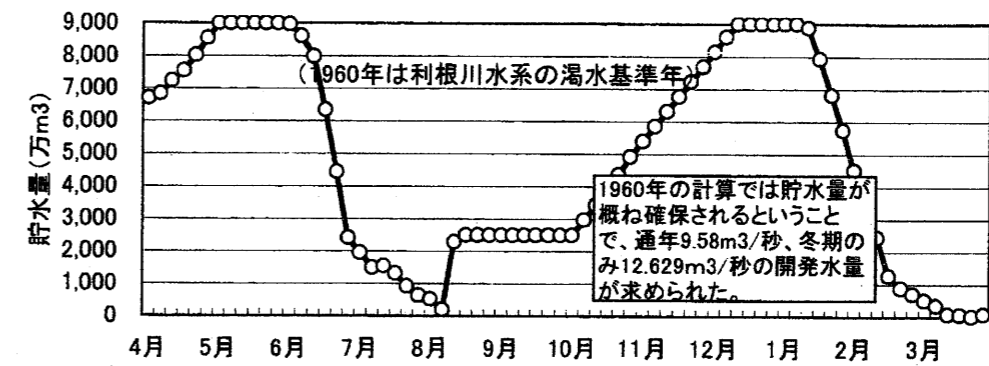


図3 国土交通省によるハツ場ダムの運用計算(1962年度)

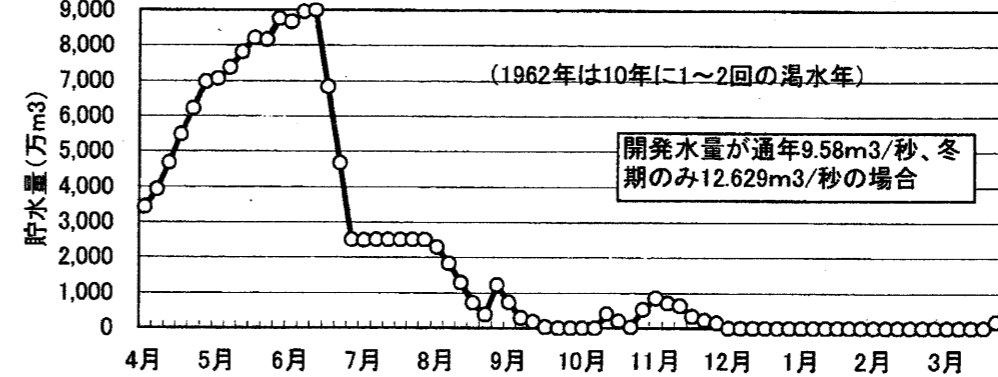


図4 国土交通省によるハツ場ダムの運用計算(1973年度)

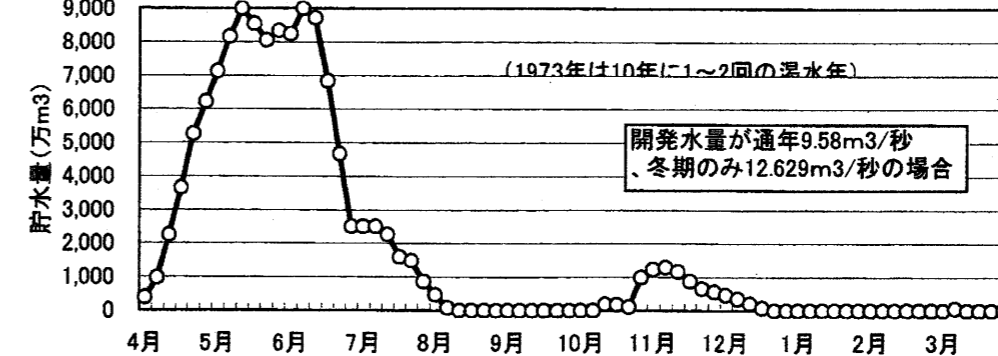
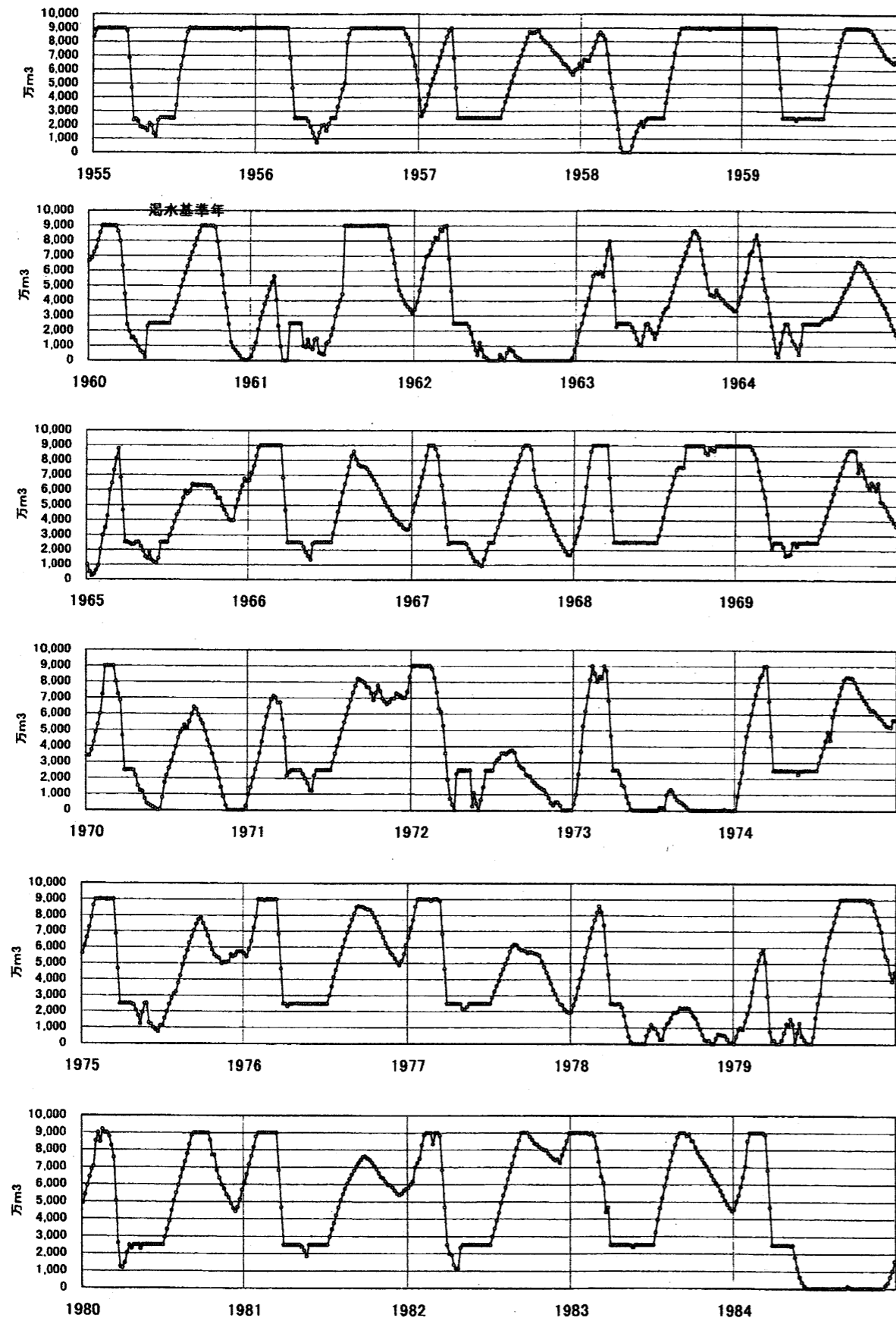


図1 国土交通省によるハツ場ダムの貯水池運用計算(1955~1984年度)

(開発水量が通年 9.6m³/秒、冬期のみ 12.6m³/秒の場合)



4 ダム計画の延命策について

淀川水系を例にとって

淀川水系では、丹生(にう)ダム、大戸川(だいでがわ)ダム、川上ダム、余野川ダム、天ヶ瀬ダム再開発という五つのダム計画がある。このうち、天ヶ瀬ダム再開発は現状 900m³/秒の洪水時放流能力を 1,500m³/秒に増強するもので、ダム容量を増やすものではないので、新規のダム計画は四つとよい。

これらのダム計画に対して、淀川水系流域委員会が原則中止という提言を 2003 年1月にまとめたことは周知のとおりである。実際に、これらのダム計画の受水予定者である大阪府、阪神水道企業団等が水余りを理由に、次々と撤退を表明するようになり、ダム計画そのものが成り立たない状況になってきている。

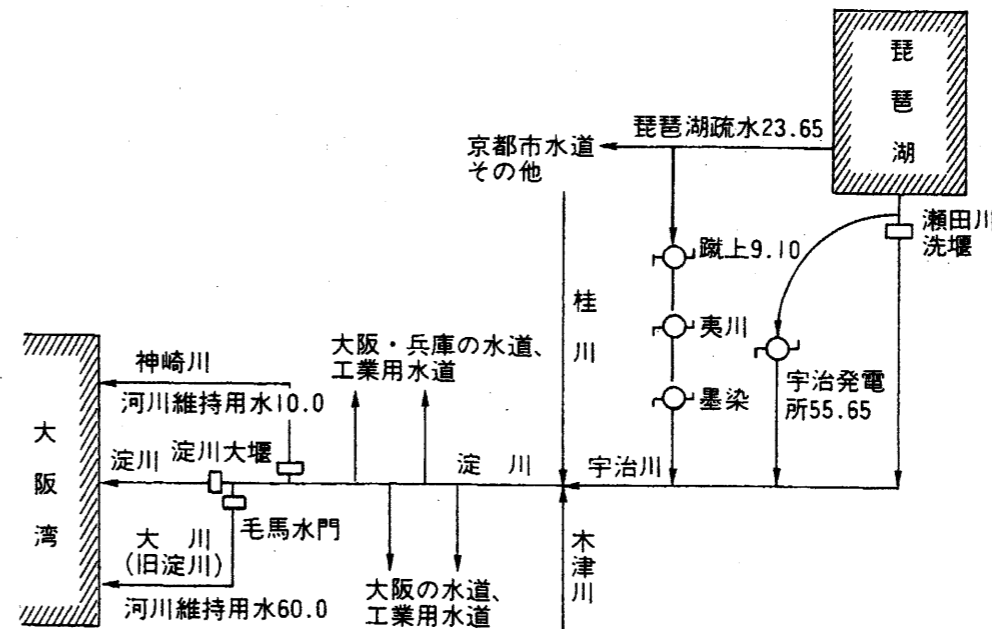
これに対して、国土交通省は既設ダムとの容量の用途振り替えや、異常渇水時における琵琶湖の水位低下対策という案を提示して、ダム計画の延命を図ろうとしている。

淀川水系で計画中のダムの諸元、受水予定者の撤退方針の状況、国土交通省が示したダム貯水容量の用途振替案は表 1、2、3 のとおりである。

これに対して、「関西のダムと水道を考える会」がデータに基づく緻密な反論を繰り返し行って、延命策の非科学性、不当性を明らかにしてきている。

一例として、国土交通省がいう異常渇水対策の無意味さを明らかにした同会の意見書を別紙に示す。

淀川水利用図(数字は水利権水量[m³/秒])



〔別紙〕

表1 淀川水系で計画中のダム (単位 万m3)

	総貯水容量	有効貯水容量	洪水調節容量	洪水期利水容量
丹生ダム(高時川)	15,000	14,300	3,300	11,000
大戸川ダム(大戸川)	3,360	2,760	2,190	570
余野川ダム(猪名川支流余野川)	1,760	1,700	1,120	580
川上ダム(木津川支流前深瀬川)	3,300	3,120	1,450	1,670
天ヶ瀬ダム再開発(宇治川)	2,628	2,000	968	1,032

(既設の容量と同じ)

[注1]天ヶ瀬ダムの洪水調節容量は予備放流の分を除く。

[注2]天ヶ瀬ダム再開発は現状900m3/秒の洪水時放流能力を1,500m3/秒に増強するもので、ダム容量の増量はない。

表2 ダム計画の受水予定者と撤退の方針を固めたところ

	受水予定者	撤退の方針を固めたところ	備考
丹生ダム	大阪府、阪神水道企業団、京都府	大阪府、阪神水道企業団	
大戸川ダム	大阪府、京都府、大津市	大阪府	
余野川ダム	阪神水道企業団、箕面(みのお)市	阪神水道企業団、箕面市	
川上ダム	三重県、奈良県、西宮市	西宮市、奈良県	三重県は水需要予測を40%下方修正

表3 国土交通省が示しているダム貯水容量の用途振替案

	ダム貯水容量の用途振替案	備考
丹生ダム	異常渇水時の琵琶湖の急激な水位低下対策	
大戸川ダム	①異常渇水時の琵琶湖の急激な水位低下対策 ②日吉ダムの治水容量を増量するため、その利水容量を大戸川ダムに振替え	ただし、②については放棄することを整備局が既に明言
余野川ダム	一庫(ひとくら)ダムの治水容量を増量するため、その利水容量を余野川ダムに振替え	

淀川水系流域委員会殿

異常渇水は下流の「流量調整」で!

平成16年9月29日

「関西のダムと水道を考える会」

(代表) 野村東洋夫

〔要旨〕

河川管理者は10年確率を越える異常渇水について、丹生ダムなどからのダム補給の必要性を強調するが、これは下策であり、淀川水系の渇水に滋賀県だけで対応するのではなく、関係府県の協力のもと、淀川下流部の流量調整で対応するのが上策である。貴委員会はこの際河川管理者に対して、取水制限や維持流量カットのこれまでの慣行の見直しと、それに基づく新たなシミュレーションの提示を求めるべきである。

。。。。

1) 生物より人間が優先 → 先ず維持流量のカットを

通常渇水と異なり、異常渇水における利水は次の優先順位とすべきことは自明と思われま。 1、上水 2、農水・工水・発電 3、河川維持水
従って異常渇水時の流量調整においては、上水などの取水制限よりも先ず維持流量のカットから行うべきであり、しかも淀川下流においてはこの流量が「確保流量」(後述)のほぼ半分を占めているから尚更です。

2) 滋賀県の渇水シミュレーション

既往最大の渇水とされるS14年～16年の渇水について、今年滋賀県がシミュレーションを行っています(→資料1)。この概要は次の通りです。

“この年の降雨や河川流量などの水文条件を近年の水需要に当て嵌めた場合、1.33億m³の水量が不足する。即ち、最近の4つの渇水年(H6、7、12、14年)における淀川下流部での実績取水量を基に、三川合流点直下流の高浜地点(大阪府島本町)において確保すべき流量(確保流量・高浜流量)を定め、S14年～16年の水文条件をこれに当て嵌めた場合のシミュレーションを行った。その結果は[資料1]の点線グラフ(=「ダム補給なし」)で表されているが、12月、1月において利用低水位(BSL-150cm)を若干下回るものとなった。琵琶湖水位を「利用低水位」よりも下げないためには(実践グラフ)、S14年10月に0.12億m³、S14年12月から翌年2月に掛けての時期に1.21億m³、合計1.33億m³の水量を琵琶湖に補給する必要があり、このために丹生ダム・大戸川ダムが必要”

しかしこのシミュレーションには大きな問題が内包されていました。それは私達が貴委員

会への意見書「不合理極まりない滋賀県渇水シミュレーション」で指摘した「淀川維持流量」です。即ちこのシミュレーションにおいては、大川 60m³/s、神崎川 10m³/s、合計 70m³/s の淀川維持流量について全く手を付けず、100年に一度の異常渇水時にもいつも通りに流すことを前提条件としていたのです。これが余にも非現実的であることは申すまでもありません。

3) 近畿地方整備局のシミュレーション

[資料2]のグラフをご覧ください。これもご記憶かと思いますが、H14年2月の委員会において、当時の水野調査官がパワーポイントを使って“壊滅的な渇水被害”を強調されたあのグラフです(出典:近畿地方整備局「淀川水系 利水の現状と課題」p.7-16 上段)。これもS14~16年渇水を対象にしたもので、滋賀県のものに比べてS14年7月・8月の水位低下が激しいものとなっていますが、この年の秋から翌年1月に掛けての時期に、湖水位が利用低水位を割り込んでいることは同じで、“12月初めには-164cmに達するから、これを-150cmに抑えるためには丹生ダムなどから約9100万m³の補給が必要”としたのです。

4) 流量調整(取水制限と維持流量カット)

これら2つのシミュレーションでは、流量調整はどのようになっていたのでしょうか? 先ず滋賀県の方ですが、淀川維持流量については前述のようにノーカットです。取水制限については特に明記されていませんが、例の4つの渇水年の実績取水量に微調整を加えたものを採用していますので、一応、従来の“慣行基準”(後述)に従ったものと言えるでしょう。

近畿地方整備局のシミュレーションについては、[資料2]のグラフの中に“水利用の調整を行った場合”との但し書きがありますから、これの元資料(「淀川水系 利水の現状と課題」)の文脈からして、取水制限・維持流量カット共に“慣行基準”に従ったものと思われる。因みに“慣行基準”は次の通りと推測されます。

(琵琶湖水位)	(取水制限)	(維持流量カット)
BSL-90~105cm	10%	10%
-105~120cm	15%	15%
-120~135cm	20%	20%
-135~150cm	30%	30%

H6年の異常渇水の際も、ほぼこの基準に従って流量調整が行われたことが[資料3][資料4]からも見て取れます。

しかし「果たしてこれで良いのだろうか、もっと早い時点から調整を開始すべきではないか」と私達は考えるのですが、整備局にも同様の考えがあると見え、今年7月6日の新聞報道によれば(→資料5)、従来は琵琶湖水位が-90cmに低下して初めて持たれた「渇

水対策会議」を、通常時の利水調整をも行う機関として常設する模様です。

5) 私達のシミュレーション

滋賀県のシミュレーションに対して私達が提示した試案が[資料6]のグラフです(×表示のもの)([資料7]はバックデータ)。その特徴は、滋賀県のものに比べて淀川維持流量据え置きだったのに対して、これの一部カットを早い時期から導入していることです。即ち、H6年大渇水の際に最大35m³/sのカットが行われたにも拘らず、その影響が軽微であったと考えられることから(→資料8)、(しかも[資料8]の新聞記事で塩害の「大阪臨海工水」の取水場は近い将来、大阪市の配水場に転換し、取水を取り止める予定)、琵琶湖水位が-45cmに低下した時点でカットに入るとしたものです。但し初めのカット量は10m³/sに抑え、その後も15m³/s、20m³/sと段階的に増やしますが、20m³/s以上にはしません。その結果はご覧の通りで、滋賀県のグラフに比べ、約30cmも水位が上っており、効果抜群です。最近言われ出したことに、丹生ダムに9500万m³程度の水を渇水用に貯めるというものがありますが、その効果は僅かに14cmでしかなく、これに比べて上記の流量調整では2倍の効果があることとなります。

6) 河川管理者に新たなシミュレーションの作成要請を!

以上のように、異常渇水にはダムよりも下流部の流量調整が遥かに有効であることは容易に推測されます。残された問題は湖水位のどの時点で、取水制限・維持流量カットのいずれをどれだけ行うかです。これについては河川管理者が、これまでの知見と利水状況を勘案して、湖水位が-90cmを切ってからとする従来の流量調整“慣行基準”に捉われることなく、新たな視点でのシミュレーションを作成し、ダムの代替案として委員会に提示するよう、この際、貴委員会から河川管理者に強く要請すべきです。

思えば全国には10年に1回の渇水への対応も不十分な地域が少なくない中で、淀川水系が100年確率の渇水を問題にし、そのために全国民の負担の下で新たな巨大ダムを造ろうとは、不遜も甚だしいと言わざるを得ません。私達はこの際、あのH6年大渇水においてもこの淀川水系において断水が皆無であったことや(→「淀川水系平成6年渇水記録」(水資源開発公団))、私達が福岡市や松山市とは比較にならない恵まれた利水環境にあることを今一度想起すべきであり、今後の異常渇水については、一人滋賀県や琵琶湖にのみ負担を求めるのではなく、下流の大阪府・京都府・兵庫県も一体となった協力体制をこの際しっかりと構築することこそが、この水系に住む者の歴史的な課題と言えます。従ってこの問題をこの際十分に審議し、河川管理者に適切な対応を要請することこそが、貴委員会の大きな使命ではないでしょうか?

(以上)

5 ダムを中止させる法制度

(1) 行政事件訴訟法の改正

今年の6月に「行政事件訴訟法」が改正された。行政事件訴訟法は縁遠い法律と思いがちであるが、ダム建設を法的に止めるとすれば非常に重要な意味を持つ法律である。この改正法案は一昨年からの司法制度改革推進本部・行政訴訟検討会での議論を経たものであるが、しかし、残念ながら、行政訴訟検討会では前向きに議論していたはずのものがかなり後退したのになっている。

行政訴訟検討会の議題のうち、私たちにとって特に重要な議題は、次の4点であった。

- ① 原告適格の拡大：現在は土地所有権などの法律上の利益を持たないと、ダム関連の行政処分を取消しを求める訴えを起こすことができない。
- ② 執行停止：現在は執行不停止の原則になっているため、裁判で争っている間にもダム工事が進行し、判決が出る頃にはダムがほぼできてしまうことさえあるので、執行停止の原則に変える。
- ③ 国の支出の違法性に対する納税者訴訟：現在は地方自治体に対する納税者訴訟しかできないので、国の不要なダム建設への支出の違法性を訴える裁判を起こすことができない。
- ④ 団体訴訟の導入：利害当事者でなくても、その問題に関わっている団体(たとえば水源連)が訴訟を提起できるようにする。

今回の改正で、このうち、①については第九条(原告適格)に第2項が付け加えられて裁判官が判断できる余地が加えられ、②については第二十五条(執行停止)第2項の「回復の困難な損害」が「重大な損害」に改まって、その判断の条件として第3項が付け加えられた。③と④は今回の法律案には入らなかった。

①も②も下記の資料1のとおり、漠然とした記述であるので、実際にどの程度機能するのか、予測が困難である。

日弁連として行政事件訴訟法の改正に取り組んでこられた越智敏裕弁護士(日弁連・司法改革調査室)によれば、少なくとも裁判官が判断できるようになったのだから、裁判で実績を積み上げていくしかないということである。そして、行政訴訟検討会で議論した内容から後退したのは、司法官僚の巻き返しによるものだが、それを許したのは、国民の関心が低かったことにあるということを越智弁護士は指摘している。

5年後に再び、行政事件訴訟法の改正が検討されることになっているということであるので、これから私たちもこの問題にもっと関心を高めていく必要がある。

新しい法律における原告適格と執行停止の条項は資料1のとおりである。また、昨年10月

24日の行政訴訟検討会では資料2のとおり、上記①～④について前向きの議論が行われていた。

資料1 「行政事件訴訟法の一部を改正する法律」の抜粋

(原告適格)

第九条 (略)

2 裁判所は、処分又は裁決の相手方以外の者について前項に規定する法律上の利益の有無を判断するに当たっては、当該処分又は裁決の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮するものとする。この場合において、当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たっては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌するものとし、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たっては、当該処分又は裁決がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案するものとする。

(執行停止)

第二十五条 (略)

2 処分の取消しの訴えの提起があつた場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生じる重大な損害を避けるため緊急の必要があるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもって、処分の効力、処分の執行又は手続の続行又は一部の停止(以下「執行停止」という。)をすることができる。ただし、処分の効力の停止は、処分の執行又は手続の続行の停止によって目的を達することができる場合には、することができない。

3 裁判所は、前項に規定する重大な損害を生じるか否かを判断するに当たっては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分の内容及び性質をも勘案するものとする。

資料2 司法制度改革推進本部 行政訴訟検討会(平成15年10月24日)「行政訴訟制度の見直しのための考え方と問題点の整理」(今後の検討のためのたたき台)

第2 具体的な見直しの考え方

1 救済範囲の拡大

(1) 取消訴訟の原告適格の拡大

取消訴訟の原告適格に着いて[処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者]と定める行政事件訴訟法第9条の規定について、原告適格が実質的に広く認められ

〔参考〕中止になったダムと継続中のダム

1 中止になったダム事業(国土交通省関連)

1997年度から	1998年度から	1999年度から
<p>[直轄事業] 日橋川上流総合開発(福島) 稲戸井調節池総合開発(茨城)</p> <p>[補助事業] 水原ダム(福島) 伊久留川ダム(山形)</p>	<p>[補助事業] 日野沢ダム(岩手) 乱川ダム(山形) 満名ダム(沖縄) 明戸生活貯水池(岩手) 芋川生活貯水池(新潟) 仁井田生活貯水池(高知)</p>	<p>[補助事業] 白老ダム(北海道) 丸森ダム(宮城) 河内ダム(石川) 所司原ダム(石川) トマム生活貯水池(北海道) 梅津生活貯水池(長崎) 七ツ割生活貯水池(熊本)</p>
<p>2000年度から</p> <p>[直轄事業] 千歳川放水路事業(北海道) ただし、河川事業</p>	<p>2001年度から(続)</p> <p>[補助事業] 松倉ダム(北海道) 長木ダム(秋田) 北本内ダム(岩手) 新月ダム(宮城) 久慈川ダム(福島) 縮川ダム(茨城) 小森川ダム(埼玉) 片貝川ダム(富山) 大野ダム(埼玉) 追原ダム(千葉) 芦川ダム(山梨) 羽茂川ダム(新潟) 大仏ダム(長野) 飛鳥ダム(奈良) 関川ダム(広島) 中部ダム(鳥取) 木屋川ダム(山口) 多治川ダム(香川) 寒田ダム(福岡) 轟ダム(長崎) 白水ダム(沖縄) 黒沢生活貯水池(岩手) 正善寺生活貯水池(新潟) 池川生活貯水池(富山) 大村川生活貯水池(三重) 桂畑生活貯水池(三重) 手洗生活貯水池(宮崎) アザカ生活貯水池(沖縄) 渡嘉敷生活貯水池(沖縄) 中野川生活貯水池(新潟) 山神生活貯水池再開発(福岡) 赤木生活貯水池(熊本) 竹尾生活貯水池(山口) 北松野生活貯水池(静岡) 丹南生活貯水池(兵庫)</p>	<p>2002年度から</p> <p>[補助事業] 外面ダム(福島) 百瀬ダム(富山) 宮川内谷川総合開発(徳島) 雄川生活貯水池(群馬) 笹子生活貯水池(山梨) 片川生活貯水池(三重) 美里生活貯水池(和歌山) 黒谷生活貯水池(徳島)</p>
<p>2001年度から</p> <p>[直轄事業] 川古ダム(群馬) 印旛沼総合開発(千葉) 江戸川総合開発(東京) 荒川第二調節池総合開発(埼玉) 木曾川導水(愛知) 矢作川河口堰(愛知) 細川内ダム(徳島) 矢田ダム(大分) 猪牟田ダム(大分) 高遊原地下浸透ダム(熊本)</p> <p>[公団事業] 平川ダム(群馬) 思川開発の大谷川分水(栃木)</p>		<p>2003年度から</p> <p>[直轄事業] 渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期事業(栃木等) 清津川ダム(新潟) 紀伊丹生川ダム(和歌山) 高梁川総合開発事業(岡山)</p> <p>[公団事業] 栗原川ダム(群馬)</p> <p>[補助事業] 浅川ダム(長野) 下諏訪ダム(長野) 湯道丸ダム(富山) 黒川ダム(富山) 伊勢路川ダム(三重) 南丹ダム(京都) 中山川ダム(愛媛) 大谷原川生活貯水池(茨城) 大原川生活貯水池(岡山)</p>
<p>2004年度から</p> <p>[直轄事業] 土器川総合開発(香川) 座津武ダム(沖縄)</p> <p>[公団事業] 戸倉ダム(群馬)</p>	<p>[補助事業] 東大芦川ダム(栃木) 佐梨川ダム(新潟) 釈迦院ダム(熊本) 新田川ダム(福島) 磯崎ダム(青森) 高浜ダム(熊本) 倉淵ダム(群馬)(凍結)</p>	<p>2005年度から</p> <p>2004年8月末時点ではゼロ</p>

るような規定とする。

(2) 団体訴訟

団体訴訟の導入については、法分野ごとに、その法律の目的やその法律が保護しようとしている権利、利益、当該処分等の特質等を考慮して、十分な検討を行う必要がある。

4 本案判決前における仮の救済の制度の整備

(1) 執行停止の要件

行政事件訴訟法第25条第2項本文の定める執行停止の要件(「処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があるとき」)に関し、損害の性質のみならず損害の程度などを総合的に考慮することができるような規定に改めることについてなお検討する。

(3) 執行停止決定に対する不服申立て

執行停止決定に対する不服申立てについては、内閣総理大臣の異議の制度(行政事件訴訟法第27条)を含め、その具体的在り方についてなお検討する。

5 その他

(3) 国の支出の違法性を確保するための納税者訴訟

国の支出に対し、訴訟による行政の適法性の確保の機能を拡充する観点から、地方自治法第242条の2以下の住民訴訟に類する制度として、例えば国の支出に違法があると思われるときに国民が会計検査院に対し検査の請求をして会計検査院の判断に不服があれば国民が訴訟で争うなど、国の違法支出に関する納税者訴訟の制度を創設すべきであるとの考え方については、国の財務会計制度の在り方全体の中で、司法の果たすべき役割がどのようなものであるべきかとの観点から、権力分立の原理との関係等に配慮しつつ、十分な検討を行う必要がある。

(2) ダム計画中止後の生活再建支援法案

ダム予定地の人々は何十年という間、ダム絡みの生活を強いられてきた。当初はダム反対の姿勢であっても、長い年月の経過で疲れ果て、ダム建設にやむを得ず同意したところも少なくない。それらの人々は代替地等への移転を前提として将来の生活設計を行っており、現段階でのダム計画中止はその生活設計を白紙に戻し、地元の人々を絶望の淵に追い込むことになりかねない。

この状況を打開し、地元の人々とともにダム計画の中止を求めていくためには、ダム計画中止後も、ダム予定地の生活再建の推進を可能にする法制度、すなわち、「ダム計画中止後の生活再建支援法案」の制定が必要である。

2 継続中のダム

ニ. ダム事業ダム別内訳

(単位:百万円)

(単位:百万円)

河川名・ダム名	所在地	16年度 事業費	備 考	河川名・ダム名	所在地	16年度 事業費	備 考
多目的ダム建設事業			事業費(利水費を含む。)	直轄河川総合開発事業			
紀の川大滝ダム	奈良	5,250	建設工事	白川立野ダム	熊本	750	建設工事
球磨川川辺川ダム	熊本	5,600	"	木曾川流水総合改善	岐阜	20	"
利根川八ッ場ダム	群馬	19,650	"	鬼怒川上流ダム群連携	栃木	4,380	"
吉井川菅田ダム	岡山	3,320	" (完成予定)	石狩川夕張シューパロダム	北海道	3,092	"
淀川猪名川総合開発	大阪、兵庫	1,132	"	荒川流水総合改善	埼玉	36	実施計画調査
渡川中筋川総合開発	高知	780	"	荒川上流ダム再開発	埼玉	22	"
最上川長井ダム	山形	10,500	"	那賀川総合整備	徳島	130	"
阿武隈川摺上川ダム	福島	3,200	"	筑後川水系ダム群連携	福岡	280	"
利根川湯西川ダム	栃木	6,421	"	利根川上流ダム群再編	群馬、埼玉	360	"
米代川森吉山ダム	秋田	12,500	"	天竜川ダム再編	静岡	120	" (新規)
木曾川新丸山ダム	岐阜	3,090	"	直轄流況調整河川事業			
神戸川志津見ダム	島根	6,300	"	筑後川佐賀導水事業	佐賀	5,000	建設工事
紀の川紀の川大堰	和歌山	1,800	"	利根川那珂川霞ヶ浦導水事業	茨城	5,571	"
大分川大分川ダム	大分	3,600	"				
北上川胆沢ダム	岩手	11,000	"				
天竜川三峰川総合開発	長野	7,100	"				
江の川灰塚ダム	広島	8,700	"				
嘉瀬川嘉瀬川ダム	佐賀	8,100	"				
淀川大戸川ダム	滋賀	1,607	"				
淀川天ヶ瀬ダム再開発	京都	170	"				
荒川横川ダム	山形	5,700	"				
木曾川横山ダム再開発	岐阜	5,700	"				
岩木川津軽ダム	青森	3,860	"				
千代川殿ダム	鳥取	4,650	"				
斐伊川尾原ダム	島根	5,170	"				
牝川山鳥坂ダム	愛媛	600	"				
庄川利賀ダム	富山	2,015	"				
九頭竜川足羽川ダム	福井	630	"				
本明川本明川ダム	長崎	590	"				
雄物川成瀬ダム	秋田	1,500	"				
豊川設楽ダム	愛知	1,740	"				
沙流川総合開発	北海道	1,270	"				
石狩川忠別ダム	北海道	8,315	"				
留萌川留萌ダム	北海道	4,800	"				
石狩川幾春別川総合開発	北海道	2,408	"				
天塩川サンルダム	北海道	1,952	"				
羽地大川羽地ダム	沖縄	1,146	" (完成予定)				
沖縄東部河川総合開発	沖縄	2,795	"				
沖縄西部河川総合開発	沖縄	7,577	"				
筑後川城原川ダム	佐賀	75	実施計画調査				
緑川七滝ダム	熊本	20	"				
鳴瀬川総合開発	宮城	160	"				
利根川吾妻川上流総合開発	群馬	140	"				
子吉川鳥海ダム	秋田	200	"				
矢作川上矢作ダム	岐阜	80	"				

(単位:百万円)

河川名・ダム名	所在地	16年度 事業費	備 考
水資源開発事業			事業費(交付金) 上段():利水費を含む。
木曾川徳山ダム	岐阜	4,847	建設工事
荒川滝沢ダム	埼玉	8,746	"
荒川浦山ダム	埼玉	1,408	(償還分)
淀川日吉ダム	京都	2,042	"
利根川思川開発	栃木	5,656	建設工事
利根川戸倉ダム	群馬	399	"
筑後川大山ダム	大分	2,201	"
淀川川上ダム	三重	921	"
利根川武蔵水路改築	埼玉	339	"
淀川丹生ダム	滋賀	547	"
筑後川小石原川ダム	福岡	798	"

(単位:百万円)

河川名・ダム名	所在地	16年度 事業費	備 考
治水ダム建設事業(補助)			事業費(公共費)
儀明川 儀明川ダム	新潟	113	建設工事
常浪川 常浪川ダム	"	429	"
鶴川 鶴川ダム	"	450	"
三川 三科ダム	長野	0	"
長良川 内ヶ谷ダム	岐阜	450	"
加茂川 鳥羽河内ダム	三重	97	"
安曇川 北川ダム	滋賀	270	"
芹川 栗栖ダム	"	89	"
大津川 榎尾川ダム	大阪	313	"
岩井川 岩井川ダム	奈良	3,200	"
朝鍋川 朝鍋ダム	鳥取	811	" (完成予定)
都治川 波積ダム	島根	130	"
益田川 益田川ダム	"	2,200	"
加茂川 四川ダム	広島	100	"
八幡川 梶毛ダム	"	1,480	"
賀茂川 仁賀ダム	"	484	"
綾川 綾川ダム群連携	香川	80	"
巨瀬川 藤波ダム	福岡	2,800	"
川辺川 五木ダム	熊本	100	"
稲葉川他 竹田水害緊急	大分	3,237	"
新川 西之谷ダム	鹿児島	1,074	"
大和沢川 大和沢ダム	青森	34	実施計画調査
中村川 中村ダム	"	12	"
川内沢川 川内沢ダム	宮城	10	"
最上小国川 最上小国川ダム	山形	39	"
清川 清川ダム	長野	0	"
矢原川 矢原川ダム	島根	30	"

平成16年度のダム事業の予算

平成16年度予算配分総括表

(単位:百万円)				(単位:百万円)					
河川名・ダム名		所在地	16年度 事業費	備 考	河川名・ダム名		所在地	16年度 事業費	備 考
河川総合開発事業(補助)				事業費(公共費)					
堤川	駒込ダム	青森	309	建設工事	那珂川	五ヶ山ダム	福岡	1,731	建設工事
築川	築川ダム	岩手	2,056	"	祓川	伊良原ダム	"	234	"
盛川	鷹生ダム	"	1,675	"	鹿島川	中木庭ダム	佐賀	4,583	"
気仙川	津付ダム	"	30	"	井手口川	井手口川ダム	"	316	"
迫川	迫川総合開発	宮城	699	"	川棚川	石木ダム	長崎	969	"
筒砂子川	筒砂子ダム	"	4	"	中島川他	長崎水害緊急	"	1,177	"
迫川	長沼ダム	"	3,144	"	伊木力川	伊木力ダム	"	743	"
小坂川	砂子沢ダム	秋田	683	"	志保川	笹吹ダム	"	2,201	"
鬼面川	綱木川ダム	山形	2,172	"	野木川	路木ダム	熊本	40	"
今出川	今出川総合開発	福島	62	"	一ツ瀬川	吹山ダム	宮崎	92	"
木戸川	木戸ダム	"	4,450	"	徳富川	徳富ダム	北海道	1,512	"
大北川	小山ダム	茨城	48	"	当別川	当別ダム	"	1,400	"
鳥川	倉湖ダム	群馬	70	"	底路川	底路ダム	"	1,615	"(完成予定)
碓氷川	増田川ダム	"	88	"	厚真川	厚真ダム	"	1,263	"
夷隅川	大多喜ダム	千葉	45	"	儀間川他	儀間川総合開発	沖縄	220	"(建設移行)
破間川	広神ダム	新潟	3,190	"	斉内川	真木ダム	秋田	30	実施計画調査
胎内川	奥胎内ダム	"	895	"	湊川	五名ダム(再)	香川	120	"
葛野川	深城ダム	山梨	2,018	"(完成予定)	大根川	清瀧ダム	福岡	45	"
琴川	琴川ダム	"	48	"	有田川	有田川総合開発	佐賀	20	"
浅川	浅川ダム	長野	0	"	村松川	村松ダム	長崎	10	"
砥川	下諏訪ダム	"	0	"					
夜間瀬川	角間ダム	"	0	"					
大聖寺川	九谷ダム	石川	114	"					
犀川	辰巳ダム	"	813	"					
町野川	北河内ダム	"	1,054	"					
荒城川	丹生川ダム	岐阜	697	"					
大八賀川	大島ダム	"	79	"					
太田川	太田川ダム	静岡	2,245	"					
鳥川	鳥川ダム	愛知	194	"					
河内川	河内川ダム	福井	319	"					
浄土寺川	浄土寺川ダム	"	2,362	"					
吉野瀬川他	日野川総合開発	"	2,502	"					
畑川	畑川ダム	京都	285	"					
安威川	安威川ダム	大阪	3,175	"					
新湊川	石井ダム	兵庫	64	"					
千種川	金出地ダム	"	10	"					
武庫川	武庫川ダム	"	10	"					
切目川	切目川ダム	和歌山	241	"					
浜田川	浜田川総合開発	島根	404	"					
三室川	三室川ダム	岡山	33	"					
沼田川	福富ダム	広島	349	"					
錦川	平瀬ダム	山口	603	"					
深川川	大河内川ダム	"	189	"					
香東川	柁川ダム	香川	500	"					
別当川	内海ダム(再)	"	438	"					
和食川	和食ダム	高知	150	"					

区 分	(単位:百万円)								
	直 轄			補 助			計		
	本省配分	一括配分	計(B)	本省配分	一括配分	計(B)	本省配分	一括配分	計(B)
治水事業等	642,201	176,014	818,215	440,762	316,428	757,190	1,082,963	492,442	1,575,405
河 川	327,528	122,091	449,619	66,993	308,574	375,567	394,521	430,665	825,186
ダ ム	221,890	52,504	274,394	101,530	6,918	108,448	323,420	59,422	382,842
砂 防	92,387	-	92,387	193,382	936	194,318	285,769	936	286,705
機 械	396	1,419	1,815	-	-	-	396	1,419	1,815
急傾斜地	-	-	-	78,857	-	78,857	78,857	-	78,857
海岸事業	10,342	-	10,342	24,527	7,331	31,858	34,869	7,331	42,200
特定治水	-	-	-	21,177	27,034	48,211	21,177	27,034	48,211
住宅関連	-	-	-	2,972	11,971	14,943	2,972	11,971	14,943
下水関連	-	-	-	18,205	15,063	33,268	18,205	15,063	33,268
合 計	652,543	176,014	828,557	486,466	350,793	837,259	1,139,009	526,807	1,665,816

- (注) 1. 「ダム事業」の直轄には利水者負担金を含む。
 2. 「治水事業等」及び「急傾斜地等事業」の補助には、道路関係社会資本を含む。
 3. 「ダム事業」には他に水資源開発事業交付金38,903百万円がある。
 4. 「河川事業」には都市水環境整備事業分直轄46,726百万円、補助6,797百万円を含む。
 5. 他に災害復旧関係事業として、直轄3,165百万円、補助15,394百万円(国費ベース)がある。

徳山ダム事業実施計画変更（事業費増額）における

河川法脱法

～これが「あり」なら河川法改正は元の黙阿弥。「流域委員会」はお笑いぐさ～

1995年5月、全国に広がる反対の声を押し切って、建設省は長良川河口堰運用開始を強行しました。しかし同時に反対運動の力に押されて（95年の河川審答申を受ける形で）「河川法改正」という「証文」も出さざるを得なかったのです。河川官僚は（その官僚的思考の範囲内）で路線転換—河川行政の転換を行いました。しかしこの「証文」（特に16条の2第3項・第4項）は「河川管理者…必要があるときは…」という文言をつけることによって、最初から官僚の裁量で空証文に出来る仕掛けを備えていました（私が官僚の立場でも、そういう文言を入れる、当然に）。

03年度予算で、水資源開発公団（04.10.1水資源機構となる）は徳山ダム事業実施計画で定められた事業費2540億円の97%を使い切り、04年度概算要求では、その額をはみ出した要求をせざるを得なくなっていました。概算要求の直前、8月8日になって、水公団は「1010億円増額」を発表しました。関係県市（利水者及び治水関係県）と電源開発（中部電力）は「寝耳に水」と驚愕して見せ、反発しました。10月9日の「中部地整事業評価監視委員会」でも各委員が「2001年の再評価時には、事業費については何も聞いていなかった」と怒りました。

* 1996年の徳山ダム審及び2001年の「再評価」時に中部地整/水公団は「約300億円の事業費増加」という数字を出している。また進捗率（事業費消化率）と実際の工事現場を見れば、2540億円で完成するはずがないことは明らかであった。怒るのは、自らの間抜けを晒しているか、クサイ芝居をしているか、いずれかである。

事業実施計画変更（利水者の費用負担同意を要する）には、2000年で目標年次が過ぎている木曾川水系水資源開発基本計画（木曾川フルプラン）の全部変更をネグレクトすることは出来ません。12月の予算編成前に事業実施計画変更をすることは到底無理になった11月30日、中部地整は突如「事業評価監視委員会」を開き、「計画全体の見直しと切り離して960億円増額を了承する」旨を委員からとりつけました。（ここで「中部地整資料3治水計画の考え方」が出され、利水容量の大幅削減と治水容量の大幅増加を示した。）

しかし、これではさすがに財務省は「法的根拠を欠く」としてはねつけ、2540億円の事業費一杯の93億円のみの予算としましたが、同時に「法的な問題をクリアすれば追加予算を認める」旨の約束をしました（*）。

* 後で判明したことですが、これは「治水特別会計」（およそ1兆6000億円）の「項の間の移用」を財務省が認めることで徳山ダム建設費を捻出する、ということである。

04年3月30日に、フルプラン需給想定調査の各県回答が出揃い、利水容量の大幅削減が決定的となりました。（まだ各県の需要予測は過大であり、さらに「施設実力調査」という一種の虚構を使うことで、どうにか新規利水6.6m³/S（当初計画15m³/S）を無理矢理作りだした）。それでも「徳山ダムの規模を変えない」という辻褃合わせのために、中部地整は「本川上流2ダム（だけ）で大きな洪水調節をする」という新洪水調節計画なるものを持ち出してきました。

（内容は03.11.30事業評価監視委員会で「治水計画の考え方」に数字を書き加えたもの。「治水計画」だと1996年の上総発言に抵触することを指摘されたので名称を変えた。
<http://homepage3.nifty.com/waterchubu/sub1/sub6.html>）

「徳山ダムと横山ダムをダム群として運用することにより、さらに大きな効果を発揮する」「徳山ダムの洪水調節容量を123,000千m³に、横山ダムの洪水調節容量を29,600千m³に増量するとともに両ダムの洪水調節方式を変更することにより、工事实施基本計画が目標としている上流ダム群による洪水調節量（2,400m³/s）を確保することを可能とし、基準地点万石の流量を計画高水量（3,900m³/s）以下にすることを可能とする。なお洪水調節機能が大幅に向上するため、基準地点万石上流の現在未整備のダムが不要となる。」

ところが「みなし整備計画」の現行工事实施基本計画には「既設横山ダムのほか徳山ダム等の上流ダム群により、2400m³/secを調節して河道への配分流量を3900m³/secとする」とあります。「等・群」とある通り、未整備のダム（基準地点流域面積の33%を占める根尾川上流・黒津ダムのこと—高水計画を論じた1968年工事实施計画参考資料には「黒津ダム2690万m³」と明示されている）を前提にしているのです。それを変更することはまさしく「治水計画の変更」に他なりません。

その治水計画変更を「事業再評価制度（事業者が自分で評価する）」と「フルプラン変更」でやってしまう、というのが今回の徳山ダム・新洪水調節計画なるものなのです。

それでも、「経過措置としての『みなし河川基本方針・河川整備計画（工事实施基本計画）』の範囲内」（佐藤謙一郎議員質問主意書への答弁書参照）なら、どんな治水計画変更でも河川法16条の2などすり抜けられます。

これまで河川法16条の河川整備基本方針が定められたところはことごとく従来の基本高水流量を踏襲しています。その上で、洪水調節の方法を揖斐川—徳山ダムのように大きく変えても「みなし整備計画の範囲内」「工事实施基本計画の変更を必要とするようなものではない」というなら、河川整備計画を新たに策定する必要などどこにもありません。

あのトンデモナイ肱川流域委員会でも、まだ河川法の文言に則っただけ可愛い、というお話になってしまいます。

官僚独裁（行政は法律に縛られない！どうせ法律を作るのは官僚なのだから！治水特会計という河川局次第でどうにでもなるサイフもあるし）も極まれり。

93年の木曾川水系フルプラン全部変更と連動した長良川河口堰建設。そして大きな反対の声を押し切ったの河口堰運用開始強行。その「引き替え証文」としての97年河川法改正から8年を経た今、河川局は、また木曾川水系フルプラン全部変更と連動して、今度は「引き替え証文」を破り捨てて徳山ダム建設を（違法に）強行し、改正河川法の趣旨の一切を葬り去ろうとしています。

この状況で、国交省河川局が淀川水系流域委員会を理想化して喧伝し、「淀川モデルの全国化」とはしゃぐのは、「お笑いぐさ」としか言いようがありません。

04年10月

徳山ダム建設中止を求める会・事務局長 近藤ゆり子

<http://tokuyama-dam.cside.com/>

徳山ダム事業実施計画変更に至る事実経過

<introduction>

従来の徳山ダム事業実施計画上の事業費は2540億円（1985年度単価）だが、03年度当初予算で97%を使い切り、04年度予算では2540億円枠を越えることは確実となった→03年2月「徳山ダム建設中止を求める会」としては名古屋市での運動展開を追求する方針を決定。長良川河口堰住民訴訟のグループなどに働きかけ「7/12 シンポジウム『「徳山ダムは名古屋の問題』」を準備していた。

<2003年>

- ・7/4 フルプラン木曾川部会第1回開かれる
- ・7/18 独立法人水資源機構法施行令（いわゆる「撤退新ルール」）閣議決定
- ・8/7 国交省水資源部、木曾川フルプランエリア各県に需給想定調査依頼を发出
- ・8/8 水公団、「1010億円増額」発表。関係県市「反発」
- ・8/27 水公団、「来年度予算要求180億円」発表。
- ・9/11 「徳山ダムをやめさせる会」結成
- ・10/9 中部地整事業評価監視委員会第2回（徳山ダム事業費増額問題を取り上げる）「やめさせる会」、「徳山ダム工事は凍結すべしという結論を」との「意見書」を提出。
- ・10/17 2県1市236名の一斉「住民監査請求」。
- ・11/18 名古屋市、愛知県、監査請求却下。11/21 岐阜県、監査請求却下。
- ・11/30 事業評価監視委は、「計画全体の見直しと切り離して」960億円増額を了承。ここに「中部地整資料3 治水計画の考え方」が出される
- ・12/2 愛知県知事「長良川河口堰の水の水道水への転用も」発言
- ・12/10 岐阜県事業費増額を容認 他の関係自治体は「時期尚早」と批判
- ・12/13 「中部地整資料3 治水計画の考え方」批判開始。
- ・12/20 04年度予算財務省原案：従来事業費枠いっぱいの93億円のみ。
- ・12/26 徳山ダム裁判一審（岐阜地裁）不当判決

岐阜地裁判決付言「当裁判所は、公団の本件水需要予測について建設大臣が平成10年12月にこれを是認した判断が、当時においては建設大臣の裁量の範囲を逸脱するものではないと判断するにすぎないものであり、現時点においてはウォータープラン21の水需要予測の方がより合理的であると推認される。したがって、独立行政法人水資源機構としては、早急に水需要予測を見直し、最終的な費用負担者である国民、県民の立場に立って、水余りや費用負担拡大等の問題点の解決に真摯に対処することが望まれる」

<2004年>

- ・1/7 徳山ダム裁判控訴
- ・2/16 愛知県、利水量大幅削減発表。長良川河口堰工業用水5.46m³/Sを水道水に転用すると発表
- ・2/26 「牧田川圏域（相川・大谷川・泥川）河川整備計画（案）」。3月に国交大臣決裁
- ・3/9 岐阜県 利水量大幅削減発表
- ・3/25 名古屋市利水量大幅削減発表
- ・3/30 木曾川フルプランエリア各県が需給想定調査を回答
- ・4/13 フルプラン木曾川部会第2回 新フルプラン原案が示される（各県回答通り）
- ・4/29 中部地整事業評価監視委員会、「新洪水調節計画」承認
- ・5/12 フルプラン木曾川部会第3回「やめさせる会」、「木曾川部会への意見書」提出

- ・5/31 水資源開発分科会、木曾川フルプラン原案を了承。中電が杉原ダム中止を発表。電源開発が増額（+12億円）了承。
- ・6/15 木曾川フルプラン閣議決定。
- ・7/8 岐阜県議会、徳山ダム債務負担行為592億円に同意。岐阜県、愛知県、名古屋市、水機構に費用負担同意を通知。水機構、国交省に事業実施計画変更認可を申請。
- ・7/15 徳山ダム事業実施計画変更認可

04.7.15 閣議決定の新徳山ダム事業実施計画

☆ダム容量配分（千m³）

	従来計画	新計画
総貯水量	660,000	660,000
洪水調節容量	100,000	123,000
洪水期利水容量	251,400	257,400
新規利水容量	129,000	78,000
不特定容量	58,000	115,000
濁水対策容量	53,000	53,000
発電専用容量	114,000	114,000
堆砂/底水容量	308,600	279,600
底水容量	282,600	253,000
堆砂容量	26,000	26,000

☆費用配分（単位=億円）

	2540億円 ①	3500億円 ②	増額 ②-①
治水 国費	789	1,416	627
岐阜	251	438	187
愛知	25	68	43
三重	62	101	39
利水 国費	191	207	16
上水 岐阜	69	84	15
愛知	183	189	6
名古屋	129	140	11
工水 国費	109	110	1
岐阜	197	191	-6
名古屋	57	66	9
発電	478	490	12
合計	2540	3500	960

目的別負担割合

	従来計画	新計画案	増減
治水	44.4%	57.8%	13.4%
利水	36.8%	28.2%	▲8.6%
発電	18.8%	14.0%	▲4.8%

負担割合1. 治水

	容量	容量比率	負担比率
洪水調節	155,000千m ³	53.3%	30.8%
不特定	83,000千m ³	28.5%	16.5%
濁水対策	53,000千m ³	18.2%	10.5%
計	291,000千m ³	100.0%	57.8%

負担割合2. 利水

		利水量 m ³ /S				負担 比率%		
		従来計画	新計画	減量	▲比率 %	従来計画	減量分	新計画
上水	岐阜県	1.5	1.2	▲0.3	5.6	4.1	▲0.5	3.6
	愛知県	4.0	2.3	▲1.7	31.5	10.8	▲2.7	8.1
	名古屋市	2.0	1.0	▲1.0	18.5	7.6	▲1.6	6.0
工水	岐阜県	3.5	1.4	▲2.1	38.9	11.1	▲3.3	7.8
	名古屋市	1.0	0.7	▲0.3	5.0	3.2	▲0.5	2.7
		12.0	6.6	▲5.4	100.0	36.8	▲8.6	28.2

◎ 前提として：河川法及び附則

(「みなし河川整備基本方針・みなし河川整備計画」)

★河川法 (1997年6月大改正)

(河川整備計画)

第十六条の二 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかななければならない。

2 河川整備計画は、河川整備基本方針に即し、かつ、公害防止計画が定められている地域に存する河川にあつては当該公害防止計画との調整を図って、政令で定めるところにより、当該河川の総合的な管理が確保できるように定められなければならない。この場合において、河川管理者は、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるよう特に配慮しなければならない。

3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かななければならない。

4 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

5 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かななければならない。

★河川法附則 (1997年6月4日法律第69号) 抄

(河川整備基本方針及び河川整備計画に関する経過措置)

第二条

2 この法律の施行の日以後新法第十六条の二第一項の規定に基づき当該河川の区間について河川整備計画が定められるまでの間においては、この法律の施行の際現に旧法第十六条第一項の規定に基づき当該河川について定められている工事実施基本計画の一部を、政令で定めるところにより、新法第十六条の二第一項の規定に基づき当該河川の区間について定められた河川整備計画とみなす。

◎今までの木曾川水系揖斐川の治水計画－工事実施基本計画

★木曾川水系工事実施基本計画 昭和44年3月：高水計画改定

p4「基本高水量のピーク流量は基準地点万石地点において6300m³/secとし、このうち横山ダム等により、2400m³/secを調節して河道への配分を3900m³/secとする」

<上記の参考資料＝工事実施基本計画参考資料(1968.9)>

p2「昭和40年9月15日の秋雨前線豪雨による出水は、横山ダムで調節しなかった場合の万石における推定流量は4913m³/Sと、基本高水(4800m³/S)を上廻る記録的なものとなった。また、最近大規模な出水が相次いだ結果、従来の基本高水流量の超過率は1/25と低くなり、木曾川、長良川とくらべて揖斐川の危険性が大きくなった……基準点万石の基本高水流量を6300m³/Sと定め、このうち2400m³/Sを上流未定ダム群により調節し、万石地点の計画高水流量を3900m³/Sと改訂した。」このときに基本高水は31%増大した。

p57「計画降雨量として流域平均年最大2日連続雨量の超過確率1/100の値395mmを対象とする」

p63「表17 揖斐川各ダムの計画高水流量と洪水調節方式」

『徳山／横山（既設）／黒津／一之瀬』の4ダム名及び洪水調節計画容量として『徳山ダム 8640 万m³、横山ダム 1900 万m³、黒津ダム 2690 万m³、一之瀬ダム 480 万m³』となる旨が明記されている。

ところが、03年9月に情報公開請求手続きにより入手した工実参考資料の同ページは、「黒津」「一之瀬」という固有名詞が黒塗りになっている。

☆ 1級河川工事実施基本計画 平成6年6月現在＝現行工事実施基本計画

p81「既設横山ダムのほか徳山ダム等の上流ダム群により、2400m³/sec を調節して河道への配分を3900m³/sec とする」

☆ 1996年6月の市民団体の会合での上総周平・当時中部地建河川査官の発言

（河川審答申及び河川法改正の趣旨の説明において）「これからは環境重視・住民参加で河川管理を行います。」「今後治水計画を変更するときは、流域住民の皆様に情報を公開し（バックデータも含めて）、十分な議論を尽くします。」

☆ 徳山ダム審資料等

1995年～97年の徳山ダム審議会及び96年10月と97年2月の当会主催の「建設省との対話」において、中部地建河川部が説明した「揖斐川の治水計画」は、1997年8月発行のパンフ「人の暮らしをささえる 徳山ダム」（建設省中部地建／水公団中部支社）と異なる。そのパンフのp9に、「徳山ダムと徳山ダムによる洪水調節効果 約1900m³/s」となっている。

◎ 「新洪水調節計画」という治水計画変更（別紙）

◎ 質問主意書と答弁書

☆ 平成十六年八月五日提出質問第五〇号

徳山ダムおよび木曾川水系水資源開発基本計画に関する質問主意書 提出者：佐藤謙一郎

四 河川法からの逸脱行為及び揖斐川の治水計画について

1 河川法によると、河川整備基本方針及び河川整備計画によって、治水面におけるダムの必要性和規模を定めることと定められている。木曾川水系においては、これらはまだ策定されていない。ところが、新しい木曾川水系フルプラン策定に合わせて、揖斐川の治水計画を実質上策定し、治水面での徳山ダムの必要性和規模を定めてしまった。これは、国土交通省による河川法の定める手続きを逸脱する行為であると思われるが、政府のご認識を伺いたい。

☆ 衆議院議員佐藤謙一郎君提出徳山ダムおよび木曾川水系水資源開発基本計画に関する質問に対する答弁書（04.9.14受領）

四の1について

河川法の一部を改正する法律（平成九年法律第六十九号。以下「平成九年改正法」と

いう。）附則第二条の規定により、平成九年改正法の施行の際現に平成九年改正法による改正前の河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条第一項の規定に基づいて定められている木曾川水系工事実施基本計画は、平成九年改正法による改正後の河川法第十六条第一項の規定に基づき木曾川水系について定められた河川整備基本方針及び平成九年改正法による改正後の河川法第十六条の二第一項の規定に基づき木曾川水系に係る河川の区間について定められた河川整備計画とみなすこととされている。

なお、本年七月に、独立行政法人水資源機構が行った独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十三条の規定に基づく徳山ダム建設事業に関する事業実施計画の変更は、木曾川水系工事実施基本計画の変更を必要とするようなものではない。

＜04.5.12 第2回木曾川フルプラン部会への

「徳山ダムをやめさせる会」意見書の一部＞

全文は徳山ダム建設中止を求める会・事務局HP <http://tokuyama-dam.cside.com/>に掲載

4. 揖斐川の水害対策の下での徳山・横山ダムの

新洪水調節計画案の問題点

在 間 正 史 (弁護士)

要約

徳山ダムと横山ダムの洪水調節容量を増量したうへ、両ダムの洪水調節方式を変更する新洪水調節計画案が発表され、1959年9月型洪水で万石地点における河道流量を計画高水流量3,900m3/sにできること、上流ダム計画を中止することが発表された。しかし、根尾川型洪水の場合は、河道流量を3,900m3/sにすることはできないと予想される。上流ダム計画の中止によって、工事実施基本計画は破綻した。

揖斐川の現況河道は、計画河道に比べて、流れにくく、また、河積も小さく、流過能力は小さい。しかし、計画河道に改修されると、流過能力は増大する。また、2mの堤防余裕高があり、実際の河道流過能力は大きい。揖斐川はかなり安全な河道である。

洪水が堤防を越えるのを完全になくすことはできない。揖斐川の水害防止において必要なのは、洪水が溢れても決壊しない堤防や輪中堤によって水害を防止することである。そのためには、徳山ダムの洪水調節と流水正常機能維持の治水用途は中止して、その治水費用は、洪水が溢れても決壊しない堤防構築等に充てられるべきである。

国土審議会水資源分科会は、木曾川水系水資源開発基本計画について答申を行う審議会である。したがって、徳山ダムの有効貯水容量を現行のままにして、新規利水容量を減量して、洪水調節と流水正常機能維持のための治水容量を増量する審議・答申することは権限がなく、できない。新たに、流域委員会等によって流域住民等が主体的にかかわって、木曾川水系河川整備計画が作成される。その後初めて、国土審議会水資源分科会は、徳山ダムの有効貯水容量や新規利水容量の減量の審議・答申が可能となる。

... ..

5. 揖斐川流域住民として訴える—Due Processの保障を—

徳山ダム建設中止を求める会・事務局長 近藤ゆり子

1995年、木曾川水系水資源開発基本計画に基づく水源開発施設・長良川河口堰は

この地域及び全国の反対運動を押し切る形で運用が開始されました(1993年のフルプラン全部変更の過ちについては「水資源政策の失敗—長良川河口堰—」参照)。しかし反対運動は、何も生み出さなかったわけではありませんでした。いわば長良川河口堰の運用開始強行の「引き替え」として、河川行政の方向転換を導き、「環境重視・住民参加」をキーワードとする河川法改正に結びつきました。(04年1月16日付け日本弁護士連合会「肱川流域委員会の委員の追加と十分な審議を求める意見書/第2 河川法改正の趣旨と改正法が予定する流域委員会のあり方」参照)

1995年～1997年にかけて行われた徳山ダム建設事業審議委員会と並行して、建設省中部地方建設局河川部は河川法の改正趣旨を積極的に説明して回りました。96年6月の名古屋市本山での市民団体の会合において、上総周平・中部地建河川調査官(当時)は「治水計画策定においては、環境を重視し、住民の方々の参加を得て行います」と熱心に話されました。私は「バックデータも住民に公開して(新たな治水計画)策定するのですか」と問いました。「バックデータも全て公開します」とはっきりとお答えになりました。

今、木曾川部会に出されようとしている徳山ダムの利水容量の治水容量への大幅振替案(=新洪水調節計画)は、単に個別の徳山ダムのみの問題ではありません。国交省自身が「この結果、洪水調節機能が大幅に向上するため、基準地点万石上流の現在未整備のダムが不要となる」とし、「全川におよぶ水位低下効果」を主張するものである以上、「みなし」河川整備基本方針・河川整備計画である現行工事実施基本計画の枠を超えるものであることは明らかです。

全ての洪水を河道に押し込めることは不可能であり、大洪水時に使いたいだけ水を使うということも不可能です。どういう「被害」をどの程度受容するか—「治水」は、広範で真摯な議論を通じて流域住民が「選択」する以外にはありません。だからこそ改正河川法では住民参加が強調されたのです。

「新洪水調節計画」は多大な費用をかけた危険な洪水対策(=愚策)だと私たちは考えます(「バックデータ」は公開されていません)。このような「治水計画の変更」が一切住民が参加することのないフルプラン変更手続きで、事実上決められてしまう(徳山ダムでこの「新洪水調節計画」に基づいた容量振替が決められてしまえば、木曾川水系の河川整備基本方針—社会資本整備審議会、河川整備計画—流域委員会で、そのことを覆すことは極めて困難になります。皆様が仮に木曾川水系に係る社会資本整備審議会小委員会や木曾川水系流域委員会の委員になられた場合をご想像下さい)ということは、明らかに改正河川法からの逸脱—違法行為です。

国土審議会水資源分科会木曾川部会は、このような脱法行為に加担しないで下さい。改正河川法の趣旨に則った正規の手続きによって、木曾川水系の河川整備基本方針・河川整備計画が策定されるまで、国土交通省及び水資源機構が出す「徳山ダムの利水容量の治水容量への大幅振替案」をそのまま呑んだ結論を出すべきではありません。

揖斐川流域住民として、治水計画変更に係る Due Process の保障を切に願っています。

委員の皆様のご判断をお願いいたします。

以上

大詰めの「淀川水系流域委員会」

平成16年10月20日
「関西のダムと水道を考える会」
(代表) 野村東洋夫

A, はじめに

平成13年2月にスタートしたこの委員会もいよいよ来年1月末で終了することになっています。つまり4年掛りのロングラン審議も今、その大詰めに迎えている訳です。勿論、委員会の審議対象は「ダム」だけではなく、淀川水系の多くの河川や琵琶湖の維持・利用や様々な河川環境問題も含まれていますが、私達の関心事は「ダム」ですので、ここではこの委員会の審議対象となっている5つのダム計画(丹生ダム・大戸川ダム・犬ヶ瀬ダム再開発・川上ダム・余野川ダム)に絞って私達の感想などを述べさせていただきますが、残念ながら審議は決して順調とは言えません。

新聞報道にもありましたように、この委員会は昨年の中間答申(「提言」)や最終答申(「意見書」)に“ダムは原則、建設しない”との画期的な文言を盛り込んだのですが、その後の「ダム推進勢力」の巻き返しが強く、大詰めに迎えた現況は、端的に言えば「ダム推進勢力の引き伸ばし作戦」に委員会が引き摺られている状況と言えます。

B, 経緯と現況

昨年8月の「水源連だより」に「混迷の?淀川水系流域委員会」と題する私達の一文を載せて頂いておりますので一部それと重複しますが、一応この委員会のスタートからの経緯をざっと振り返って置きます。

1) 01年2月 第1回委員会

今から3年9ヶ月前に約50名の委員構成でスタートしましたが、なにせ一口に「淀川水系」と言っても主要河川だけでも淀川、琵琶湖～宇治川、木津川、桂川とあり、ダムも前述のように直轄ダム、水機構ダムだけで5つもあります。しかも50名余りの委員のなかにはダムに詳しい人が数人しかいないという状況であったため、委員達がダムについて一定の(決して十分ではありませんが)知識レベルに達するのに2年の歳月を要しました。

2) 03年1月 「提言」 (=中間答申)

この中でダムについて“計画・工事中のものも含め、ダムは原則として建設しない”との記述が盛り込まれ、マスコミにも大きく取り上げられたため、ご記憶の方も多いのでは無いかと思えます。毎月2～3回開催される「本委員会」や「部会」を手分けして傍聴した私達にはその“舞台裏”がある程度は見たのですが、この「提言」の起草に際して50名余の委員が一枚岩になった訳では決してなく、この時点で「ダム賛成」が5名、「反対」が5名、残りの40名余は“よく分らない”という状況で、この「提言」は、この「よく分らない派」を「反対派」の委員が強引に自陣に引込んだ結果であったのです。恐らくこの委員会を冷ややかに模様眺めしていた「ダム推進勢力」も、この「提言」にはやはり驚くと共に、これを契機に本気になって動き出したものと推測されます。

3) 03年5月 近畿地整が「ダム見直し案」を提示

1月の「提言」を受けた形で近畿地方整備局が、5つのダムについてかなり具体的な「見直し案」を提示して来たのですが、これの大きな特徴は次の2点でした。

- 1、「提言」に反して、5ダム全てを“有効”としたこと
- 2、丹生ダム、大戸川ダム、余野川ダムについては、その「利水」目的(水道)についてその必要性を“精査検討する”としていながらも、実質的にはあたかもそれが消滅することを前提としているかのよう、「琵琶湖環境改善」や「他ダムの利水容量の振り替え」などの利水代替目的を持ち出して来ていたこと

4) 03年9月 近畿地整が「基礎原案」を提示

上記の「ダム見直し案」を読んだ委員からは当然、「提言」を無視した内容であるとの強い反発が出まして、激しい応酬があった後、9月になって整備局が「河川整備計画案の案」として出して来たのがこの「基礎原案」でした。残念ながら5月の「見直し案」と大差はなく、“5ダムは有効”との基本姿勢は崩していなかったのですが、ただ一つ斬新だったのは、この中で“5ダムについては今後の1～2年間を調査検討期間とし、その間はダム本体工事に入らない”と明言したことでした。(→このことは概ね実行されまして、04年度予算において5ダムの予算は大幅に減額されました)

5) 03年12月 「意見書」 (=最終答申) 提出

3年近い審議を終え、委員会は近畿地整に最終答申を提出しましたが、その基本線は「提言」と同じで、5ダムについては次のように記述されました。

“事業中のダムはいずれも、中止することも選択枝の一つとし、提言の趣旨を尊重した抜本的な見直しが必要”

最終答申ですから当然ながらここでこの委員会は終了する筈でしたが、前述のように整備局側がダムについて“あと1～2年調査検討する”とした関係から、この委員会は1年余りの“延長戦”に入ることになりました。

6) 04年1月～05年1月 “延長戦”

5ダムそれぞれの持つ課題や「ダム代替案」の調査検討結果について、整備局から委員会に報告や説明が継続的に行われて来ていますが、その殆んどが5ダムの必要性を否定するものではなく、むしろなんとかダムを温存させたいとの意志を感じさせるものばかりと言っても過言ではありませんし、肝心の項目については中々資料を出そうとせず、時間稼ぎをしている気配が濃厚です。その最たるものが「利水」でして、前述のように整備局は利水参画団体の水需要予測について「精査確認中」としていましたが、昨年10月に大阪府や阪神水道のダム撤退意向が新聞報道などで公けになったこともあって、“「利水審議」において「水需要」を外す訳には行かない”とする極めて妥当な委員会からの再三の開示要請にも拘らず、今日現在でも未だに整備局は「精査確認中」で押し通している有様です。一部の委員は「馬鹿にするな!」と怒ったのですが、それでも整備局は動じません。この「壁」を突破するには、怒るだけではなく、「水需要予測」についてのある程度の知識が必要と思われますが、「非専門家委員」にはそれ

が不足しているため、それ以上には突っ込めないうでいます。

この3年余りの間に行政から出された数多くの資料のお陰で、最近「利水」に限らず「治水」についても市民からは結構的確な意見が出されていますし、大阪府や滋賀県などの自治体からも、その当否は別にして検討に値する具体的な資料が提示されつつあるのですが、それを即座に検討し理解できる能力のある「専門家委員」は、残念ながら「ダム推進勢力」に組み込まれているのか“黙して語らず”であり、一部の意欲的な委員も、4年近くに及ぶ審議の連続で疲れが溜まっているのか、或いは審議対象が余りにも広範で勉強が間に合わないのか、折角の私達の意見提示に対して期待通りの反応を示してくれないのが最近の実情です。

思いますに今一番大事なことは、来年1月に委員会が提出する「最終意見書」において、委員達がダムに関してこれまでの「提言」や「意見書」のような抽象的な反対論ではなく、治水や利水の個々の問題について出来る限り具体的に記述して置くことであろうと思われます。ダムを含めた河川整備計画の最終決定権は整備局にあるとしても、委員会の最終意見書が個々のダムについての反論を具体的な根拠を基に書いた場合は、将来整備局がそれに反する決定を下すことを牽制する効果を持つと思われるからです。そう思えばこそ、私達一般市民は今、懸命に良いボールを投げ掛けているのですが、委員達が少しもヒットしてくれないというのが私達の思いです。

現状は、有効打の無いままに委員会が「ダム推進勢力の引き伸ばし作戦」に嵌ってズルズルと引き摺られており、彼等の思惑通りにこのまま来年1月の期限切れを迎えてしまうのではないかと私達は心配しています。

C、この委員会の評価すべき点と問題点

1) 評価すべき点

1、審議の公開

本委員会や治水部会、利水部会、環境部会、或いはダムワーキンググループなどの審議は殆んどが公開で実施され、この委員会の透明度は高かったと言えます。

2、庶務の外部委託

委員会の事務作業一式(いわゆる「庶務」)を外部の民間企業(前半:三菱総研、後半:富士総研)に委託したこともあり、経費はかなり掛ったかも知れませんが、事務処理は迅速・的確でした。

3、情報提供

整備局など行政から委員への配布資料もほぼそのまま、一般傍聴者にも配布されました。この3年余りの歳月に委員や私達が入手した資料は膨大なものとなり、いくら情報開示の時代とは言え、やはりこの委員会が無ければ、とてもここまでは入手出来なかったと思われます。そしてその内容も特に委員会開始当初のものは“正直な”ものが多かったように思います。

4、マスコミ報道

傍聴席には報道関係者の席が用意され、「提言」や「意見書」発表の際は委員長たちによる記者発表も行われました。大事な局面では傍聴席に取材記者の数も多く見られ、翌日の新聞紙面に大きな見出しが踊ったことも一度や二度ではありませんでしたから、この委員会が世間に淀川水系のダム問題を知らしめる効果は小さくなかつ

たと思います。

5、傍聴者発言と意見書提出

審議の終わりには毎回、20~30分程度の時間が取られ、その日の一般傍聴者に発言の機会が与えらると共に、発言内容はそのまま議事録にも載りました。また予め文書で提出すれば、委員や傍聴者への配布資料に載せてもくれました。もともとこれらは、一部の例外を除いて「一方通行」でしかなく、発言や意見書に対して委員会から回答がある訳ではありませんでしたが、しかし兎にも角にも一般市民が自らの意見を公式に発表できる場としての存在意義はあったと思います。

6、意見発表の工夫

上述のように一般市民のからの意見は「一方通行」であり、その効果は低いと考えざるを得なかったため、私達が工夫した方法が2つありましたので、ついでにご紹介して置きます。

a) 委員と組む

私達は、これらと思う委員と組み、私達に代わって意見発表して貰うという手法を何度か取りました。「委員発言」となると「傍聴者発言」とは重みが違い、行政側も回答せざるを得ないからです。これは一定の効果はありましたが、あくまでもその委員自身の意見として発表して貰いましたので、意見内容について委員に十分に熟知し、同意して置いて貰わないと、その後の行政側からの反論に委員が即答出来ず、尻すぼみになる恐れがありました。

b) 行政との「Q&A」を意見書とする

私達の疑問点を整備局や大阪府水道部に「質問書」として直接ぶつけ、この質問とこれに対する回答とを一つの「意見書」として委員会に提出し、配布資料に載せて貰うことで、問題点と行政の見解との双方を一挙に委員や傍聴者、マスコミに周知することが出来、かなり有効な手法であったと思います。

7、住民対話討論会

河川整備計画策定に当って「関係住民の意見を反映させる措置」を講じることが河川法により河川管理者に義務付けられているため、近畿地整はこの委員会にその手法についての審議と提案を要請し、そこで出てきたのが「住民対話討論会」でした。これを受けて近畿地整の各河川事務所が、その所管するダムについてこの討論会を開催することとなり、昨年12月から今年4月に掛けての時期にその第1弾を開催し、5ダムについてそれぞれ2~5回程度の討論会が持たれました。今年8月からはその第2弾が現在開催されつつあります。第1弾については私も「丹生ダム」と「天ヶ瀬ダム再開発」のものに参加してみました。ファシリテーターと呼ばれる進行係りを置いて10人程度の応募者が一つのテーブルを囲んで討論する形のものでした。もともと地元のダム推進派が多数を占め、初回は堅苦しい雰囲気でしたが、回を重ねるにつれ、お互いの意見や立場をある程度は理解することが出来たように思います。地元の人達の関心事はやはり「洪水」と「周辺地域整備事業」で、用地買収や住居移転が既に終了しているため、「水没問題」は過去のものとなりつつあるとの印象でした。

2) 問題点

1、専門家委員の非協力

「流域委員会」は先ず何よりも委員達が十分な学識と経験を持ち、自分の意見をしっかりと発言してくれることが必要で、当初の人選が重要なのは他の委員会、審議会と同様です。そして今から4年近く前の委員会スタート時点では“この委員会は従来とは一味違い、御用学者の寄せ集めではなく、思い切った人選を行った”との近畿地整の触れ込みだったのですが、その後の様子を見れば、少なくともダムに関する限り、他の委員会などと大同小異であったと言わざるを得ません。

治水、利水を専門とする委員たちは、この4年近くの審議において、殆んどの人が終始ダム推進の姿勢を崩さないばかりか、昨年1月の「提言」で“ダムは原則建設せず”との方向性が出てからは、委員会自体への欠席が目立つようになり、たとえ出席しても発言はほぼ皆無という有様でした（その代表格が利水の池淵委員）。

他方、ダム反対派の委員は殆んどが治水・利水に素人で、提言や昨年12月の「意見書」提出までは大いに頑張ってくれましたが、ここで息切れし、その後の「延長戦」の「各論」に入ると、整備局側が次々に出して来る詳細資料の消化に追い付けず、無理も無いと同情はしますが肝腎の今の詰り段階では、この4年間の蓄積疲労で精神的にも参ってしまっているのが実情と思われる。また、ダム地元の地方大学や県立研究所勤務の委員も多く、彼らにはダム推進勢力から有形無形の圧力が掛っていることも推測されます。因みに以前は最も活発な部会であった「琵琶湖部会」が最近すっかり大人しくなっている背景には、これがあるのではないかと私達は見ています。

要するに、その学識と経験の力を最も発揮すべき専門家委員が黙ってしまうという構図が、折角のこの“画期的”な淀川水系流域委員会を潰しつつあるのです。

ただし唯一の例外は今本委員で、河川工学の権威であるこの方一人だけが、自ら「ダムワーキング」のグループリーダーを買って出て、獅子奮迅の活躍をされていますが、多勢に無勢、ここに来て疲労の気配が濃厚です。この方が最近よく口にされる言葉が“委員はもっと勉強せよ！”であることが何よりも雄弁に今の委員会の状況を物語っています。

2、淀川水系の複雑・多様性

「B、経緯と現況」でも述べましたが、「淀川水系」という審議対象が大き過ぎることも災いしたと思われます。取り分け「琵琶湖」の存在が問題を複雑にしており、特にこれの「水位管理」と治水・利水・環境との関係は複雑で、しかも大多数の委員にとっては初めて聞く話であったため、これの理解だけでも容易ではなく、今尚消化不良の委員も少なくないと思われます。逆にダム推進勢力はこれを逆手に取って丹生ダム、大戸川ダムの正当化に利用し、大阪府などの利水撤退により不要となる貯水池容量の穴埋めに「琵琶湖環境改善」という新たなダム目的を捏造したり、100年に一度の異常洪水による琵琶湖水位の低下を強調することで委員を脅しに掛ったのです。

3、近畿地整内部の「ねじれ現象」

近畿地方整備局河川部長の言うことと、出先機関が委員会に提出する資料や見解と

の矛盾が顕著です。官本河川部長（委員会開始当時は淀川河川事務所長）の委員会開始当初における発言は、河川法の主旨を淀川水系で具現させようとの意欲を強く感じさせものでしたし、私達が今年6月に近畿地方整備局で直接会見する機会を得た時も、同様の雰囲気を感じさせました。また先日、同整備局が毎日新聞2面全面を借り切って、淀川水系の現状や課題を訴える記事を書いたことも単なるポーズとは思えません。

しかし「近畿地方整備局」の名前で現実に委員会に出てくる資料などは、前述しましたように何とかしてダムの必要性を維持し、大阪府などの利水撤退によるダム規模の縮小を回避しようとする内容のものばかりと言っても過言ではありません。このことは、近畿地整も決して内部は一枚岩ではなく、河川事務所や水資源機構などの出先機関が河川部長の発言を無視しつつあることや、彼等の所有する資料の中から都合の良いものだけを選んで委員会に提出していることを伺わせます。ヘッドクォーターである河川部には案外「実務機能」は無く、以前から蓄積された資料を保有しているのも、或いは委員会に約束した諸々の「調査検討」作業を実際に行っているのも、そしてダム代替案を作成するのも、河川部本部ではなく、上記の出先機関と思われる。

つまりトップと出先機関との「ねじれ現象」が顕著であり、委員会初期は兎も角も、正念場に来た今は、むしろトップが実務能力に勝る出先機関に引き摺られているのが実態ではないかと思われます。勿論、出先機関の背後ではゼネコン・政治家・学者などのダム推進勢力が後押しをしているのでしょうか。

4、縦割り行政の弊害

a) 他省庁との縦割り

全国の他の流域委員会も同様と思われるが、主催者が国土交通省近畿地方整備局であることから、この委員会に環境省・農水省などの他省庁の参加が皆無という大きな欠陥を内包しています。このために委員会審議の幅が狭くなっており、議論が他省庁管轄の分野に及ぶとそこでストップしてしまいます。たとえば淀川からの利水については上水・工水のみで農水の取水が殆んど無視されますし、丹生ダムの高時川の瀬切れ問題についても、琵琶湖河川事務所はその原因が水利権を盾にした農水の過剰な取水にあることまでは暗に示唆しますが、その先に踏み込もうともしません。「環境」については私達は詳しくありませんが、環境省の担当官が加わってれば、審議内容はかなり違っていたのではないかと推測しています。つまり、そもそも「流域委員会」のあり方自体に問題ありです。

b) 国交省内部の縦割り

「利水」については国交省内部での「土地・水資源局」と「河川局」との縦割りも関係しているのではないかと私達は見ています。前述のように、ダム参画団体の将来水需要について検討することは、委員会がダム計画の当否を審議する上で必ず行うべき必須項目である筈ですが、ダム参画団体の水需要予測についての委員会からの度重なる開示要請に対して整備局は、「精査検討中」として執拗に詳細説明を回避し続けています。誠に異様な光景ですが、その背景にこの国交省内部での縦割りがあつたのではないかと私達は思うのです。それは「淀川フルプラン」の関係です。つ

まり水需要やそれに伴う水資源開発を決めるのは、旧国土庁水資源局（現・国交省土地・水資源局）の管轄であり、今は同じ国交省となったとは言え、河川局としてはそこに踏み込めないというのが、この“異様な光景”の理由ではないかということです。

淀川フルプラン審議会（正しくは国土審議会水資源開発分科会淀川部会）は土地・水資源局の管轄の下に、実は平成14年から開催されていますが、現在は開店休業状態にあります。恐らく淀川水系流域委員会の終了を待って、来年の早い時期に再開し、ここで一気に5ダムの水資源開発を決め、閣議決定に持ち込もうというのがダム推進勢力のシナリオというのが私達の見方ですが、官本部長もこのシナリオに敢えて踏み込むことは出来ないということなのではないでしょうか。現に9月23日の「ダムワーキング」で、業を煮やした今本委員が「我々はこの「精査確認」を既に3年も待っているのだ。整備局はこのことを一体、どう考えているのか！」と官本部長に強く迫った時は、さすがの部長も「この委員会審議には必ず間に合わせる」と明言したのですが、その後1ヵ月近くになっても今のところ新たな展開の気配はなく、先日の淀川部会での担当官の回答からしても、実現は怪しいのではないかと私達は見ています。

山鳥坂ダム・肱川水系河川整備計画の違法性と政治性

肱川・水と緑の会 会員

古久保 成三郎

肱川水系河川整備計画は、山鳥坂ダム建設を目的とした整備計画である。山鳥坂ダムは、多目的ダムとして計画されながら、中予分水事業中止によって、多目的ダムとして目的を喪失したにもかかわらず、国交省四国地方整備局事業評価監視委員会によって、『明らかに多目的なダム、洪水と環境という2つの目的を十分満たしている』として事業継続された。多目的ダム法に環境目的はない。中予分水中止にもかかわらず、分水事業者のダム使用権設定予定者の取り下げが行われていないことをもって、『「山鳥坂ダムの建設に関する基本計画」は、平成6年8月に告示された後、変更又は廃止の事実はない』として、山鳥坂ダムは、多目的ダム法違反のもと予算化されてきた。

そして、河川法の河川整備計画の中に山鳥坂ダムを位置づけ、法的根拠を得ようとした。新河川法によるとした肱川流域委員会は、新河川法の住民参加の理念を無視、委員構成は、住民を排除し、旧河川法そのままのダム審議委員会が実態であった。

委員構成は、学識経験者7人、市町村長7人であった。市町村長の意見については次の条項で定められ、学識経験を有する者とする流域委員会の根拠である条項は、市町村長を予定していないことは明らかであり、新河川法違反は明らかである。

第1回肱川流域委員会の市民の抗議に対する公務執行妨害、および傷害罪告発事件は、このような肱川流域委員会の本質的事件であった。日弁連もまた「意見書」を公表した。起訴されれば、受任者名簿公開事件を上回る戦いを日弁連に述べ、環境部会に付された。現在、起訴されるに至っていない。山鳥坂ダム住民投票請求受任者名簿公開事件は、地裁、高裁では行政側被告が敗訴している。事件の異常さを証明している。

肱川流域委員会は住民無視のまま4回で終結させ、肱川水系河川整備計画を策定した。肱川の治水計画に関する説明は、72ページ中に1ページしかない。

既設の2ダムの治水効果を450トンとし、現状河道を3100トンとしている。計画中期（今後15年）に山鳥坂ダム建設完成と鹿野川ダム改造完了によって1100トンの治水効果を発現させ、そして、計画完了（今後30年）時には3900トンの河道改修を完成し、河川整備計画の目標5000トンに対応できるとしている。

第一に、驚くべきことは、既存2ダムの治水効果を450トンとしていることである。肱川本流の鹿野川ダムの治水効果は750トンとされてきた。後に上流に野村ダムが完成、治水効果がどれだけ変化したかは必ずしも明らかにされていない。

鹿野川ダムの改造計画を300トンとしており、ダム全体の治水効果を1100トンとしていることから、 $1100 - (450 + 300) = 450$ トンの計算になり、これでは、鹿野川ダムと山鳥坂ダムの治水効果は、同じ450トンではないかと笑ったのであった。流域面積比で7.5:1、治水容量比で1.5:1にもかかわらず。説明会でそのことを問うと「そうだ」と答えたが、数日後の市議会特別委員会では鹿野川ダム改造250トン、

山鳥坂ダム建設400トンと説明、口から出まかせという他ない。

第二に、鹿野川ダム湖の深刻な問題であるpH（水素イオン濃度）問題が流域委員会においても、まったく無視されたことである。公共用水域として夏場pH10近くに達することは、水質汚濁防止法の基準8.5をはるかに超えるのである。

肱川流域委員会の住民無視は、もし、住民代表が入るとすれば、肱川漁協組合長である楠崎隆教氏をおいて他にない。毎日肱川流域の水質を調査し、第一人者であるからである。肱川の水質問題を解決しない限り、山鳥坂ダム建設は容認しないというスタンスである。事実上、当局は、流域委員会から楠崎氏を排除するものであった。

第1回流域委員会の市民の抗議は、住民参加を求めるものであったが、楠崎氏と面識があった国土交通省大洲事務所長は、翌日、更迭されたのであった。

第三に、肱川水系河川整備基本方針の100年に1度とする肱川流域のピーク流量は、6300トンとしている。ところが、6300トンの決定について、確率分布モデルは、範囲を許容するだけのものであり、6300トンという数について、「平成2年9月洪水の降雨分布を計画降雨量まで引き伸ばした流出計算で大洲地点において6300m³/sとなった」と記すのみであり、これでは、この一例しかなかったと言っているに等しい。事実、6300トンとなる多数例を示す統計的手法はなされていない。

第四に、肱川水系河川整備計画では、既存の2ダムの現在の治水効果量を450トンとしているが、費用対効果分析の調査は、5000トンに対して800トンを治水効果量として計算、報告されていることである。これでは、肱川水系河川整備計画の費用対効果の分析、裏付けとはなっていない。費用便益比の数は虚偽である。

第五に、世界経済紙フィナンシャル・タイムズは、山鳥坂ダム取材した。『日本の政治高速道路』という見出しで世界に報道された。山鳥坂ダムは、政治ダムだというのである。「山鳥坂ダムは、退職金がわりにしろ」という話も伝えられた。

愛媛県は、首相派閥の会長である森元首相を仲介に東京都にある愛媛県所有の不動産を売却したと新聞報道された。これとは別に加戸知事は、森元首相から山鳥坂ダムの激励を受け、また、別の話であるが、知事は元首相に億単位を送ったとの風説も伝えられている。いかなる仲介であったのか、売却額、時価評価額はいくらか。加戸知事は、説明すべきであり、愛媛県議会、報道機関は、追跡調査、追及すべきである。

治水と住民参加 その幻想

「実効的な住民参加は可能か」 肱川流域委員会を巡って

新河川法に基づく「流域委員会」は住民参加の何を実現してきたか。また、住民、市民の参加を担保できる改正であったのか。さらに公共事業への実効ある提言に今後なることが可能なのか。今回は三ヶ所における「流域委員会」を例に挙げてその方向性を摸索する、「流域委員会」を検証する為の指針に過ぎない論述である。

三通りの流域委員会

04年の3月に「紀ノ川流域委員会」が2年9ヶ月の審議を経て終了、また「肱川流域委員会」は6ヶ月で答申を出した。そして3年間の審議で終盤を迎えた「淀川流域委員会」、これらと比較しながら治水と住民参加を考える。

まず、各流域委員会の性格、主旨が顕著に出ていることを注目しなければならない。「紀ノ川流域委員会」は「紀伊丹生川ダム」計画中止の舞台になった。また、「肱川流域委員会」はダム建設が妥当であると答申を出した。そして、審議、論議を重ねて、各問題の方向性を出さず悪戯気味に委員会、住民討論会を開催し続けている「淀川流域委員会」である。この三例の流域委員会をもって今日開催されている流域委員会の性格を断ずることは出来ないが、少なくとも概論にはなる。

両極端の性格をもった委員会が「紀ノ川流域委員会」と「肱川流域委員会」である。これほど明解な主旨の下で開催された委員会も珍しく、多分この手法は継承される。結論から言えば、国土省計画のデモンストレーションを実現させる為の最たる道具立てということである。

先例を開くという意味において、「紀ノ川流域委員会」は画期的な試みが随所に企画されたことである。まず、委員の選定において、委員会で問題になるダム建設の是非について、地元ダム反対住民団体、同じく市民団体から選出したことである。これは人数の問題ではない。この選出から、「傍聴者発言」、「ダム建設予定地の見学」、「治水論の分科会」、「地元住民団体説明による遊水地見学会」、そして「水需要の精査」、「基本高水」に代わる「目標流量」等、現在各地で協議されている問題に対する指針が提示された。

それに比べ、「肱川流域委員会」の場合は、「ダム審議委員会」に代わる「肱川河川再構築計画案」の全面是認を目的にした、国土省計画承認委員会、旧建設省形式を踏襲した「流域委員会」であった。当然住民参加もなければ、河川整備の代替案協議もないものである。御負けに、住民の反発、抗議に対して強硬手段「公務失効妨害」を適用する、所謂「肱川流域委員会事件」が引き起こされる。伝家の宝刀の前に住民、市民はなす術も無く、委員会を唯傍観するしかなかった。そして、この事件を契機に、方向性が出来つつあった行政への住民参加の担保が一気に崩れてしまい、今後の住民、市民運動のあり方に決定的な猜疑心を増幅させる結果を招くことになった。

「淀川モデル」という流域委員会での新語を作り出した「淀川流域委員会」は上記の二例とまた違い、全面的な市民、住民参加、情報の全面公開と国民論議を促す徹底的な広報の下に開催されている。そして、この委員会は何らかの形で継承されるものと思われる。

「流域委員会」の方向性と課題

極簡単に列記した三通りの流域委員会で提示された河川整備の方向性と課題について述べる。

まず、「紀ノ川流域委員会」では、利水上の目的が無くなったとして、「水需要を精査して、必要がないと判断した場合は、ダム建設の中止も考えられる」との答弁を近畿地方整備局河川部長が明言したことである。これは画期的な発言であり、この答弁がその後あらゆる容で影響を及ぼす結果となった。また、治水論「基本高水」が高すぎる論議も十分とまではいかなかったが、各委員多少の共通認識が持てたことと、さらに何よりの成果は議論白熱中に委員長から「高過ぎる」発言が飛び出したことは驚異に値するものであった。そして「基本高水」に置き換えられた「目標流量」という言葉が定着するのである。委員会の特徴としては「基本高水」の協議が本格的に論じられたことである。「肱川流域委員会」、「淀川流域委員会」も論議されなかった。「肱川」でのそれは理解できるが、「淀川」の場合は理不尽さが残る結果になっている。その点、「紀ノ川流域委員会」は河川整備計画の方向性として一応の議論を経て「目標流量」が提示されたことは、「これが高い、妥当である」ことを抜きにしても評価される。残念なことだが、方向性については、その他の委員会では出せず、課題が提示されている現状であることを認識しなければならない。

「淀川モデル」とは何か

「淀川モデル」を標榜する流域委員会がこれを実現できない問題を摸索する。もともとこの委員会は「モデル」を構想した近畿地方整備局の河川整備計画のソフト面と位置づけた事業の一環として出発している。その何よりの証拠は「淀川流域委員会」運営経費の桁違いの予算計上にある。年間、4億円近い運営経費は、各地の流域委員会の比でないことが物語っている。目的は「モデル」の構築であって、河川整備計画の協議、住民参加を担保する為に立ち上げられた委員会でないことである。国土省の狙いは「琵琶湖」を水問題の標的に置き換えて、淀川水系で問題になっている整備計画を知ってもらう、そして論じてもらう為の場の設定を確保しただけであって、元から断じて協議による方向性を探る為の委員会ではなかった。それは、貝のような専門家委員、整備局の説明を聞くだけで精一杯の市民の参加者を見れば納得できる。そこに、委員長の「この流域委員会では基本高水のような専門的な論議をする場ではない」の発言を一言聴けばよく領ける。専門家の師弟関係、行政各機関関係者、利水、治水抜きの水辺環境を楽しむボランティア市民の参加で構成されている委員会に河川整備の指針を摸索せよと言っても所詮無理な話である。それを第三者が誇大広告に目が眩み、住民参加が開催している錯覚を市民に与えてしまっていることの現実を把握することなく、さらに第三者団体が追い討ちを掛ける結果になっている為、さらにことを錯乱させている、幻想を与えることになってしまった、というのが現実である。国土省の狙いはどこまでいっても、自分たちが法律であると自負している限りにおいて計画された路線をいかなる方法を持して策を弄することしか考えないのである。同じテーブルに着いたということで議論の結果に何かを期待仕勝ちであるが、それは自惚れと幻想に過ぎない。従って、「淀川モデル」は国土省によって作られた委員会、疑似なるものと認識しなければならない。それを「実効的な住民参加の手法」と勘違いするほど危険度は増えることになる。しかし、課題を残す結

果となった「淀川モデル」が定着してきた背景に「流域委員会」ウォッチング市民団体の功績がある。淀川水系における現況の行政背景を徹底的に精査することによって、流域委員会の審議内容を専門的次元に拡張した。この動きは、整備局側も若干の考慮はあったものの、しかし、今日の委員会状況を想定はしていなかったと考える。その意味で、住民、市民運動は生きた力学を発揮することになり、整備局にとってある種の脅威にはなった。従って、その力学が「淀川モデル」を定着させる一因になったことも否めない側面ではある。

課題が残ったと言えるか「肱川流域委員会」

問答無用で始まった流域委員会では、審議内容はもとより、整備計画の課題、流域委員会のあり方等の何もかも残さず6ヶ月で終了した。山鳥坂ダム計画を策定する為のものでしかなかった流域委員会は、新河川法違反であるとの抗議、批判を意に介せず河川整備計画策定を実施した。「肱川流域委員会事件」を受けて、日弁連が「肱川流域委員会」に異例の意見書を提出したが、猫にまたたび、お女郎に小判とは成らず、反って無視の立場を貫いた。地元住民団体は「水源連」に労を執って頂き、国土省本庁と直談判したが、全く新河川法に抵触するどころか、各整備局の地域的特性の何ものでもない一蹴される始末であった。従って、「肱川流域委員会」がもたらしたものは、新河川法における「肱川方式」という方法を実現させる為のお献立に過ぎない結果となった。しかし、残された課題が皆無かと言えばそうでもない、怪我の功名と言えれば余りにもおこがましいが、如何に弁護士会が実効的な役割を担えないかのよい実例になったことである。弁護士が真摯に考えて黙視するしかない判断に私達が黙視するか、はたまた、違法は「運動の力関係」であるとの見解を素直に受け入れるかの課題が提示されたことと理解するかである。

総論

各論の詳細が省略されている（各論において膨大な資料と貴重な発言録があり、上記の記述は全てこれに基づいている）が、これを前提にした総論は、「流域委員会」は各整備局の計画実現に向かったの手段であり、住民参加は飽く迄も国土省の手の平の域を出ないものと考えておいてよい。しかし、運動は生きものである、また、状況も予測以上の変化が起こりうるのが現実社会である。飽く迄も、運動を実践することは、一つのステージ、運動の段階として捉え果敢に挑戦しなければダム中止の実現への何ものも得ることが出来ないことを念頭に置き、「流域委員会」が例え住民参加を担保してもそれに妄信せず、「実効力ある」とは、協議の方向性と各論の指針を担保することであり、このことをくれぐれも肝に銘じておく必要がある。

幻想に終らせない為にも、幻想を抱くことのないように地域での特性を生かした住民運動に徹することが問われている。整備局と真正面から対峙してこそ初めて住民参加という言葉、概念が生まれる。今日の状況において、国の法律による、住民が享受、担保されるものなど何もないことを運動の原点にもっていなければならないことは言うまでもないことである。

以上、紙面の関係上概略になったが、「実効的な住民参加」の内実と意義についての論考である。

岩畑 正行

2004年10月20日

(A) 二つだけ実行すれば台風16号規模の洪水→水害 防げる

次の二つを実行すれば、台風16号規模(約4,000トン・毎秒)の洪水 → 水害は、十分に、防げます。これは、H7年、今年の台風16号、18号、21号の洪水、被害、鹿野川ダムの実態、これまでの洪水記録、などを調査・解析することによって出てくる結論です。

<今、直ちにやること> 鹿野川ダムの洪水調節の容積を拡大すること。

現在は81~89mの1,650万立方メートルです。これを76~89mの2,390万立方メートルにするのです。1.45倍の容積になります。経費はゼロ円(不要)です。

(注) 将来的には、「トンネル形式の放流設備」が必要かもしれません。

<一日も早く(遅くとも、3年以内)実現すること>

西大洲、菅田など、「激特事業からはずされた堤防を、激特レベル(東大洲並み)に揃える」こと

これによって、二つの効果が出てきます。一つは、堤防としての効果です。毎秒3,100トンまでの洪水を防いでくれます。もう一つは、肱川の堤防の最低が 毎秒3,100トン に向する(現在は1,000) ことによって得られる効果です。

正しく表現すれば「大洲の無害洪水量が、現在の毎秒1,000トンから3,100に変化する」こととなります。鹿野川ダムの洪水調節の仕方が変わります。堤防とダムとが組み合わされて、大きな効果を生み出すのです。

(B) 5,000 m³/s 対応はこうすればOK

上記のことによって 毎秒4,000トン強 の洪水には耐えられる状態になりますが、毎秒5,000トン には少し足りません。5,000を目指すには、3,100になった無害洪水量(堤防の最低レベル)をあげる必要があります。河川整備計画の 毎秒3,900トン にすれば800トンアップになりますから、堤防と既存のダムとで5,000トンOKになります。

山鳥坂ダムの実態 (ある有力者の解説)

前記のとうり、毎秒5,000トンの洪水対策に山鳥坂ダムは必要ないのです。金ばかり食って治水効果の小さい山鳥坂ダムの実態を、愛媛県の人に非常に詳しいある有力者は、(筆者に)次のように解説してくれました。示唆に富む内容です。

山鳥坂ダムの治水効果はどれだけあるのか? と聞いたら「5%」と言う。小さいのでびっくりした。

山鳥坂ダムをやれば、愛媛県の負担は(最終的に)900億円になる。厳しい県財政の中で、こんな事業をやってはならない、と。

台風16号の洪水は、1946年(昭和21年)以降では最大の規模のものでした。(これまで発表されたいる整備局の数字から推定すれば、約4,000 m³/sです)。そのため、西大洲や菅田など、昔のままの堤防の所は、「昭和21年以来最大の被害」に遭いました。

東大洲など、激特事業を行った所(合計10箇所)は、平成7年のときよりも、堤防が1.3m以上かさ上げされていたので、被害は、平成7年よりは軽く済みました。

以下、東大洲と西大洲を例にとって、説明します。

<H7>	東大洲	西大洲
水位：肱川橋で5.84m 被害	5.0mで浸水(0.84m分浸水) 激甚な被害	東大洲よりひどい浸水 大きな被害
<H7以後>	激特事業の適用 (堤防を1.3mかさ上げ)	激特事業、適用されず (堤防は、昔のまま)
<今回> 水位：肱川橋で6.85m (H7より1.01m高い) 被害	6.3mで浸水(0.55m分浸水) (H7より少なかった) H7より軽かった	H7より1.01m分多くの水が入ってきた H7より格段にひどかった

阿蔵、菅田、大川、柚木、多田の各地区も、西大洲に準じて判断してよいと思います。

<鹿野川ダムの状況>

鹿野川ダムは、洪水の初期段階では洪水調節をしましたが、肝心な「大洲の浸水が大きいとき」には、洪水調節の機能を果たせませんでした。満水になってしまったのです。そればかりか、国や県が「絶対^にあり得ない」と言ってきた「流入量よりも多くの量を放流する」という事態まで発生しました。大洲の被害を大きくする役割をしたのです。

(注) 野村ダムの洪水調節量は、鹿野川ダムへの流入量を減らすという役割になります。

ですから、鹿野川ダムの調節量が、野村、鹿野川を合わせたもの、になります。

堤防はどの洪水でも同じ効果を発揮します。「絶対効果」と表現できるでしょう。

ダムはそうではありません。洪水調節に使用する容積は変わらなくても、水の入り方や放流の仕方などで、ダム地点での効果が変わります。さらに、小田川などからの洪水との合わせり具合で大洲地点での効果が変わります。ですから、ダムの効果は毎回異なるのです。洪水の都度、確かめてみないと分らないのです。今回の台風16号洪水では、プラス効果の時間帯だけではなく、ゼロ効果、さらに、マイナス効果の時間帯もあったのです。

ダムの効果は「確率効果」であって、「絶対効果」ではないのです。

台風 16 号、台風 18 号の洪水と水害は、

肱川の実態を教えてください
整備計画のウソも教えてください

前 田

「台風 21 号(9 月 29 日)が、H 7 の洪水よりも大きかった」と言ったら、信じますか？
21 号の洪水は、西大洲と菅田で浸水被害をもたらしましたが、農作物が主だったので、気づかなかつた方も多いでしょう。ところがこの 21 号の洪水、鹿野川ダムでは「H 7 よりも大きい流入量だった」のです。

この例でも判りますように、洪水や被害について、あるいは又、堤防の状態やダムの操作実績について、丁寧に確かめてみないと、自分の想像とは違っていることが多いものです。以下、拾い上げてみましょう。

台風 16 号の洪水は、H 7 に比べて、東大洲は浸水が少なかった。反対に、西大洲、菅田などは、格段に多かった。被害も桁違いであった。なぜ、このような違いになったのか？

整備局は、「肱川の河道は 3,100 m³/s」だという。確かに、東大洲は 3,100 です。西大洲や菅田も 3,100 でしょうか？（もし西大洲や菅田も 3,100 なら、東大洲同様、H 7 よりも浸水が減っていなければなりません）

整備計画では、堤防整備は 3,900 m³/s です。台風 16 号で約 4,000 が流れました。4,000 のときに浸水がなかった所は 3,900 を満たしています。ですから、新たな整備は不要のほずです。浸水がなかったのに、整備予定の箇所がありはしませんか？

鹿野川ダムは、台風 16 号のとき、大洲地点で「700 トン・70 cm の効果を挙げた」と説明されました。一方、整備計画では「既存のダムで 450 トンの効果（5,000 トンの洪水で計算）」としています。極端に言えば、半分の効果です。こんないい加減なことが通用するのでしょうか？

整備計画で 450 m³/s といっていた既存ダムの効果が 700~750 の間違いだったと、整備局自身が証明したのです。山鳥坂ダムの数字についても、当然、疑いが出てこなければおかしいではありませんか？

整備局が、中央の社会資本整備審議会、高松での事業評価監視委員会などに説明した資料の中に「山鳥坂ダムの費用対効果」に関するものがあります。その資料の 17 頁には、「既設 2 ダムの大洲地点での効果量は 800 m³/s」と記載されています。

これらのことは、「既存のダムで 450 トンの効果」という内容の肱川河川整備計画がデタ

ラメである、ことを意味しているのではありませんか？

河川整備計画が、整備局の故意によって、実態とは異なる出鱈目な数字によって組み立てられているわけですから、これを放置するわけにはいかないことになるでしょう。

鹿野川ダムは、台風 16 号のとき、洪水調節の機能を喪失しました。また、流入量よりも多くの水を流して下流の被害を大きくしました。いずれも、整備局が「あり得ない事」といつてきたことです。

ダムについての整備局の説明は、整備局自身の手で、「信用できない状態」にしたのではありませんか？

整備局は、「堤防の整備は下流から」といい続けています。西大洲や菅田の堤防整備が放置されている原因の一つはこのことにもあるのです。下流から整備することは当然ですが、そのことを悪用されては困りますね。

小田川の堤防は既に完備しています。小田川は下流でしょうか？下流どころか一番の上流でしょう。何故こんなことになっているのですか？それは、整備局や愛媛県が企画・実施したからでしょう。「堤防の整備は下流から」というのはタテマエで、大洲市の住民をだます役割に利用されていることがわかります。

肱川は“暴れ川”とも言われました。しかし肱川の実態をよく見てください。暴れたのは堤防整備のできていない所でしょう。暴れ川という言い方は、堤防整備を怠った整備局や愛媛県の言い訳に利用されてきたのです。大熊 孝・新潟大学教授が「肱川の堤防の整備は大幅に遅れている。全国の河川の中で、一周遅れのトップランナーだ」と評されたことを、大洲市民は、思い出さなければならぬではありませんか。

このように、整備局自身が、5 月に決めた整備計画の数字や内容のおかしさ、を証明しました。肱川の実態とは違う内容や数字で構築された整備計画は、当然、見直されなければならないはずですよ。

このままのほほかむりが許されるようでは、社会資本整備審議会や事業評価監視委員会や肱川流域委員会は何のために開いたのかが問われるでしょう。もしも、基本高水や整備計画をウソの数字や説明を基にして決定するのなら、これら学識者を集めた審議など開催する必要はないでしょう。

今回の洪水と水害によって教えられた肱川の実態と、肱川河川整備計画の内容とを照合する作業が、緊急に、必要です。住民を含めた『肱川検証委員会』を作りましょう。

確かな検証こそが、真の対策を導きます。

大洲市長は、職を賭けて、主張すべきではありませんか？

**西大洲、菅田を激特事業並みの堤防に整備せよ、と。
期間は、3年以内に。**

なぜか？

① 西大洲の事業者の皆さんは、H7年と今年の台風16、18、21号の洪水によって甚大な被害を受け、企業存亡の瀬戸際に立たされている。

H7年の被害に比べ、東大洲は軽微ですみ、西大洲は格段にひどい被害を受けた。これは、H7年以後に、東大洲は堤防を1.3mかさ上げした(激特事業)のに、西大洲は、なにもせずに放置したことによる。西大洲のH7年よりも大きかった被害の部分の言わば“人災”であり、その大部分の責任は、大洲市長の負うべきものであろう。

② 西大洲の事業者の中には、水害危険度の大きい西大洲からの転所を真剣に考えておられる所もあると伝えられている。

③ 西大洲では、「1階から出て行く」→ 空き家 現象が発生している。これは、当然のことであろう。わざわざ、水の来る所に借家しなくても、安全な借家は豊富にあるのだから。借りる側にとっては当然でも、家主さんにとっては、重大問題ではありませんか？ 西大洲地区の衰退にもつながります。

④ 梶田市長は、かつて、こう言われました。

市民の生命を守り、財産を保全するのは、市長の責任だ、と。

どうでしょう？ H7年の水害以後、西大洲を放置したツケが今回の結果を招いたのではありませんか？ 東大洲と比べてみれば明白でしょう。

梶田市長は、西大洲の市民に対し、「生命を守り、財産を保全する努力をした」と言えますか？ 言えないのではありませんか？

だからこそ、今、その責任を果たす意味で、職を賭して、西大洲(と菅田)の「激特事業並み整備を、最短期間でやれ」という主張をすべきだと思うのです。大洲市長として当然なことではありませんか？

また、本気で取り組むのなら、3年でできないということは無いでしょう。5年では遅すぎます。西大洲の方々にとっては、いつ洪水が発生するか、一日一日が心配なのですから。

<備考> H7年の東大洲被害も、「矢落川左岸600m」を整備しないまま内陸部を開発し

たという、行政側のミスが、その根本をなしております。ここでも、大洲市長の責任が問われなければならないはずだったのです。

「市民の生命を守り、財産を保全するのが、市長の役目」と言うのは、言葉だけではなく、実績で示される必要があるでしょう。

2004-10-18 前田益見

鹿野川ダムの洪水調節の容積を76mまで拡大することは 現設備のままでも可能なのでは？

鹿野川ダムの洪水調節容積は、水位(標高)で81~89m、容積で1,650万立方メートルである。1m当りでは約200万 m^3 である。

整備計画では、76~89mまで拡大して2,390万立方メートルにしている。ただし、条件が付いていて、「トンネル形式の放流設備が必須」ということになっている。費用は240億円、工事期間もかかる。

書きにくいことなのですが、この「76mまで拡大できるではないか」ということを言い出したのは筆者なのです。H7年の激甚水害のあと、その原因と対策に言及したレポートの中で出しました。建設省(当時)サイドにもオープンにしました。

240億円と月日をかければ放流設備(「トンネル洪水吐(ばき)」という)が充実して、76mまでの減水操作(予備放流)がスムーズに行くことは容易に理解できます。けれども、筆者の素人考えでは、「今の設備のままでも、やれるのではないか」と思えてならないのです。もちろん、76mに近づくほど水圧が減るので減水(放流)に時間がかかる、ことにはなるでしょう。ですがそれであっても、関係者がやる気で取り組めば可能だと考えます。100点満点が無理なら80点で行こうというやり方だって、今よりはプラスです。

関係者がその気になりさえすれば、明日からでも実行できるのですから。(どうしてもトンネル洪水吐が必要なら、76~89mを実行しながらの並行作業もできるでしょう)。

<放流量の試算>

① 発電用の放流 : (取水位置は72m) 最大 28 m^3/s

② 通常放流 : 放流扉(下端76m 上端86m)から

1秒あたり	1時間あたり	1日あたり
28 m^3	10 万 m^3	241 万 m^3
50	18	432
100	36	864
150	54	1,296
200	72	1,728

**76~81m 740万 m^3
1m当り 約150万 m^3**

◎ 試算結果から、「放流扉から70 m^3/s 程度の放流ができれば、発電放流と合わせて、24時間で76mまで水位を下げ得る」ことが判る。 実用可能ではないか？

大洲の「無害洪水量」と 鹿野川ダムの操作

鹿野川ダムの洪水時の操作は、「大洲の無害洪水量」との関係重視して決められています。無害洪水量とは、「堤防の最低線」と理解すればよいでしょう。

大洲の無害洪水量は「毎秒約1,000トン」です。このため、鹿野川ダムは「毎秒600トン」から洪水調節を開始しなければなりません。当初から変わっていないのです。次の式が全てを教えてください。

放流量=600+(流入量-600)×0.419 (m³/s) ⑧ H8年からはこの変形が採用されている。

(式の意味は、600まではそのまま流しなさい。600を超えて入ってきた量は、その41.9%を流しなさい。残りの58.1%が溜める量となります)。

○●◎ 大洲の無害洪水量が大きくなれば、この600をもっと大きい数字にすることができます。ヒントを探す手がかりとして、4例を試算してみましょう。

計算の条件 流入量と時間は、今回の台風16号の鹿野川ダムの数字を採用する。

計算A：放流量=1,500+(流入量-1,500)×0.419 計算B：放流量=1,000+(流入量-1,000)×0.419

計算C：放流量=1,000+(流入量-1,000)×0.200 計算D：放流量=1,000+(流入量-1,000)×0.000

月日	時刻	流入量	計算A		計算B		計算C		計算D	
			放流量	流入量-放流量	放流量	流入量-放流量	放流量	流入量-放流量	放流量	流入量-放流量
8/30	13:10	497	497	0	497	0	497	0	497	0
	14:00	650	650	0	650	0	650	0	650	0
	15:00	938	938	0	938	0	938	0	938	0
	16:00	1,276	1,276	0	1,116	160	1,055	221	1,000	276
	17:00	1,739	1,600	139	1,310	429	1,148	591	1,000	739
	18:10	1,910	1,672	238	1,381	529	1,182	728	1,000	910
	19:00	1,897	1,666	231	1,376	521	1,179	718	1,000	897
	20:00	1,926	1,678	248	1,388	538	1,185	741	1,000	926
	21:00	1,867	1,654	213	1,363	504	1,173	694	1,000	867
	22:00	1,369	1,369	0	1,155	214	1,074	295	1,000	369
	23:00	1,312	1,312	0	1,131	101	1,062	250	1,000	312
8/31	0:00	915	915	0	915	0	915	0	915	0
	1:00	727	727	0	727	0	727	0	727	0
	2:00	595	595	0	595	0	595	0	595	0
合計			1,069		2,996		4,238		5,296	

貯水した水の総量は 計算A 1,069×60×60=約 385万m³

計算B 2,996×60×60= 1,079

計算C 4,238×60×60= 1,526

計算D 5,296×60×60= 1,906

鹿野川ダムの治水容積	
81~89m	1,650万m³
76~89	2,390

この試算から、多くのヒントが得られる。台風16号洪水も、乗り切れることが判る。

☆☆☆ 次に、大洲の無害洪水量が3,900のときを考えてみましょう。

超安全をみて、「1,300 m³/s から調節開始」の試算を試みます。洪水は台風16号の数字を使います。

計算E 放流量=1,300+(流入量-1,300)×0.419 (m³/s)

計算F 放流量=1,300+(流入量-1,300)×0.200

計算G 放流量=1,300+(流入量-1,300)×0.000

月日	時刻	流入量	計算E		計算F		計算G	
			放流量	流入量-放流量	放流量	流入量-放流量	放流量	流入量-放流量
8/30	13:10	497	497	0	497	0	497	0
	14:00	650	650	0	650	0	650	0
	15:00	938	938	0	938	0	938	0
	16:00	1,276	1,276	0	1,276	0	1,276	0
	17:00	1,739	1,484	255	1,388	351	1,300	439
	18:10	1,910	1,556	354	1,422	488	1,300	610
	19:00	1,897	1,550	347	1,419	478	1,300	597
	20:00	1,926	1,562	364	1,425	501	1,300	626
	21:00	1,867	1,538	329	1,413	454	1,300	567
	22:00	1,369	1,329	40	1,314	55	1,300	69
	23:00	1,312	1,305	7	1,302	10	1,300	12
8/31	0:00	915	915	0	915	0	915	0
	1:00	727	727	0	727	0	727	0
	2:00	595	595	0	595	0	595	0
合計			1,696		2,337		2,920	

貯水した水の総量は、 計算E 1,696×60×60=約 610万m³

計算F 2,337×60×60= 840

計算G 2,920×60×60= 1,050

いずれも、ダムは余裕十分。

以上の結果から、次のことがいえるであろう。

結論① 激特事業からはずされた所の堤防を激特事業並みに整備することによって、H16年台風16号の洪水にも、被害を免れることが可能となる。

結論② さらに、整備計画に言う3,900 m³/sの整備ができたなら、5,000 m³/sの洪水にも、被害を免れることが可能となる。

結論③ 借金だらけの財政事情の中、周辺の事業費も含めれば1,000億円をはるかに超える巨額の税金を入れて、治水のための山鳥坂ダムを作る必要はない。

台風16号と肱川水系河川整備計画の破綻

肱川・水と緑の会 会員
古久保 成三郎

台風16号の大雨で、肱川は平成7年時を上回る大洪水となった。堤防の未整備地区は特に大きな被害を受けた。鹿野川ダム completion後、肱川は大雨のたびにダム放流による洪水を繰り返してきた。今回は鹿野川ダムが満水となって洪水調節機能を喪失し、しかもダム決壊を防ぐために流入量を超える放流が行われ、一気に水位が上がった。

こうした状況は、新潟集中豪雨のときの刈谷田川ダムや大谷ダムでも見られた。ダムの運用に大きな反省を迫るものだ。下流の水位のピーク時に、ダムがすでに満水となって、機能を失い、大量の放流が追い打ちをかけることになった。

河川が低水位のときに洪水調節がされ、河川が増水したときに、満水後の放流がされているということだ。何のための洪水調節か。堤防の建設を後回しにしてきたツケであり、新たなダム建設は、満水後のダム機能喪失による放流量を拡大するだけだということだ。ダムの効果には限界があることを教えられた。山鳥坂ダムは要らないのである。

台風16号による被害について、新聞報道はいち早く「鹿野川ダム操作が機能を喪失、ダム決壊を避けるため、流入量を超える放流となった」と報じた。

国土交通省は、記者会見やニュースレター速報で「700トンカットし、70センチ水位を下げた。山鳥坂ダムがあれば、さらに70センチ下げることができた」と述べた。平成7年の洪水による操作規則変更が裏目に出たとしたのである。

最大流量の発表もないのに、なぜ、700トンなどといえるのか。今回の最大流量は、いくらなのか。肱川水系河川整備計画では、最大流量5000トンの時、鹿野川ダムなど既存2ダムで洪水調節450トンとする。水位や被害の程度から、およそ4000トンとみられる洪水で700トンならば、最大流量5000トンでは、もっとあることになる。もはや、肱川水系河川整備計画は、再検討されなければならない。

850トンとするならば、鹿野川ダム改造で300トン、あるいは250トンとされ、肱川水系河川整備計画のダム全体の洪水調節1100トンを達成していることである。山鳥坂ダム建設が不必要なことを、自ら証明していることになる。

平成7年の洪水による操作規則変更は、中小規模洪水に対応し大規模洪水に弱いことは知られていたことである。台風16号は発生時から大型台風であることが分かっていた。何の協議もしなかったことは、企業であれば経営判断が問われる。

今回、無堤防地区が洪水被害を受けたのであり、行政当局の責任は重い。もし、すでに鹿野川ダムを治水ダムとして治水容積が拡大され、洪水調節のスタートの予備放流水位が下げられていたら、洪水被害はなかったと考えられることである。

太田川ダム問題について

(2004.10.20)

静岡県森町 岡本 尚
(グループ太田川水未来、「太田川ダムはいらない」住民協議会)

1. 問題の起こりと経過

大日山に流れを発し、森、袋井、浅羽、福田を経て遠州灘に注ぐ太田川は流路延長44km、流域面積474km²の2級河川である。森市街地上流12km、アユ釣りや景勝の吉川溪谷の奥に、総貯水容量11,600万m³ (修正後)の太田川ダムの建設が決まったのは平成元年(88年)であった。

目的は当初治水であったが、国からの補助金目当てに94年に利水が付け加わった。この計画に疑問を抱いた市民グループ太田川水未来は、98年6月から活動を開始し、

1 太田川の自然的、景観的価値は非常に高いが、ダム建設はそれに大きなダメージを与える。

2 平均流量が天竜川の1/240しかない太田川ダムの水を、西遠14市町(7つは天竜川の彼岸にある)に送る必要は全くない。

3 太田川ダムの集水面積はわずかに20km²で、洪水基準点上流面積の1/20に過ぎず、洪水制

御に役立つ可能性は極めて小さい。同じ税金を使うならどこに豪雨が降っても役立つ河道整備を

中心にした複合的な治水を考えるべき。

4 天竜、大井両川の間位置する太田川にダムを造ることは、寿命と安全性に大きな疑問がある。

との初歩的な認識に立って世論へのアピールと県の諸機関への働きかけをはじめた。

2000年7月、新聞記者からの通報で河川整備計画を審議する流域委員会が開催されることを初めて知り、17名の委員のうち河川についての学識経験者が2名しかおらず、河川に関する市民団体の代表も2名しかいないことがわかった。委員長の東海大学斉藤晃教授(河川工学)に参加を申し入れたが、体よくことわられた。理由はこの委員会が「太田川の河川整備計画の案を作成する手続きの一つとして、学識経験者の意見を聴取する」場であり、これまでに「固まっている各種の計画の、当否を検討する」会ではない」「ダムは存在しているものと仮定して、太田川の整備計画案について」意見を述べてもらう委員会であるというわけである。一方で予防線として、とはいえ「ダムの存在は太田川の河川整備計画を作成する際に、治水、利水、環境のすべての面でかなりの影響をもつ」事は認め、おそらく各委員からもダムに関してもいろいろな意見が出てくるものと思うともいっている。それならダムについて一定の研究を行って来た我々市民団体も参加させることを再度要求したが全く無視され、何時の間にか整備基本方針(01年10月)整備計画(01年12月)がつけられた。今回開示された内容を見ると、豊浜基準点における基本高水ピーク流量を5,200とし、河道への配分を4,700、洪水調節施設による流量を500とすると、計画の基本にダムを入れることが基本決定事項となっており、委員長の回答は既存のダム計画が批判されないための詭弁に過ぎなかったことは

明らかである。またダム計画が先にあったからと行って、この委員会でそれが無条件の前提であったとすれば、本計画は「基本方針」の名に値しない「つじつま合わせ」に過ぎない。

2. 太田川ダム利水計画への批判と運動

2000年6月、読売新聞が、浜松市が当初日量2万トンであった太田川ダムからの受水を、1.5万トンに減らしてほしいと申し出ていたことを明らかにしたのに端を発し、受水量の見直しが行われ、結局西遠14市町の取水量は当初の8,1000トンから67,400トンに減ることとなった。遠州広域水道の実使用率は2000年度中遠系（船明ダム）が79%、湖北湖西系（船明、都田だむ）が47%と水余りで、袋井、浅羽、福田を除けば太田川ダムの水は必要がなかったのである。我々はこの機会をとらえ、治水面も含めたダム計画の全面見直しを報道機関を味方に市民に訴え、主として、設置されたばかりの事業評価監視委員会に全力で働きかけた。翌年1月の委員会では全面見直しの空気が1時非常に高まったが、県の裏からの強い働きかけがあったらしく、2月の委員会は豹変して県側の姑息な「見直し」案（総貯水容量を1300万トンから1160万トン、堤高を2m下げるだけ）を了承して終わった。もはや県知事を変えるほか前進の道は無いことを認識したわれわれは、静岡空港に反対する市民運動その他と力を合わせ2001年7月の県知事を闘い抜いた。その過程で、今迄連絡のなかった天龍川西岸の水質を巡る市民運動との関係ができ、選挙敗北後の8月に20名の有志が太田川を視察に訪れ、山奥の太田川ダムから直接給水されると思い込んでいたのが森町中心部から2kmも下流から取水されることをはじめてしまった。11月には浜松でネットワーク「安全な水を子どもたちに」が結成され、

治水ダムの必要性について意見が異なっている、太田川からの水だけは飲ませたくないという1点で運動をすすめることになった。以下の3点が主要な主張である。

1 西遠州地域では水は十分に余っており、袋井等の不足地域へは天竜西岸から水を送ればよい。

2 6,000人分の生活排水、10の企業排水、160ha（1/4水田）の農地からの農薬、3,000

頭の養豚排水の流れ込む太田川取水点の水質は、県の開示資料を数年分調査した結果淀川以下である。

3 463.9億の事業費（ダム負担分を含む）で、試算では基本料金が180円/m³の高額となる。

山本寛共同代表の提案した戦略は、「県の最も恐れるのは水の購買者である各自治体が水の購入を断ることであり、市民からの働きかけが最も有効なのはこのポイントである」。またネット事務局の高田氏は、町村合併による節水効果に着目した。水源連からは思川グループの山本さん、高橋さんによって科学的な水需要の推定方法について貴重な御教示を頂いた。

以上の戦略の有効性は、会員である内山賢治議員の委員会での活躍もあって、昨年末の浜北市議会の全員一致の太田川の水不要決議となり、更に今年9月、磐田市を中心とする1市4町村の首長連名による「太田川の水は不要、関連工事の凍結を求める」要望となって実証された。浜松市合併グループへの強力な働きかけが緊急の課題である。

3. 治水計画批判

ダムそのものの問題点も取り上げねばならないと言う要請から、一昨年「太田川ダムはいらない住民協議会」が発足し、初年度は堆砂を巡る諸問題について2回講演会を開いた。専門家不在のため延び延びになっていた太田川ダムによる治水計画の分析について、今年8月21日水源連の遠藤保男さんを招いて初めて科学的な批判の方法を学んだ。遠藤氏の分析の結果基本高水流量については

1. 静岡県のいう1/50の計画降雨量355.1mm/日はトーマス法という古い方法によるもので、より科学的な分布関数法を用いて見直すと8種類の手法の平均値は318mmとなる。
2. 過大な計画降雨量を基にして、貯留関数法によって豊浜洪水基準点における基本高水流量を5,200m³/sとしているが、実績流量に基づく流量法による照合を行っていない。（豊浜地点における流量データがないので、少し上流の新貝地点の、県が計画基準洪水としているS29年洪水の最大流量は1,194m³/sでしかなく、この地点の基本高水流量2,900はあまりにも過大である）。
3. 妥当な計画降雨量318mmによれば、豊浜基準点における基本高水流量は4,660m³/s以下であり、県の計画高水流量を下回る。河道整備だけで十分で、ダムは必要無い。
4. 太田川ダムによる調節効果はマンニングの公式から計算すると豊浜の水位にして最大23cmで誤差範囲。

河道整備については、河口から17km地点（森町南部）まで、殆どの部分で実河床高が計画河床高を上回っており、これが計画通りに行われれば太田川ダムは全く必要ないことが明らかにされた。

9月の磐田市議会での会員大杉議員の質問で、現在の河床整備状況について重大な事実がわかった。

現在の太田川河道流下能力は2,500m³/sに過ぎず、計画高水流量の半分程度である（H32迄の目標は3,200）。一方太田川ダムの洪水調節能力は僅か350m³/s、これでは予定通りH21年に太田川ダムが完成したとしても、流域住民の安全は全く確保されないことになる。

このため太田川水未来、住民協議会、太田川ダム研究会の3者は10月7日に県土木部に太田川整備計画の全面見直しを視野に入れた公開質問書、知事と県議会に太田川の河道整備についての緊急陳情書を提出した。

（NB）河川整備基本方針と整備計画の不整合：H13年10月の基本方針では、基本高水5,200に対し河道への配分4,700、洪水調節施設へ500となっているのに、12月の整備計画では河道整備は1/10の洪水（H10年洪水）に対する3,200とすりかわっている。これは土木部自体が、基本高水流量5,200を非現実的と考えている事を示しているのでは無いか？

川辺川ダム問題の現状と展望

～農民・漁民・住民がダム建設をストップする～

2004.10.30

1966年（昭和41年）に発表された川辺川ダムの目的は、『治水』『利水』『発電』と言われていますが、社会情勢の大きな変化でその建設目的は全てなくなっています。

日本三大急流として知られる熊本県・球磨川の最大の支流であり、環境省が水質日本一の清流として認定した川辺川に、九州最大級の川辺川ダム計画が発表されて38年。1999年度から4年連続で繰り越されてきたダム本体工事費が、2004年度は計上されませんでした。国土交通省は6年連続でダム本体工事に着手できないこととなります。

ダム建設をストップさせているのは、利水訴訟に勝訴した農民と、国土交通省の補償案を否決して収用委員会の攻防にまで持ち込んだ漁民と、目的のなくなったダム建設を中止し清流を未来に手渡そうとする住民の闘いの結果です。

●新利水計画はダムなしで！

川辺川ダムから農業用水を引こうとする利水事業計画の事実上の中止を求めて、多数の農家が農水省を相手に裁判を起こした「川辺川利水訴訟」で2003年5月16日、福岡高裁は原告農家勝訴とする判決を下し、計画は事実上白紙に戻りました。その直後から、一つの試みが始まりました。新たな利水計画を検討する「事前協議」では、事業主体の農水省だけでなく、熊本県、関係市町村、利水訴訟原告農家と弁護士、事業推進団体も加わり、一つ一つ関係者の合意を図りながら作業を進める画期的な手法がとられています。

当初、協議は何度も紛糾し、作業が暗礁に乗り上げたり、協議のあり方そのものに反発や異論も飛び出しました。しかし、30回以上延べ140時間に及ぶ議論を経て、農水省も農家の声に真摯に耳を傾け始め、立場を超えた「対話」が生まれつつあります。

「事前協議」での検討をもとに、農家の意向を聞く意見交換会・集落座談会も昨年7月から4回、延べ118会場で開催され、ダム以外の水源を探る現地調査も実施されました。対象農家（4321戸）へのアンケート調査も3回実施され、農家が水を必要とする農地面積は約700ヘクタールで、当初計画の約5分の1でした。水需要の分布では、農家が「水を必要」とする地区は点在し、島状でつながりがないことが分かりました。

今後、事業費・工期・農家負担等を明らかにしながら、新利水計画が川辺川ダムによるのか、ダムによらないのかを絞り込む、集落座談会とアンケート調査が実施されます。過大な水需要に基づいた川辺川ダムによる利水計画は完全に頓挫していることは明らかです。

●熊本県収用委員会、事業認定「却下」を示唆

球磨川流域に漁業権を持つ球磨川漁業協同組合は2001年に、2度にわたり国土交通省が提示した川辺川ダム漁業補償契約の受け入れを否決しました。これを受けて2001年12月、国土交通省は流域の漁業権の強制収用を求める裁決申請を熊本県収用委員会に対して行いました。

2002年2月から2003年11月まで21回の審理が開かれましたが、川辺川ダムから農業用水を引く利水事業が2003年5月の判決確定で事実上白紙となり、県収用委員会は2003年11月から川辺川ダムに関わる審理を中断し、新利水計画の策定を見守ってきました。しかし、新利水計画策定が大幅にずれ込み、今後の見通しが立たないことから、今年11月の審理再開を決定しました。

県収用委員会の塚本侃会長は9月27日に熊本県庁で会見。「ダム計画の変更をいつまでも見守るつもりはない」と述べ、国土交通省が利水事業の見直しを受けた同ダムの変更計画を一定期間中に示さない場合は、収用申請の却下裁決もあり得ることを示唆しました。

同日の会見で、塚本会長は「11月の審理で国交省にダムの変更計画の提出を求めても出ない場合は、収用委員会側から数カ月単位で提出の期日を決める」と明言。その上で「期日までに出不い場合は、審理のしようがない。こうした事態を踏まえて結論を出さざるを得ない」と語りました。

一方、国交省が期日までに変更計画を提出した場合は、変更部分が土地収用法が定める却下要件の「著しい変更」に当たるかどうかを判断することになるといいます。

土地収用法の改正で、収用委員会は2年以内に結論を出すことが定められ、川辺川ダムの収用審理は来年2月で期限切れとなります。川辺川ダムの収用裁決申請が「却下」された場合、2000年12月の川辺川ダム事業認定そのものが無効となります。事業認定が否定されるということは、1998年の川辺川ダム基本計画の変更そのものの「公益性」が否定されることに他なりません。

その場合、流域の漁民による川辺川ダム事業認定取り消し訴訟（尺アユ裁判）自体も消滅するのではないか、というのが弁護士の見解です。

●住民参加の視点から見た住民討論集会

住民側専門家による川辺川ダム治水代替案の発表をきっかけに、熊本県は2001年12月「川辺川ダムを考える住民大集会」を開催しました。国の直轄事業に対し、事業者（国土交通省）と住民が同じテーブルにつき、多くの住民の参加のもと、熊本県がコーディネーターして事業の是非を議論するこの形式は、全国にも例がない画期的な試みです。

2回目からは国交省が主催して、これまでに治水と環境をテーマに9回開催されてきました。その中で、治水上川辺川ダムが不要なことや、川辺川ダムが流域の環境に悪影響を与えることが次々と明らかにされています。

この住民討論集会でも、討論集会の期日や場所から、討論の内容などを検討する「事前協議」が熊本県のコーディネートで開かれ、事業主体の国交省だけでなく、ダム反対と容認の住民、諸団体等が加わり、一つ一つ関係者の合意を図りながら作業を進める画期的な手法がとられています。

昨年12月の第9回討論集会で、熊本県・国交省・住民で流域の森林の保水力調査を進めることが合意されました。それに基づき、実験の方法や場所などについて8月まで十数回におよぶ事前協議と専門家会議が開催されました。現在、大雨時に地表流の観察実験を実施中です。9月の台風18号、21号での実験結果、自然林と人工林とでは地表流の発生に大きな開きが出ました。今後も実験を継続し、森林の保水力が、どのように洪水時の流量に結びつくか、検討を進めることになっています。

●清流を未来に！

流域の河川改修が進み、未改修の一部の地区を除けば、今では過去最大の洪水が来ても球磨川からあふれません。多くの流域住民は過去の経験から、大雨の時にダムに限界までたまった水が一気に放流される時の増水を恐れ、ダム建設に反対しています。危険なダム建設に頼るのではなく、人工林の間伐をすすめて山林の保水力をさらに高めることや、河川の浚渫や堤防の強化をすすめ、より水害に強い地域づくりを進めていくことが求められています。そのほうが、より安全で環境にやさしく、地域振興にもつながります。

にもかかわらず、国土交通省は八代市の萩原堤防の強化事業であるフロンティア堤防事業を中止し、川辺川ダム総事業費を3300億円に増額するなど、あくまでもダムによる治水に固執しています。

川辺川ダム事業は、ムダな公共事業の象徴であり、各種世論調査の結果を見ても住民の多くは川辺川ダム建設中止を求めています。問題がここまで複雑・長期化し、水没予定地・五木村をはじめ多くの住民がダム問題に翻弄され続けた理由は、行政が住民の声を無視して事業を進めてきたからです。

今後、川辺川ダム建設の「受益者」とされている下流域住民のダム不要の意志をよりくっきりと大量に表し、「被害者」とされている五木村民や球磨川漁協の本来の意志と結び付けるとともに、これをさらに広い国民の世論で包み、ダム建設を完全中止に追い込んでいくことが、私たちの世代に課された責務ではないでしょうか。（文責・緒方紀郎）

清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域郡市民の会

■連絡先 熊本県人吉市北泉田町214番地

重松隆敏方（事務局長宅）

TEL/FAX 0966（22）3917

清津川ダム中止後の補償問題

元清津川ダムを考える会 三橋允子

湯沢町の水没予定地だった三俣部落は中止後もダム推進派と反対派の対立が続き、最近迄膠着状態が続いていた。国も県も町もリーダーシップをとらず、県知事選が始まる頃になってようやく町長が間に入って新しい組織が誕生した。

ダム推進派が頑強に主張していた個人補償は全く認められず、又反対派が要望していた源泉を各家にとり、トンネル化した新しい国道なども認められなかった。一般的な補助事業（下水道、護岸等）は認められた。国県は地元の要望しない道の駅には積極的であるという。唯でさえ通行量の少なくなっている旧国道に道の駅など、将来新たな地元の負担を生むだけではないか。建設業者の救済事業ならば、他にもっと大切な仕事がありそうなものだ。

財政再建団体転落直前の新潟県であるが、土建王国はまだまだ健在のようだ。（湯沢町議 佐藤守正さんから頂いた資料を添付します。）

三橋さん

遅くなりましたが、資料をお届けします。

「三俣未来まちづくり協議会」というのが、町長の要請に応じて、賛成派・反対派の両者を統合してようやくでき上がった新しい組織です。この新しい組織は精力的に会合を重ね、同封の要請書を作って7月に町に提出しました。

町はそれを国・県・町の三者協議の場に持ち出したものの、まず何から始めるかとか、来年度に手を付けるのは何か、などの具体的なことは何も決まらず、いまだに町は国と県に折衝中という所です。国側の、補助事業として現在行われている事業に乘せられるものは何とかなるが、それをはみ出したことまで事業化することはできないという態度を崩せずにいるようです。・・・補助事業となると町の負担も当然出てくるわけで、財政が厳しくなっている昨今、うかつには乗れないという事情もあるわけです。

たまりかねた「まちづくり協議会」は、国・県・町の三者協議の場に我々も参加させてほしいと強硬に要請した結果、正式なメンバーとして受け入れられるわけにはいかないが事務レベルの協議の場には参加を認めてもいいというところまで勝ち取りました。それが9月の下旬です。

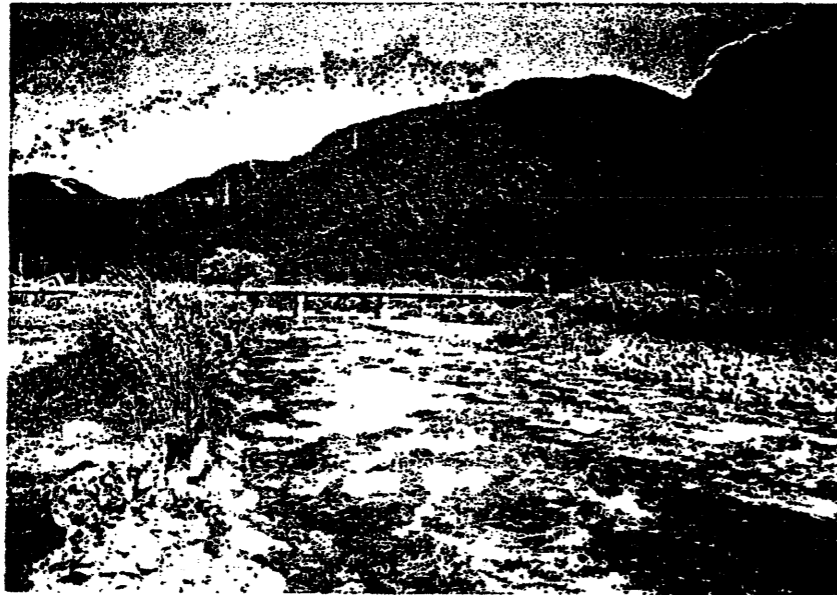
その後、協議会が参加した会合が持たれたのかどうかは、私はつかんでいません。来年度の国の予算に何らかの事業を組み入れたいと地元は必死なのですが、まだその道筋は見えないという状態です。

10.20

佐藤守正

三俣未来まちづくり地域振興策

一人と自然の共生、歴史文化を活かした
保養、観光、交流のまちづくり



清津川の清流

平成16年7月

三俣未来まちづくり協議会

36年間に渡ってのダム建設問題はこの地に時間の停滞をもたらし、地域の未来像の創出を挫折させ、産業の発展停止を余儀なくさせた。また、古き良き地域の人間関係を悪化させ、より深刻なのは、この地に後継者を育成させる希望を失わせたことである。

これらを踏まえたうえで、私たちは以下の6項目の理念を確認したうえで、振興策を提言する。

- ・健やかな地域社会づくり
- ・地域環境と調和した魅力あるまちづくり
- ・地域情報化対策
- ・広域連携による地域活性化
- ・地域産業創造対策
- ・歴史的遺産、伝統文化の活用

1. 三俣の基本課題

この地の基本課題は現在の生活の有様を基礎にした新たなるまちづくりへの取り組みである。このまちづくりを行うための前提条件は、三俣地域に安定した地域産業を構築し、季節性に左右されず、時々の経済にも大きく影響を受けることのない健全な地域産業の育成である。この安定した産業の上に地域住民は就業の場が与えられ、過不足のない安全で安心して暮らせることにより、家族を健全に養っていただけることではなければならない。まちづくりとは、人々の生活をつくることであり、そのためには生活基盤である健全な産業をつくることである。

この健全なる産業を実現するための地域整備の基本方針は、湯沢町が平成11年度に作成した「湯沢町都市マスタープラン」に示されている。

2. 三俣の基本課題実現のための基本産業

三俣の基本課題を実現するための基本産業は「自然を活かした保養、レクリエーション基地」の形成である。

2-1 「まちづくりのための基本産業の位置付け」

湯沢町は、まちづくりのテーマとして、総合計画において「人と自然の営みを守り育てるまちづくり」を掲げている。また「湯沢町都市マスタープラン」における三俣地域の将来のイメージは「自然とのふれあいリゾート地」としており、その地域整備の基本方針のひとつに、「自然を活かした保養、レクリエーション基地」の整備が示されている。

a) それに基づく三俣地域のまちづくりの方向は「人と自然の共生、歴史文化を活かした保養、観光、交流のまちづくり」である。

- b) そのための具体的指針として三俣は、その特徴である自然を基礎にして「自然を活かした保養、レクリエーション基地」として整備することが望ましいと考える。

2-2 「保養、レクリエーション基地」とは

- a) 湯沢町観光振興計画（エリア別観光振興計画）によれば、三俣における観光のまちづくりの目標イメージは「温泉+地域（宿場）文化+自然を軸とした滞在型リゾートエリア」としている。
- b) この滞在型リゾートエリアは、豊かな自然を健康資源として活用し、その上に「自然と調和する」必要最小限の施設をつくって、健康を回復し増進しながらレクリエーションを楽しみ、その中で人との交流を深め、広域連携による新たな地域文化をつくっていく場所と考える。

2-3 「保養、レクリエーション基地」を三俣につくる意義

- a) 日本における 21 世紀の課題は「健康」である。したがって、健康を支える「自然を活かした保養、レクリエーション基地」を三俣につくるということは、単に新潟の一地域の問題であるばかりではなく、同時に日本の課題を三俣で実現するという重要な役割を持つことができる。
- b) 湯沢、新潟と関東を結ぶ玄関口である三俣につくる地理的意義は大きい。
- c) 地域活性化に寄与し、住民の安らぎと健康につながる。

2-4 三俣のまちづくりのリーディング・プロジェクト

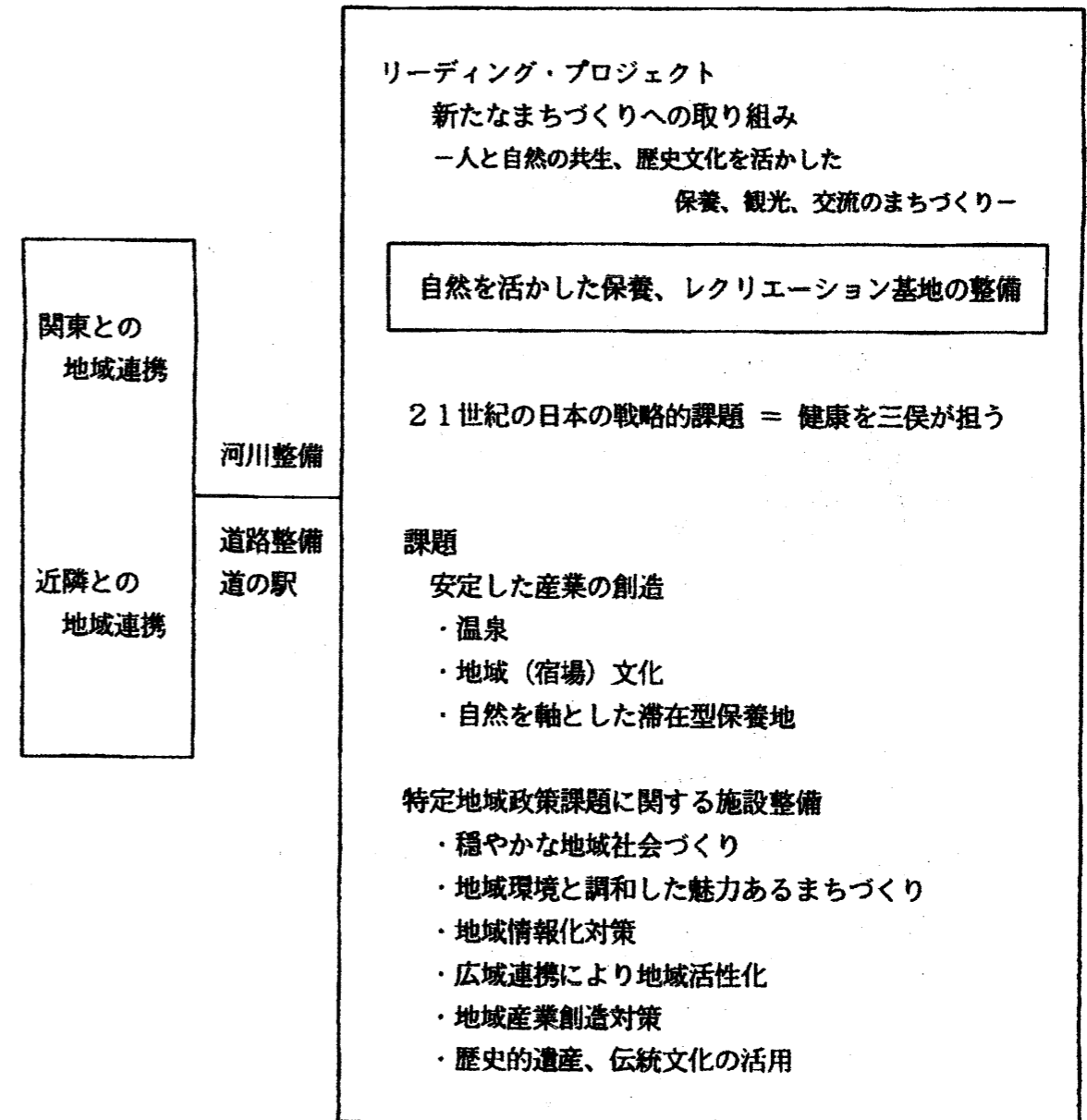
三俣のまちづくりと地域振興を同時に進めていくためには、リーディング・プロジェクトが必要である。

- a) リーディング・プロジェクトとは、21 世紀の重要な地域政策課題に関わり、かつ、全国のモデルになりうるような内容を持つ地域づくりに対する取り組みを、国及び県が支援する仕組みと理解している。
- b) その支援策は、まちづくりという総合的な仕事にふさわしい広範な内容を持っている。特定地域政策課題に関する施設整備として前述した6つの理念がその内容である。
- c) このような総合的な内容を持つプロジェクトの具体的な内容は、地域の私達がその地域の特殊な諸条件に応じて個別に考えることである。
- d) 三俣における「自然を活かした保養、レクリエーション基地」は 21 世紀の重要な地域政策課題を遂行する、リーディング・プロジェクトにふさわしい内容を持っている。

3. 我々住民は、国、県、町と一体になって湯沢町都市マスタープランに示されている「自然を活かした保養、レクリエーション基地」を実現すべく要望し、提案するものである。

また、湯沢町三俣地区地域振興整備検討会より「長期的課題」として回答された項目と、この度の要望、提案事項は「自然を活かした保養、レクリエーション基地」の実現のためには不可欠な項目であり、外すことはできない。このすべての項目を実現できるよう国、県、町は我々住民に更なる情報と知恵の提供を行うよう要望するものである。

《 リーディング・プロジェクトの展開 》



要望事項

国道17号・町道の改良

1. 新芝原トンネル開削および国道17号法線改良
 - (1) 新芝原トンネル開削
 - (3) 八木沢トンネル廃止(三俣方面より街道の湯まで現状路線を維持)
2. 地域生活道路の整備
 - (4) 国道無雪化
 - (5) 国道歩道無雪化
 - (6) 町道芝原三俣線の整備
 - (7) 水路(流雪溝)整備
3. 大島橋架け替え
 - (8) 大島橋架け替え(国道17号の移設等の中で検討)

道の駅等

4. みつまた道の駅の新設(民業を圧迫しない施設整備)
 - (9) 道路情報提供施設、駐車場、24時間トイレ等
 - (10) 観光物産館、自然交流センターの併設
 - 温泉を利用したリハビリセンターの設置
5. 街道の湯の施設整備
 - (11) 足湯施設整備、植栽等整備

スポーツ・レクリエーション施設

6. 河川スポーツ公園(八木沢地区)
 - (12) 総合グラウンド、多目的広場
 - (13) 総合体育施設、管理棟、駐車場
 - (17) 散策、芝生公園の整備

登山道・遊歩道・周遊道路の整備

7. 登山道(苗場山)・遊歩道整備
 - (18) 各地区および清津峡を含めた遊歩道整備
 - ・水無地区自然観察遊歩道整備を含む
 - (19) 公衆用トイレの設置
 - (20) ビュースポット、休息所の整備
 - (21) 統一案内、誘導看板の設置
 - 苗場山登山道整備

8. 各観光施設を結ぶ周遊道路の整備
 - (22) 各観光施設を結ぶ周遊道路の整備

歴史文化遺産

9. 歴史文化遺産の整備・保全
 - (23) 統一案内看板の整備
 - 荒戸城、八木沢口留番所、本陣等の復元整備、脇本陣の保全
10. 史跡を活かした街なみ景観整備
 - (24) 統一案内看板の整備
 - (25) 景観に配慮した街灯整備
 - (26) 電気、電話線等の地中化

下水道整備

11. 下水道整備
 - (27) 下水道整備

住宅改修費用支援

12. 住宅改修費用支援(外壁修景化)
 - (28) 住宅改修費用支援(外壁修景化)

温泉掘削

13. 温泉掘削および各戸配湯施設整備
 - (29) 一般家庭及び営業施設への温泉配湯
 - 貝掛源泉配湯施設整備

情報化推進整備

14. 情報化推進整備
 - (30) 光ファイバー整備

河川改修(近自然型・多自然型改修)

15. 清津川護岸整備
 - (31) 清津川護岸整備
 - (32) 護岸背後地を利用した公園整備(三俣地区、八木沢地区)
 - (33) 植樹による景観整備
16. 水無川護岸整備
 - (34) 砂防ダムの整備
 - (35) 護岸の全面的改修
 - 植樹による景観整備

17. 小河川の整備

- (36) エスポ川改修
- (37) 吉の沢砂防ダムの整備（流路工）
- (38) 南沢改修

・(37)(38) は急傾斜地につき治水安全度を優先

自然災害防止整備

18. 自然災害防止整備

- (39) 岩鼻雪崩防止柵設置
- 土石流、土砂崩れ等危険箇所の防止・整備

地域活性化活動交付金

19. 地域活性化活動交付金の交付

- (40) 地域活性化活動交付金の交付

農林業

20. 農林業の振興

- (41) 農村・都市交流施設整備
 - ・水無地区の農業体験施設整備
 - ・大島地区のソバ村とソバ畑
 - ・三俣地区のわさび畑
 - ・森林の育成整備

地籍調査

21. 地籍調査

- (42) 地籍調査

用地問題等

22. 河川区域の確定と用地問題の解決

- (43) 清津川河川区域の確定（用地問題の解決）

交流

- ◎ 地区館新設および温浴施設の設置（地域住民の交流の場）
 - 地区館新設および温浴施設の設置
- ◎ 各地区児童公園の設置
 - 各地区へ児童公園の設置

災害・救急体制

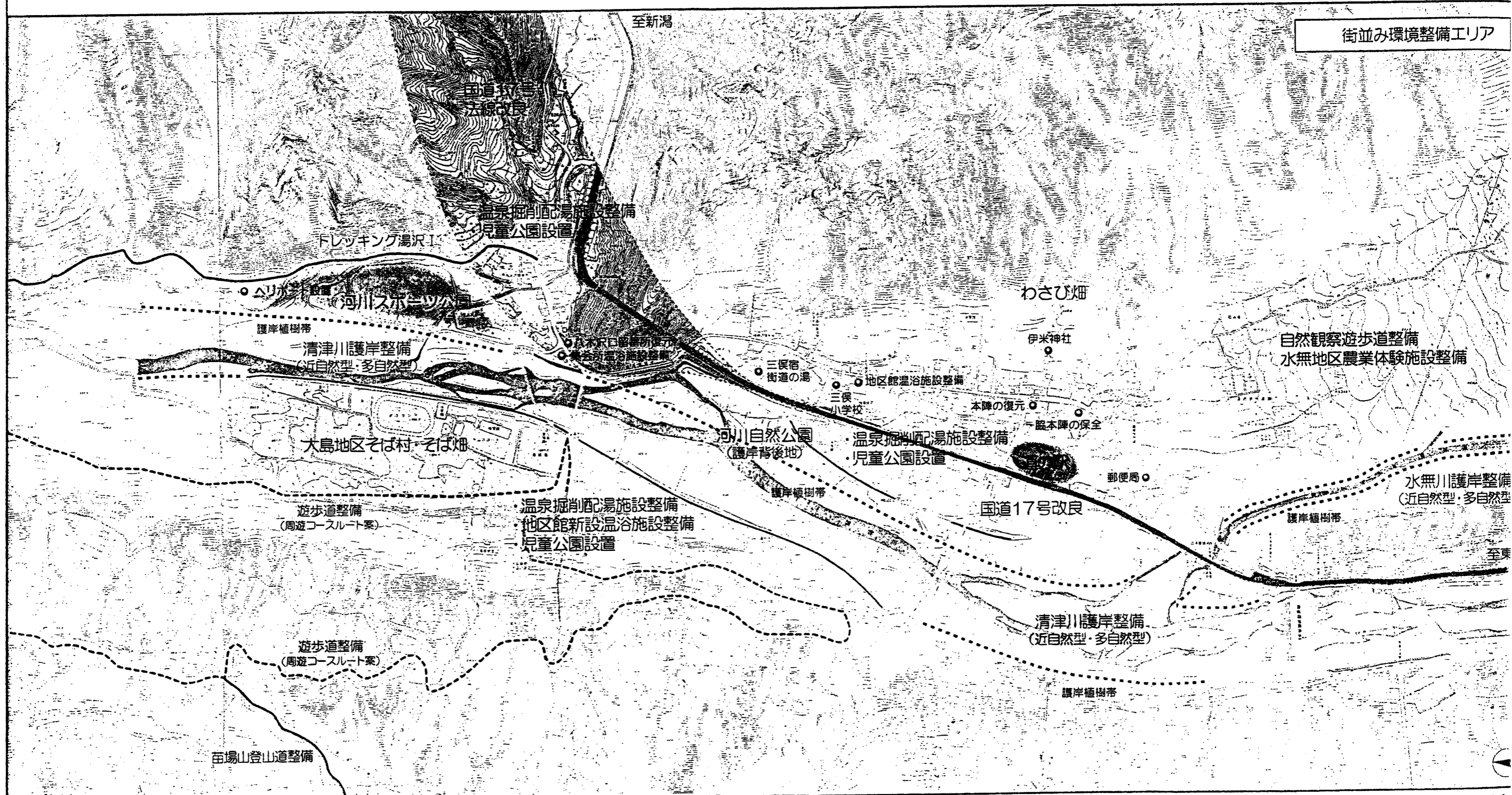
- ◎ ヘリポートの設置
 - 防災、救急ヘリポート

※ 整理番号は平成16年3月18日湯沢町三俣地区地域振興整備検討会の資料より引用

※ ◎○は三俣未来まちづくり協議会新規要望事項

※ ・は三俣未来まちづくり協議会具体的要望事項

三俣未来まちづくり地域振興策イメージ図



- 地図外要望事項
1. 荒戸城の復元
 2. 貝掛源泉配湯施設整備
 3. 周遊トレッキングコースルート・吊り橋

三俣未来まちづくり協議

三俣未来まちづくり地域振興策整理表

湯沢
(三俣町で作った資料です)

要 望 事 項	要 望 項 目	優 先	主 体	三俣未来まちづくり振興策項目と内容
1 新芝原トンネル閉削及び国道17号 法線改良	(1) 新芝原トンネル閉削	→ ○	国	→(1) 三俣未来まちづくり振興策項目と内容
	(2) 八木沢トンネル廃止	→ ○	国	→(2) ・現状路線を「街道の湯」まで維持
	(3) 清津川護岸に国道移設	○	国	
2 地域生活道路の整備	(4) 国道無雪化	→ -		→(3)
	(5) 国道歩道無雪化	→ -		→(4)
	(6) 町道芝原三俣線の整備	→ ○	町	→(5)
	(7) 水路(流雪溝)整備	→ ○	町	→(6)
	(8) 大島橋架け替え	→ -		→(7)
	(9) みつまた道の駅の新設	→ ○	国	→(8) ・国道17号の移設等の中で検討 ・民業を圧迫しない施設整備
	(10) 観光物産館、自然交流センターの併設 (駐車場、24時間トイレ等)	→ ○	町	→(9) ・新設候補地は「レストハウス越後」周辺
5 街道の湯の施設整備 6 国営河川スポーツ・自然公園整備 河川スポーツ公園(八木沢地区) 7 登山道・遊歩道整備 登山道(苗場山)・遊歩道整備	(11) 足湯施設整備、植栽等整備	→ ○	県	→(10) ・温泉を利用したリハビリセンターの設置
	(12) 総合グラウンド、多目的広場	→ -		→(11)
	(13) 総合体育施設、管理等、駐車場	→ -		→(12) ・八木沢グラウンド周辺の施設拡充整備
	(14) クロスカントリー、歩くスキー施設の整備	→ -		→(13)
	(15) 自然に近いフィッシングパークの整備	→ -		
	(16) 地区内一周運動用歩道、自然観察道の整備	→ -		
	(17) 散策、芝生公園の整備	→ -		
	(18) 各地区及び清津峡を含めた遊歩道整備	→ ○	町・県	→(14) ・水無地区自然観察遊歩道を含む
	(19) 公衆用トイレの設置	→ ○	町・県	→(15) ・既存のトレッキングコースを活用、吊り橋で結んで清津川周遊コースとして整備。ルート、吊り橋横断箇所等は今後の調査
	(20) ビュースポット、休憩場所の整備	→ ○	町・県	→(16)
	(21) 統一案内・誘導看板の設置	→ ○	町・県	→(17)
	(22) 各観光施設を結ぶ周遊道路の整備 ※7(18)に包括して検討	→ ○	町・県	→(18) ・苗場山登山道整備
	(23) 統一説明看板の整備 ※10(24)に包括して検討	→ ○	町	→(19)
	(24) 統一案内看板の整備	→ ○	町	→(20)
	(25) 景観に配慮した街灯整備	→ ○	町	
	(26) 電気、電話線の地中化	→ -		
	(27) 下水道整備	→ ○	町	
(28) 住宅改修費用支援(外壁修景化)	→ ○	町		
(29) 温泉掘削及び各戸配湯施設整備	→ ○		→(21) ・荒戸城、八木沢口留番所、本陣の復元整備、脇本陣(池田家)の保全。 →(22) ・各地区に源泉を掘削、配湯施設整備	
10 史跡を活かした街なみ景観整備	(30) ADSL接続整備	→ -		→(23) ・貝掛源泉配湯施設整備
	(31) 清津川護岸整備	→ ○	国	→(30) ・光ファイバー整備
	(32) 護岸背後地を利用した公園整備	→ ○	町・県	→(31) ・近自然型、多自然型工法による整備
	(33) 植栽による景観整備	→ ○	町・県	→(32) ・三俣、八木沢地区
	(34) 砂防ダムの整備	→ ○	国	→(33) ・多自然型工法による整備
	(35) 護岸嵩上げ	→ -		→(34) ・多自然型工法による整備
	(36) エスポ川改修	→ ○	町・県	→(35) ・全面的改修 →(36) ・植栽による景観整備
17 小河川の整備	(37) 吉の沢川改修(流路工)	→ ○	町・県	→(37) ・吉の沢川、南沢は急斜面のため治水整備を優先
	(38) 南沢改修	→ ○	町	→(38)
	(39) 岩鼻雪崩防止柵設置	→ ○	県	→(39)
	(40) 地域活性化活動交付金の交付	→ ○	町	→(40) ・土石流、土砂崩れ等危険箇所の防止・整備
19 地域活性化活動交付金の交付	(41) 農村・都市交流施設整備	→ -		→(41)
	(42) 地籍調査	→ ○	町	→(42)
20 農林業の振興	(43) 清津川河川区域の確定(用地問題の解決)	→ ○	国県町	→(43)
	(44) 水無地区の農業体験施設整備	→ -		→(44) ・水無地区の農業体験施設整備
	(45) 大島地区のそば畑とそば村	→ ○		→(45) ・大島地区のそば畑とそば村
	(46) 三俣地区のわさび畑	→ ○		→(46) ・三俣地区のわさび畑
	(47) 森林の育成	→ ○		→(47) ・森林の育成
22 河川区域の確定と用地問題の解決	(48) 地籍調査	→ ○	町	→(48)
	(49) 水無地区の温泉施設の新設	→ ○		→(49) ・水無地区温泉施設の新設
23 水無地区児童公園の設置	(50) 水無地区児童公園の設置	→ ○		→(50) ・水無地区児童公園の設置
	(51) 水無地区児童公園の設置	→ ○		→(51) ・水無地区児童公園の設置
24 水無地区児童公園の設置	(52) 水無地区児童公園の設置	→ ○		→(52) ・水無地区児童公園の設置
	(53) 水無地区児童公園の設置	→ ○		→(53) ・水無地区児童公園の設置
25 水無地区児童公園の設置	(54) 水無地区児童公園の設置	→ ○		→(54) ・水無地区児童公園の設置
	(55) 水無地区児童公園の設置	→ ○		→(55) ・水無地区児童公園の設置

※この表は、湯沢町三俣地区地域振興整備検討会の整理・検討状況表と三俣未来まちづくり地域振興策を対比し整理したものです

※は三俣未来まちづくり地域振興策新規要望事項。・は具体的要望内容。優先は湯沢町三俣地区地域振興整備検討会の検討結果(○は優先項目、-は長期計画課題、●は包括項目)

集会決議(案)

本日、私たちは、集会「新潟の治水を考える」において、まず7月水害の被害実態とその原因について大熊孝さん(新潟大学工学部教授)から、ついで現在建設中の奥胎内ダムの問題点について嶋津暉之さん(水源開発問題全国連絡会・共同代表)から報告を受け、参加者全員で真剣に議論しました。

その結果、五十嵐川上流の2つのダムは連携操作が不可能であるため十分な洪水調節がなされなかったこと、「ダム神話」のために行政・住民とも身近な河川への関心を失い洪水に対する備えが不十分であったこと、河川管理者(県)は堤防の危険箇所が分かっていたのに長年にわたってそれを改修せず放置してきたこと、その反面、奥胎内ダム建設などに税金を投入し続けてきたこと、奥胎内ダム計画には重大な計算式の誤りなど(それらは意図的なものとも考えられる)があり、その結果導き出された過大(虚構)の数値に基づいてダム計画の必要性が根拠づけられていること、したがって計画どおり河川改修を行えば現在の河川施設で100年に1回の洪水を十分防止できること、などが明らかになりました。

出席を要請した国(国土交通省北陸地方整備局)も県も出席せず、公開質問状に対して十分時間があつたのに回答しませんでした。国は「県管理の河川やダムに対する質問なので、十分な説明をするよう県に指導した」と述べています。県の対応は、「県民起点の県政」「広く県民の意見をくみ取り、反映させ……住民と行政が一体となって川づくりに取り組みます」という謳い文句と異なります。新潟県はまた、新たに設置された「7.13新潟豪雨洪水災害調査委員会」をはじめ「新潟県公共事業再評価委員会」などが県民の眼が届かない密室で非公開で運営されており、県民・NGOの意見を採りあげようともしないという、近年まれにみる前近代的な行政姿勢を示しています。

最近では隣県の長野県(長野方式)をはじめ熊本県・群馬県など幾つかの県では、住民参加による審議会、住民ヒアリングなどが積極的に行われ、治水政策も「脱ダム」「森林整備」「遊水地」など多面的・多機能的な施策が進められています。

以上のことから私たちは、新潟県の現行の治水政策および治水行政姿勢を早急にかつ抜本的に見直し、広く県民の意見をくみ取り反映させるため住民参加、住民・行政一体の手法により、緊急性・安全性・必要性・有効性・経済性などを勘案して公正で科学的な治水行政を推進するよう、願わざるをえません。

私たちは国・県に対して、奥胎内ダム建設を中止するとともに、新潟県の治水行政を抜本的に再検討するよう要求します。

以上、決議します。

2004年9月3日

集会「新潟の治水を考える」参加者一同

東海・北陸信越のページ

新潟の治水行政考える 水害受け 住民が緊急集会 知事選候補にも所信聞く

奥胎内ダムやめ 河川改修こそ



被災者からも活発な発言が出た緊急集会=3日、新潟市

新潟県で7月の水害で大きな被害が出たこと、治水行政のあり方を考える緊急集会「新潟の治水を考える」が3日夜、新潟市で開かれた。奥胎内ダムを考

「民主主義を実現する新潟県民の会」の川原幸雄候補は、水害の原因は奥胎内ダムだと述べ、改修を止められぬと訴え、奥胎内ダムを中止すべきだと求めた。

考える」を聞きまし約九十人が参加。知事選(三日)に立候補を表明している候補者にも所信を聞きました。大熊孝(新潟大学工学部教授)は、今回の水害では守るべき危険地域で破壊胎内ダムは必要ないと指摘しました。

「民主主義を実現する新潟県民の会」の川原幸雄候補は、水害の原因は奥胎内ダムだと述べ、改修を止められぬと訴え、奥胎内ダムを中止すべきだと求めた。

奥胎内ダムは水害の過大な数値にもとづき計画の必要性が根拠づけられており、計画どおりの河川改修で百年に一回の洪水を十分防止でき、奥胎内ダムは必要ないと指摘しました。

「民主主義を実現する新潟県民の会」の川原幸雄候補は、水害の原因は奥胎内ダムだと述べ、改修を止められぬと訴え、奥胎内ダムを中止すべきだと求めた。

奥胎内ダムは水害の過大な数値にもとづき計画の必要性が根拠づけられており、計画どおりの河川改修で百年に一回の洪水を十分防止でき、奥胎内ダムは必要ないと指摘しました。

「民主主義を実現する新潟県民の会」の川原幸雄候補は、水害の原因は奥胎内ダムだと述べ、改修を止められぬと訴え、奥胎内ダムを中止すべきだと求めた。

奥胎内ダムは水害の過大な数値にもとづき計画の必要性が根拠づけられており、計画どおりの河川改修で百年に一回の洪水を十分防止でき、奥胎内ダムは必要ないと指摘しました。

防の危険箇所が毎年にわたり放置されてきたことにあると指摘。生活再建支援策の補助が福井県の四分の一程度であることからも、河川改修や支援策に多大な税金を投入すべきだと強調しました。

「破堤防ぐ 治水大切」

新潟でシンホ 7.13水害でダム問題についてのシンポジウム「新潟の治水を考える」が三日、新潟市の万代市民会館で開かれた。報告に立った新潟大学工学部の大熊孝教授(河川工学)は、破堤を防ぐ堤防整備の重要性を強調した。

シンホは、ダム建設に反対する市民団体「奥胎内ダムを考える会」などが主催した。

大熊教授は「越前(堤防)水が乗り越える現象(浸)した地域は比べ、破壊した地域の被害は格段に大きかった」とした上で「堤防下にコンクリート壁を設置する連続壁中壁工法などを採用し、越前しても破れない堤防をつくるべきだ」と訴えた。

また水源開発問題全国連絡会の嶋津暉之共同代表は、県が計画する奥胎内ダムについて「洪水時の100年一遇洪水を必要以上に削減すること」として

東海・北陸信越のページ

長野・浅川治水どうする

十八日、長野市内で新
潟大学工学部の大熊孝教
授を招いて、今年の新潟
水害の教訓に学び浅川の
総合治水に生かす「浅川
の治水問題シンポジウ
ム」が開かれ、約百二十
人が参加しました。

これは日本共産党県議
団と同党長野市議団、県
議会会派「トライアル」し
なの「と」あおぞらの「浅
川・千曲川等治水対策会
議、公共事業を考える会
などで作る実行委員会の
主催。浅川の総合治水問
題で、これほど幅広い実
行委員会が作られたのは
初めてです。

ダム、高い堤防 安心できぬ

幅広い団体で実行委 シンポに120人

大熊氏は七月十三日の
新潟県・五十嵐川、刈谷
田川の越流、堤防決壊の
実態などを解説。「堤防
が高くなればなるほど、
破壊したときは強い破壊
力で被害は甚大」と、堤
防決壊は防がなければな

水に対応する(ダムがあ
り、治水対策が完成して
いた。ダムが洪水調整し

たのは4割で、ダムは補
助的なもの。」「ダムがで
きたから安心」というの
は大間違い。いまの浅川
の方が安全度は高いと思
う」と指摘し、「破壊しな
い低い堤防にして、何方
所も水があふれても床下
浸水で済むよう危険を拡
散する仕組み」と問
題提起しました。



新潟の水害に学んで浅川の治水を考えたシンポジウム
=18日、長野市内

7・13水害 教訓を生かす

新潟

緊急防災フォーラム 被災者ら対策議論

7・13水害の教訓から、多発する集中豪雨や台風による水害への防災対策を考える「緊急防災フォーラム」(新潟日報社など主催)が二日、新潟市の西新潟市民会館で開催された。三条市や南蒲中



初めに、県7・13新潟
豪雨洪水災害調査委員長
で金沢大学教授の玉井信
行氏が「検証 平成十六
年七月水害」と題して基
調講演。ハザードマップ
整備と、死者が多数出た
高齢者など社会的弱者へ
の対応が課題などとして、
「ハード面の河川整備と
同時に、行政と市民が連
携した危機管理システム
の構築が必要だ」と語っ
た。

パネルディスカッション
では、高橋二夫・三条
市長や榎山晴美・中之島
町消防団長、被災体験者
ら六人のパネリストそれ
ぞれが、水害時の状況や
対応を説明。情報伝達の
遅れや避難所の再点検を
指摘する声が相次いだ。

今後の地域防災につい
ては「スムーズな情報伝
達が必要。マニュアルを
ひくだけでなく、機能
させる工夫を」「災害は
決して人ごではない。
日々の備えが大事」など
の意見が出された。

新潟日報
第三種郵便物認可
10.20(水)

奥胎内ダム

10月17日県知事選に自民党他保守系推薦の泉田（前岐阜県新産業労働局長）が当選したことで、又苦難の道が始まる。6人の候補のうち4人は恐らくダム中止を実行すると思われたので残念だった。

9月3日、嶋津代表を迎えて新潟市でシンポジウムを開催した。基本高水の計算根拠の一つ、羽越水害時の県営発電ダムの欠測流量の推定計算の初歩的ミスを指摘され、正しい計算では奥胎内ダムは勿論、胎内川ダムでさえも治水には不要と衝撃的な事実を論理明快に発表された。

又同時に7.13水害の調査委員（委員長代理）でもある大熊孝教授にも水害の報告を頂いた。完成後23年の刈谷田川ダムの堆砂が107%に達している現状について、ダムの排砂は、黒部川で問題を起こしていることもあげて、解決は不可能と明言された。

県土木部に対する質問は文書による質問に文書で答え、誠実に対応していると称し、公開討論会には頑として応じない。文書の質問に対しても誠実どころか可能な限り引き延ばしとハグラかしに終始している。奥胎内ダムのホームページに掲載されているが、発表迄は数週間～数ヶ月かかっている。

再評価委員会も記者クラブのみに公開された。県土木部監理課のホームページに数日後とは言え、私達の公開請求の前と比べれば格段に詳しい議事録が発表されるようになった。その内容から推測すれば、丸山委員長が全くの御用学者であることが明らかとなっている。他の委員の活躍で改革が進むことを期待している。

元清津川ダムを考える会 三橋允子

私の視点



三橋 允子(70)川西川町
(奥胎内ダムを考える会代表)

毎年、数百に及び「水漏れ」と記され、今回の水防計画が県から発行されている。残念ながら、一般県民は入手できず、県庁一階の情報センターで閲覧する。県内各河川の危険箇所が四ランクに分類表示されている。奥管理河川だけで最も危険とされる「重点」が六十七カ所、総延長五十八、次のAランクが四百五十一カ所、四百二十一、三番目のBで千九百九十一カ所、千三百七十、膨大な要改修区間が存在する。今回の水害で破壊した三条市嵐南地区も、数十年前からAランクに指定され、「漏水実績あり」の記述があった堤防である。予想される危険の項目には「欠壊

疑問点多い奥胎内ダム継続

度分が発表されている。毎度分が発表されている。毎度のことながら、結果として県の提案通りの評価結果が並んでいる。中には胎内川のように「地元」の記者クラブのみ傍聴可能と進の声が強」の記述が見られたり、山奥に「レクリエーション都市公園」が巨費を投じて整備されていた。安全よりも快適、あるいは地元の政治力が優先さ

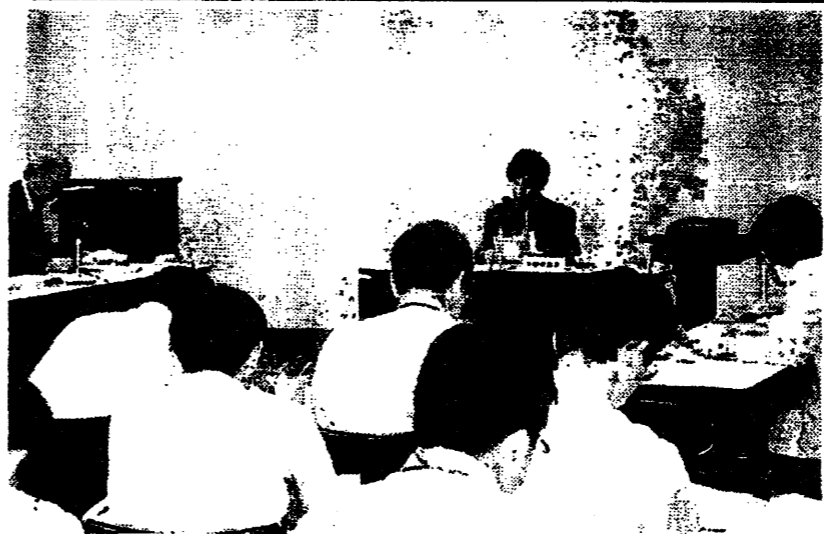
た奥胎内ダムも、十九日に被害は土石流によるものであったとの地元住民の方々の証言もある。危険地域の住民は既に安全地帯に移転している。治水のための胎内川ダムも七七年に完成した後、一定量放流に至る洪水は一度もない。七八年、八一年の堤防欠壊は河床低下と欠陥護岸の責任で中止していただいたことが切に願う。

内川には重点もAもない。B評価地点は一九四九年から改修が継続されている。予想される最大洪水の流量計算根拠にも疑問がある。六七年八月の羽越水害時、胎内川は破壊も越流もせず

内川には重点もAもない。B評価地点は一九四九年から改修が継続されている。予想される最大洪水の流量計算根拠にも疑問がある。六七年八月の羽越水害時、胎内川は破壊も越流もせず

奥胎内ダムなど 3事業継続了承

県公共事業再評価委員会 第一回会合が十九日、新潟市で開かれた。初めて岡技科大教授)の本年度 報道陣に審議が公開され



奥胎内ダムなど3ダムの事業継続を了承した県公共事業再評価委=19日、新潟市新光町の自治会館

た中で、県営奥胎内ダム(北蒲黒川村)など三事業について継続が妥当とする県の方針を了承した。しかし、委員からは「審議で使う資料の内容が不十分」などと同委員事務局の奥当局に対する批判の声も上がった。

委員会審議の公開は市民団体の「奥胎内ダムを考える会」(三橋充子代表)が求めていたもので、本年度から報道陣に限って公開されることになった。

今回の会合で事業継続が妥当とされたのは同ダムのほか、常浪川ダム(東蒲上川村)と晒川ダム(十

日町市)。奥胎内ダムをめぐって「奥胎内ダムを考える会」が「建設は不必要」として運動を展開する一方、黒川村と北蒲中条町はダムの早期完成を求める両町村民の署名を県に提出していた。

会合では、委員側から「県の用意した資料が市民団体側の主張にきちんとは対応した形になっていない」との指摘や、「県の財政状況や住民の公共事業に対する意識なども議論に反映すべきだ」などの意見が出された。

しかし、同ダムの事業中止を求める意見はなかったことから、事業継続を了承。指摘された項目については今後の委員会運営の参考とする(以下)

終了後、丸山委員長は奥胎内ダムの継続了承については「費用対効果などを含めて総合的に判断した」と話した。

04.8.20 新潟日報

04.8.24 新潟日報

私の視点

「河川堤防の問題箇所 本県が全国四割 四百七カ所と突出」九月二十五日付本紙でも報道された。大半の県民が驚きと不安を感じたのではなからうか。

県は「大部分は7・13水害で発生したもの、他県より厳しい点検方法を取ったため本県の箇所数が突出したのではなか」と話している。

しかし、今回の緊急点検は目視によるだけであり、

今年の水害で被害を受けたかった他の河川でも流下能力や堤体強度など、もっと厳密な調査を行えば、問題箇所数はもっと多くなるかもしれない。

三条でも越流だけで破堤



三橋 允子(70) 西川町 (奥胎内ダムを考える会代表)

島町では圧倒的に破堤による家屋倒壊やはんらんによる水死者の方が多かった。不要との計算結果も出ていくんな点で人災といわれる。地域の方々は胎内川の多数のダム湖の状況を「存じない」のだろうか。青黒い水がよどみ、夏にはブクブクとメタンガスが発生している。いったん雨が降れば長期茶色の湖となる。平野に至る前に伏流水となり、

ダムより破堤しない治水を

度治水を目指す努力を行うに建設が優先されている。政に求めたい。

一九六七年8・28水害時、胎内川は記載されていない。水防警報を発令するた

に胎内川は記載されていない。水防警報を発令するた

専門家によれば、現在の胎内川の決壊、はんらんによる死者は皆無であった。でも安全河川との認識なの

技術なら、ダムを造るよりよる死者は皆無であった。でも安全河川との認識なの

も少ない事業費で堤防強化をすれば可能だ、との崩落による土石流災害によ

ダム計画の基本となる百

後、県外の人々からも、新町十一人の方が亡くなられ、量の計算にも誤りがある。町長の良識と、交代される

新町十一人の方が亡くなられ、量の計算にも誤りがある。町長の良識と、交代される

町長の良識と、交代される

三条でも越流だけで破堤

三条でも越流だけで破堤

三条でも越流だけで破堤

ハッ場ダム問題に関する住民監査請求と住民監査請求報告大集会

ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会

住民監査請求 5千人を超えた請求人

9月10日、一都五県（群馬、栃木、茨城、埼玉、千葉県と東京都）それぞれに対して、各都県の住民がハッ場ダム問題に関する住民監査請求を一斉に行いました。請求人数は合計で5,293人にもなりました（その後の追加で請求人は5,400人以上へ）。5千人を超える規模で、しかも、六都県で一斉に住民監査請求を行ったのは、今まで例のないことだと思います。 [注1]

請求の主旨は次のとおりです。

- ① 治水・利水の両面で必要性が全くなく、さらに有害でさえあるハッ場ダム事業に対して公金を支出するのは、地方自治法、地方財政法、地方公営企業法、河川法に照らして違法である。
- ② したがって、ハッ場ダム事業に関わる負担金を一切、支出してはならない。
- ③ そして、過去1年間に違法に支出された公金等に関して、知事個人等に対し、損害賠償請求権を行使することを求める。 [注2]

これから、各都県の監査委員による審議が行われます。監査の結果が出るのは60日以内です。その結果が棄却または却下の場合は、各都県の地方裁判所に対して住民訴訟を提起する予定です。

千葉と茨城に関しては意見陳述の日程がきまりましたので、却下（門前払い）という線はなくなり、請求の内容に関して審議が進められることになりました。

ハッ場ダムという時代錯誤のダム計画、子孫にとって巨大な負の遺産となるダム計画を何としてもストップさせなければという思いが結集して、5千人を超える規模の監査請求になりました。

今回の監査請求でつくることができたハッ場ダム反対運動の大きな輪をもっともっと広げて、その勢いで、ハッ場ダムの中止を国や各都県、各政党に求めていきたいと思ひます。

[注1] 栃木県では県内で思川開発事業（南摩ダム）（事業主体：水資源機構）と湯西川ダム建設事業（国土交通省）が進められていますので、今回、「ムダなダムをストップさせる栃木の会」は、栃木県に対してはハッ場ダムも含めた3ダム事業に関する住民監査請求、宇都宮市に対しては湯西川ダムに関する住民監査請求を行いました。

[注2] 地方自治法の改定により、知事個人等に対して住民が直接、損害賠償を請求できず、

監査委員が請求を認めた場合は、監査委員が知事等個人に対して損害賠償を請求することになっています。

今回の監査請求と、今後予想される住民訴訟を進めていくため、各都県ごとにハッ場ダムをストップさせる会がつけられました。（栃木はムダなダムをストップさせる栃木の会） その集合体として、ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会ができています。

その構成メンバーは、ダム反対運動を進める一般市民、地方議員、全国市民オンブズマンのメンバー（弁護士、税理士、一）、さらに市民オンブズマンからの呼びかけで参加した弁護士の方々です。通常は住民訴訟を行う場合、弁護士の協力を得るのがなかなか大変なのですが、今回は大勢の弁護士さんがメンバーの一員として参加しており、強力な運動の体制ができています。

これから長い運動を展開していくため、資金の面でも人手の面で、もっともっと多くの方の参加が必要です。

ハッ場ダムを止めようという意思のお持ちの方は是非、ご参加ください。各団体の連絡先は次のとおりです。

ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会 谷合周三法律事務所

TEL 03-3512-3443

ハッ場ダムをストップさせる群馬の会	鈴木 庸	TEL 027-224-8567
ハッ場ダムをストップさせる茨城の会	神原晴美	TEL 0297-72-7506
ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会	藤永知子	TEL 048-825-3291
ハッ場ダムをストップさせる千葉の会	中村春子	TEL 043-486-1363
ハッ場ダムをストップさせる東京の会	深澤洋子	TEL 042-341-7524
ムダなダムをストップさせる栃木の会	伊藤武晴	TEL 0285-23-8505

熱気があふれた住民監査請求報告大集会

一斉の住民監査請求を行った翌々日、9月12日の午後、東京新宿の住友ホールで、住民監査請求報告大集会を開きました。定員350名弱の会場に450名近い方が参加され、余裕をもって用意しておいた資料もなくなり、事務局はうれしい悲鳴をあげました。ダム問題をテーマとした東京での集会で、400名を超える人が参加したのは初めてのことのようによいと思います。これは、メインゲストとして田中康夫長野県知事が講演するというセールスポイントがあったとはいえ、ハッ場ダム問題に対する関心が大きく広がってきたことは示していると思ひま

す。

集会のプログラムは次のとおりでした。

「ハッ場ダムは何が問題か」

(嶋津暉之)

「ハッ場ダムの住民監査請求の報告」

(各都県のストップさせる会の責任者)

「川辺川ダム利水裁判の勝利」

(板井 優 川辺川利水訴訟弁護団長)

「脱ダム社会への道」

(田中康夫 長野県知事)

嶋津から「ハッ場ダムの必要性が治水利水の両面で全くなくなっていること、ハッ場ダムが災害の誘発や水質の悪化などの災いをもたらすこと、地元の真の再建のためにもダムを中止すべきこと」を報告した後、各都県の責任者である群馬の鈴木さん、栃木の伊藤さん、茨城の柏村忠志さん、埼玉の藤永さん、千葉の中村さん、東京の深澤さんが、監査請求にいたるまでの経過とハッ場ダム問題に対する抱負を、それぞれの思いを込めて語りました。

次に、板井弁護士が、川辺川利水裁判において農民がどのようにして勝利を得てきたのか、農民こそが主人公であるという姿勢を貫き通してきたこと、川辺川ダムそのものが様々な運動の展開によって中止の一步手前まできていることを大変分かりやすく報告しました。

最後に、田中知事は、ダム建設はほとんどゼネコンが受注するため、地元への還元が非常に少ないこと、長野県では現在は森直し（森林の整備）などで雇用を創出していること、政府が進める市町村合併や三位一体改革がまことにばかけたものであること、知事になってから、県の利息支払い額を大幅に削減して県財政の建て直しをしてきたことなどを、ユーモアあふれる独特の語り口で講演しました。

ほぼ定刻の午後1時半に始まって、4時半までの3時間が非常に短く感じられるほど、内容が充実した集会でした。

この集会の大成功で、監査請求の勢いがさらに高まったように思います。

次回は、12月5日(日)に渋谷で集会を開く予定です。

不当な監査結果に抗議する

ハッ場ダム事業に関する住民監査請求の却下について

9月10日、893人の監査請求署名を添えて、埼玉県監査委員に「ハッ場ダム建設事業に対する負担金の支出差止等を求める住民監査請求」を提出しました。その監査結果が10月8日、郵送されてきました。監査結果は、監査請求を却下するというものでした。

請求の内容について全く審理することなく、意見陳述の場すら与えずに、門前払いというべき却下という結果を出した監査委員に対して、強い憤りを覚えます。

ハッ場ダムは治水・利水の両面で建設の必要性が失われ、さらに様々な災いをもたらす事業です。その事業に対して、埼玉県が総額で約800億円（起債利息も含めれば約1,200億円）も負担するのは、公金の無駄遣い以外に何ものでもありません。900名近くの県民が今回監査請求を行ったのは、このように無意味な事業に埼玉県が参加することを何としてもストップさせなければならないという思いが結集したものです。その県民の思いを監査委員は踏みにじりました。

私たちは、地方自治法、地方財政法、河川法等に照らして、必要性が失われたハッ場ダム事業に対する埼玉県の費用負担は違法であることを指摘しましたが、県監査委員はそのことには耳を傾けず、明白な違法性の提示なしという不当な判断を行いました。必要性の喪失、巨額の公金無駄遣いという重大な事実を目をつむり、実体審理を行うことなく、監査請求人の権利である意見陳述の場すら与えずに、門前払いという結果を出した監査委員は、その責務を放棄したと言わざるをえません。

私たちは、今回の監査結果に対して強く抗議するとともに、ハッ場ダム事業への参加の不当性、違法性を問うために、住民訴訟を起こす意志を表明します。

2004年10月12日

ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会

代表 藤永 知子

〔連絡先〕 さいたま市浦和区北浦和3-12-3-601

TEL&FAX 048-825-3291

STOP
THE
YAMBA
DAM

ハッ場ダム住民訴訟スタート集会

2004年
12月5日(日)
午後1時20分~4時30分

渋谷フォーラム・エイト

(FORUM 8)6階 オリオン・ホール
渋谷駅ハチ公口より徒歩7分、道玄坂のぼる
東京都渋谷区道玄坂2-10-7、新大塚ビル
TEL 03-3780-0008

■プログラム

▼オープニング・ミニコンサート

野木啓太 ~吾妻渓谷のビデオを見ながら~

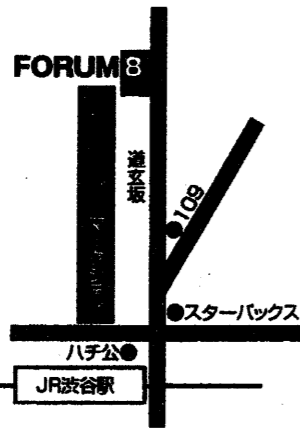
▼原告団アピール

「ハッ場ダム住民訴訟の意義と要点」

▼講演

「ハッ場ダムは利根川治水に役立つか?」

大熊孝 (新潟大学教授・治水研究の第一人者)



税金の無駄遣いを指摘されて、簡単に却下するのは許されることではない。

私たちは9月10日、ハッ場ダムへの税金支出は許されない無駄遣いであると考え、6都県で約5,400人の住民が一同に住民監査を請求しました。しかし各都県の監査委員は、本来のチェック機能を果たさず、次々と却下・棄却の結論をだしました。このような構造体質が、貴重な自然を破壊し、今までの膨大な借金を増やし、さらにこれからももっとも借金を増やしていくことになるのです。私たちは、6都県のダム計画からの撤退、計画の中止、現地への補償などを求める立場から、ハッ場ダム事業への各都県の費用負担は不当・違法であるとして、各地方裁判所に住民訴訟を起こすことにしました

止めるのサポーター



日本一の金喰いダムから6都県を撤退させましょう。

なぜ、住民訴訟なのか?

●国土交通省が群馬県長野原町に建設中のハッ場ダムは、構想から52年、現地住民の生活と環境を破壊しながら、未だダム本体の工事には至っていません。また、昨年、ハッ場ダムの事業費は2.2倍にも値上げされ、総事業費4600億円の日本一高額なダム計画となりました。自治体の財政難は、東京・埼玉・千葉・群馬・茨城・栃木の6都県に共通の課題です。しかし、知事たちは独自の調査もせず、国土交通省の言いなりに増額を認め、都・県議会も十分な議論なく、これに同意してしまいました。

●そこで、ハッ場ダムへの税金支出は許されない無駄遣いであるとして、去る9月10日、6都県で約5,400人の住民が一同に住民監査を請求しました。残念ながら監査委員は本来のチェック機能を果たしたとはいえ、無責任にも次々と却下・棄却の結論をだしました。ハッ場ダムが有害無益であることは明らかです。

1. 水需要が飽和状態に入って利水の必要性がなくなっている。
2. 利根川の洪水対策として役に立たない。
3. 地質が脆弱なので、災害を誘発する危険性が高い。
4. 関東の耶馬溪「吾妻渓谷」を台無しにし、イヌワシ等の生息を危うくさせる。
5. 国民の総負担額は約8,800億円にもなり、水道料金も跳ね上がることが予想される。

●私たちは、6都県のダム計画からの撤退、国土交通省が計画を中止し、現地への十分な補償を行なうことを求める立場から、ハッ場ダム事業への都県の費用負担は不当・違法であるとして、各地方裁判所に住民訴訟を起こすことを決意しました。

住民訴訟のサポーターになってください。

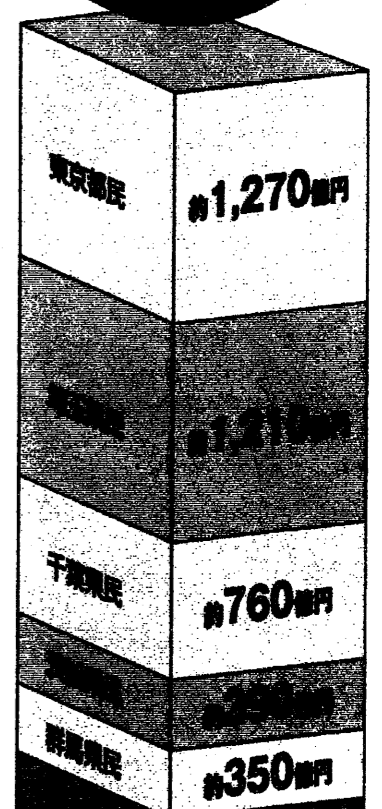
●ハッ場ダム住民訴訟は、日本の公共事業を根本から問い直す、史上初の広域訴訟です。各地で活動してきた原告団とともに、市民、オンブズマンと共に、利水・治水・地質など各方面の専門家や弁護士が手弁当で参加していますが、膨大な労力と時間、多額の費用が予想されます。おおぜいの市民の熱意とカンパで、ぜひ訴訟を支えていただければ幸いです。ぜひ、市民のみなさまの熱意とカンパで、この訴訟を支えて下さい。

●そこで、おおぜいのみなさまのご参加とご協力をお願いする次第です。

- ①まず、6都県の方は「各都県のハッ場ダムをストップさせる会」へ、それ以外の方は「東京の会」へご入会ください。年会費、一口1,000円/カンパは随時、受け付けています。
※ 会費、カンパは、下記の郵便局の振替口座へお振込み下さい。(なお、通信欄には、会費・カンパの別、また、連絡経費の経減のためファックス番号やメールアドレスなどもご記入下さい。)
- ②各都県の公判の傍聴や、集会等のイベントにご参加下さい。
- ③資金集め、運動を広げるための企画・アイデアもお寄せください。

各会の連絡先	電話番号	連絡先	振替口座
ハッ場ダムをストップさせる群馬の会	027-224-8567	鈴木 庸	振替 00150-2-356373
ムダなダムをストップさせる栃木の会	0285-23-8505	伊藤武晴	振替 00140-1-500609
ハッ場ダムをストップさせる茨城の会	0297-72-7506	神原晴美	振替 00160-8-556816
ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会	048-825-3291	藤永知子	振替 00180-2-334064
ハッ場ダムをストップさせる千葉の会	043-486-1363	中村春子	振替 00120-5-426489
ハッ場ダムをストップさせる東京の会	042-341-7524	深澤洋子	振替 00120-8-629740
ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会	03-3512-3443	谷合周三法律事務所または上記の藤永・深澤へ	

**ハッ場ダム
住民訴訟
サポーター
募集!**



ハッ場ダム
関連事業の
国民の総負担額

DAM

¥880,000,000,000

資料代 1000円
主催 ハッ場ダムをストップさせる会
東京都千代田区舞台6丁目4番地
谷合周三法律事務所 03-3512-3443